

平成31年

第1回美濃市議会定例会会議録

平成31年 2月28日 開会

平成31年 3月22日 閉会

美濃市議会

平成31年第1回美濃市議会定例会会議録目次

第 1 号 (2月28日)	ページ
議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した事務局職員	2
開会・開議の宣告	3
諸般の報告及び行政諸般の報告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
平成31年度施政方針並びに予算編成方針	3
休憩	13
再開	13
議案の上程	14
議案の説明	
議第1号(副市長 柴田徳美君)	14
議第2号・議第5号・議第6号・議第10号・議第13号・議第14号	
議第22号(民生部長 篠田博史君)	18
休憩	24
再開	24
議第3号・議第4号・議第8号・議第11号・議第12号・議第16号	
議第23号・議第24号(建設部長 古川雄太君)	24
議第7号・議第15号(美濃病院事務局長 林 信一君)	29
議第9号・議第17号・議第18号(総務部長 北村道弘君)	31
休憩	35
再開	35
議第19号・議第21号(秘書課長 西部睦人君)	35
議第20号(産業振興部長 成瀬孝子君)	36
議案の上程	36
議案の説明	
議第25号・議第26号(市長 武藤鉄弘君)	37
休憩	37
再開	37

質疑	37
委員会付託省略（議第25号及び議第26号）	38
討論	38
議案の採決	38
休会期間の決定	38
散会の宣告	38
会議録署名議員	40

第 2 号 （3月12日）

議事日程	41
本日の会議に付した事件	41
出席議員	42
欠席議員	42
説明のため出席した者	42
職務のため出席した事務局職員	42
開議の宣告	43
会議録署名議員の指名	43
議第1号から議第24号までと市政に対する一般質問	43
1 古田秀文議員	43
1. 「笑顔あふれる元気な美濃市」づくりについて	43
① 平成31年度が最終年度となる「美濃市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の進捗状況と今後の展開はどのようなか。	
② 「美濃市まち・ひと・しごと創生総合戦略」と平成33年度からの第6次総合計画との関係性はどのようなか。	
2. “健康日本一”を目指した元気なまちづくりについて	44
① 新年度の健康年齢向上事業「からだ改善プロジェクト」の取り組みはどのようなか。	
② 認知症高齢者の見守り対策はどのようなか。	
3. 子どもを生き育てやすい優しいまちづくりについて	45
① 産後母子サポート体制の充実はどのようなか。	
② 赤ちゃん紙おむつ購入の助成についてはどのようなか。	
③ 小中学校のICT教育を充実させるための取り組みはどのようなか。	
④ 小学校外国語（英語）科・外国語活動の充実に向けての取り組みはどのようなか。	
4. 「来て！観て！暮らす！」人が集まるまちづくりについて	46
① 10連休となるゴールデンウィークへの対応はどのようなか。	

② 移住・定住促進への取り組みはどのようなか。	
5. 地域の特性を活かした稼げるまちづくりについて	46
① 2020東京オリンピック・パラリンピックに向けて美濃和紙知名度アップへの 取り組みはどのようなか。	
② 立ち寄り型観光から滞在・体験型観光への転換内容はどのようなか。	
③ 企業誘致施策としての（仮称）池尻・笠神工業団地開発の進捗状況はどのよ うか。	
④ 消費税増税に備えたキャッシュレス化への対応はどのようなか。	
休憩	60
再開	60
2 古田 豊議員	60
1. 美濃市総合計画条例の制定にあたり今後の美濃市のあり方について	60
① 将来の人口減少が予測される中、どのような市政運営をしていくのか。	
② 新たな広域連携、複数の市町村で構成する「圏域」についての市の考え方は どのようなか。	
③ 国民の結婚に対する意識が変わる中、結婚を促すための政策はどのようなか。	
2. 公園施設の充実について	66
① 親子連れや若者や高齢者がもっと公園で遊べるように公園の施設を充実でき ないか。	
3. 市営住宅への入居者の連帯保証人制度について	68
① 連帯保証人を2名から1名に減らせないか。	
3 佐藤好夫議員	69
1. 長良川遊水地について	69
① 長良川遊水地の計画はどのようなものか。	
② 進捗状況はどうなっているのか。	
③ 市としては今後どのように対応していくのか。	
休憩	71
再開	71
4 辻 文男議員	71
1. 施政方針について	71
① 「健康日本一を目指した元気なまちづくり」で、老朽化が著しい5施設を集 約し、健康づくり、地域福祉、子育て支援の拠点となる（仮称）市民わくわ くふれあいセンターの建設工事に着手されるが、集約される施設のその後の 処理をどうするのか。また、跡地の利用をどのように考えているのか。	
② 「地域の特性を活かしたまちづくり」では、魅力あるまちづくりを進めるた めには、魅力ある働き場所の確保が欠かせない。当市の中心産業である金属	

産業、プラスチック産業、製紙業などの産業振興については、商工会議所、県、関係団体と連携し、販路拡大や人材の育成などで地場産業の振興に努めると述べられているが、具体的な施策をどのように考えているか。

- ③ 同じく、「地域の特性を活かしたまちづくり」において、森林所有者に適切な管理を促し、管理できない森林については、林業経営者や市が管理を担い、森林の適正管理を行うと述べられているが、具体的な施策をどのように考えているか。
- ④ 「誰もが安全・安心・快適に暮らせるまちづくり」では、「共助」の大切さ、「地域防災力の強化」、ごみ減量化、絆で結ばれた地域づくりの推進を述べられているが、推進の原動力は自治会に依存するところが大きいと考えるが、自治会のあり方についてどのように考えるか。

2. 都市計画（道路）の見直しについて 76

- ① 県のマスタープラン改定に伴う用途地域の見直しとはどのようなものか。
- ② 都市計画道路の見直しはあるのか。
- ③ 第6次総合計画の策定に都市計画は必須と考えるが対応できるか。
- ④ 活性化が進む中央地区の市道松森・上条線は、都市計画道路としての対応・整備が必要と考えるがいかがか。

3. 債権処理について 80

- ① 平成30年度における未収金、公債権と私債権それぞれの回収状況は、どのようなか。
- ② 債権管理条例制定に向けての進捗状況はどのようなか。

5 永田知子議員 82

1. 美濃市の公園について 82

- ① 公園施設長寿命化計画について、これまでの計画策定の進捗状況はどのようなか。
- ② 小倉公園について、飼育動物数はどれくらいか。また、生命の維持管理の上で配慮されている事項は何か。
- ③ 小倉公園について、動物愛護の心を養う視点から、見せ方の工夫が必要と思うが、考えはどうか。

2. 美濃市に居住する外国人について 86

- ① 在住外国人の国籍構成などの現状はどのようなか。
- ② 医療や居住地域の防災の周知はどのように行われているのか。

委員会付託（議第1号から議第24号まで） 90

休会期間の決定 90

散会の宣告 90

会議録署名議員 91

第 3 号 (3月22日)

議事日程	93
本日の会議に付した事件	93
出席議員	94
欠席議員	94
説明のため出席した者	94
職務のため出席した事務局職員	94
開議の宣告	95
会議録署名議員の指名	95
議案の上程	95
委員長報告	
総務産業建設常任委員会委員長 梅村辰郎君	95
民生教育常任委員会委員長 梅村栄一君	97
委員長報告に対する質疑	98
討論	98
永田知子議員	98
議案の採決	99
閉会の宣告	102
市長挨拶	103
会議録署名議員	104
総務産業建設常任委員会審査報告書	105
民生教育常任委員会審査報告書	106

美濃市告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定により、平成31年2月28日に平成31年第1回美濃市議会定例会を美濃市議会議事堂に招集する。

平成31年2月21日

美濃市長 武藤 鉄 弘

付議事件名

- 1、平成31年度美濃市一般会計予算
- 1、平成31年度美濃市国民健康保険特別会計予算
- 1、平成31年度美濃市農業集落排水事業特別会計予算
- 1、平成31年度美濃市下水道特別会計予算
- 1、平成31年度美濃市介護保険特別会計予算
- 1、平成31年度美濃市後期高齢者医療特別会計予算
- 1、平成31年度美濃市病院事業会計予算
- 1、平成31年度美濃市上水道事業会計予算
- 1、平成30年度美濃市一般会計補正予算（第7号）
- 1、平成30年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 1、平成30年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 1、平成30年度美濃市下水道特別会計補正予算（第3号）
- 1、平成30年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 1、平成30年度美濃市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 1、平成30年度美濃市病院事業会計補正予算（第2号）
- 1、平成30年度美濃市上水道事業会計補正予算（第2号）
- 1、美濃市総合計画条例について
- 1、消費税及び地方消費税の税率改正に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 1、美濃市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 1、美濃市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 1、美濃市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 1、美濃市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 1、美濃市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 1、市道路線の認定について

- 1、美濃市公平委員会委員の選任について
- 1、人権擁護委員候補者の推薦について

平成31年 2 月 28 日

平成31年第 1 回美濃市議会定例会会議録（第 1 号）

議 事 日 程 (第 1 号)

平成31年 2 月 28 日 (木曜日) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 平成31年度施政方針並びに予算編成方針
- 第 4 議第 1 号 平成31年度美濃市一般会計予算
- 第 5 議第 2 号 平成31年度美濃市国民健康保険特別会計予算
- 第 6 議第 3 号 平成31年度美濃市農業集落排水事業特別会計予算
- 第 7 議第 4 号 平成31年度美濃市下水道特別会計予算
- 第 8 議第 5 号 平成31年度美濃市介護保険特別会計予算
- 第 9 議第 6 号 平成31年度美濃市後期高齢者医療特別会計予算
- 第10 議第 7 号 平成31年度美濃市病院事業会計予算
- 第11 議第 8 号 平成31年度美濃市上水道事業会計予算
- 第12 議第 9 号 平成30年度美濃市一般会計補正予算 (第 7 号)
- 第13 議第10号 平成30年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第14 議第11号 平成30年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第15 議第12号 平成30年度美濃市下水道特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第16 議第13号 平成30年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)
- 第17 議第14号 平成30年度美濃市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第18 議第15号 平成30年度美濃市病院事業会計補正予算 (第 2 号)
- 第19 議第16号 平成30年度美濃市上水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 第20 議第17号 美濃市総合計画条例について
- 第21 議第18号 消費税及び地方消費税の税率改正に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 第22 議第19号 美濃市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第23 議第20号 美濃市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第24 議第21号 美濃市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第25 議第22号 美濃市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 第26 議第23号 美濃市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 第27 議第24号 市道路線の認定について
- 第28 議第25号 美濃市公平委員会委員の選任について
- 第29 議第26号 人権擁護委員候補者の推薦について

本日の会議に付した事件

第1から第29までの各事件

出席議員（13名）

1 番	豊澤正信君	2 番	梅村辰郎君
3 番	梅村栄一君	4 番	永田知子君
5 番	古田秀文君	6 番	岡部忠敏君
7 番	辻文男君	8 番	庄司義廣君
9 番	古田豊君	10 番	太田照彦君
11 番	森福子君	12 番	山口育男君
13 番	佐藤好夫君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	武藤鉄弘君	副市長	柴田徳美君
教育長	樋口宜直君	総務部長	北村道弘君
民生部長 (福祉事務所長)	篠田博史君	産業振興部長	成瀬孝子君
建設部長	古川雄太君	会計管理者	古田和彦君
教育次長	澤村浩君	美濃病院事務局長	林信一君
民生部参事	辻幸子君	総務課長・ 選挙管理委員会 事務局長	瀬瀬敬久君
秘書課長	西部睦人君		

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	市原義則	議会事務局次長 兼議事調査係長	石原まさる
議会事務局書記	平田純也		

○議長（森 福子君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成31年第1回美濃市議会定例会が招集されましたところ、御参集いただきましてまことにありがとうございます。

本定例会に提出されます案件は、平成31年度予算を初め、いずれも重要な案件であります。どうか慎重に審議を賜りますとともに、議会の円滑なる運営に御協力をお願いいたします。

開会・開議の宣告

○議長（森 福子君） ただいまから平成31年第1回美濃市議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

開会 午前10時00分

諸般の報告及び行政諸般の報告

○議長（森 福子君） 諸般の報告及び行政諸般の報告をいたします。

報告の内容につきましては、お手元に配付してありますので、御承知をお願いいたします。

○議長（森 福子君） 本日の日程は、さきに御通知申し上げたとおり定めました。

第1 会議録署名議員の指名

○議長（森 福子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、7番 辻文男君、8番 庄司義廣君の両君を指名いたします。

第2 会期の決定

○議長（森 福子君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、本日から3月22日までの23日間といたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 福子君） 御異議がないものと認めます。よって、この定例会の会期は本日から3月22日までの23日間と決定いたしました。

第3 平成31年度施政方針並びに予算編成方針

○議長（森 福子君） 日程第3、平成31年度施政方針並びに予算編成方針について、市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 皆さん、おはようございます。

平成31年第1回美濃市議会定例会の開会に当たり、平成31年度の市政運営に関する私の所信の一端を述べさせていただき、議員各位並びに市民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと

存じます。

初めに、大変穏やかな中、平成31年が幕をあげましたが、早くも2カ月が経過をしようとしております。本年は天皇陛下が御退位をされ、30年余りにわたる平成の時代の幕が閉じ、新しい時代へと移り変わる節目の年となりました。また、本年は市制施行65周年という記念すべき年にも当たります。これまで先人たちが築き上げてきたふるさと美濃市を振り返るとともに、さらなる飛躍の年となるよう、さまざまな事業に取り組んでまいりたいと考えております。

さて、我が国を取り巻く世界情勢は、悪化する日韓関係や北朝鮮の非核化問題、さらにはアメリカ第一主義を唱えるトランプ大統領が打ち出した保護主義政策により、アメリカと中国の貿易戦争とも称される激しい経済対立が続いております。一方、国内に目を向けますと、安倍政権による一連の経済政策の効果もあり、企業の設備投資が増加するとともに、雇用・所得環境の改善により個人消費は持ち直し、経済は緩やかな回復が続いているとされております。しかしながら、経済の先行きにつきましては、米中間の通商問題が世界経済に与える影響や海外経済の不確実性に留意する必要があると、依然として不安定な状況にあるとされております。政府は、日本経済の成長軌道を確認なものとし、持続的な経済成長をなし遂げるため、一人一人の人材の質を高める人づくり革命と、成長戦略の核となる生産性革命に最優先で取り組むとしております。

こうした中、我が国は少子・高齢化、人口減少という大きな課題に直面し、過疎化が進行してきた地方のみならず、国全体の問題として地方創生の取り組みが進められております。本市においても、こうした問題を克服し、将来にわたって持続可能な地域社会を維持していくため、美濃市まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標である地域活力の創造、居住環境の整備、雇用の創出、子育て支援などの施策を推進し、引き続き人口減少と地域経済の活性化に取り組む必要があります。

そこで、平成30年度事業の取り組みといたしましては、30年度も残すところ1カ月余りとなりましたけれども、今年度は「住みたい 住み続けられる まちづくり」を目指し、3つの重点項目を上げ、まちづくりに取り組んでまいりました。

1つ目の重点項目である「健康日本一を目指した元気なまちづくり」につきましては、これまで美濃病院健診棟を活用した人間ドックの推進、がん検診など受診率の向上、美濃病院と連携した健康講座ラリーの実施、認知症予防のためのオレンジビクス体操の普及などを進め、健康年齢向上への取り組みを行ってまいりましたが、今年度は新たに生活習慣病が気になる40歳代から70歳代の市民に健康モニターとなっていただき、健康診断、体力テストなどの結果から、おのおの健康状態に合わせた健康プログラムに取り組んでいただく「からだ改善プロジェクト」を実施してまいりました。参加した市民の方には、生活習慣病の予防と健康年齢向上への意識づけができたものと思っております。

2つ目の「子供を産み育てやすい優しいまちづくり」では、平成31年10月から国が行う幼児教育・保育の無償化に先駆けて市内在住の5歳児の保育料を無償化し、保護者の経済的な

負担を軽減することで子育て支援の充実を図ってまいりました。

また、名古屋圏へ高速バスで通学する学生の定期券購入費を補助し、若者の市外への転出抑制を図るとともに、公共交通の利用促進にも努めてまいりました。

3つ目の「地域資源を生かした魅力あるまちづくり」では、平成26年にユネスコ無形文化遺産に登録された「本美濃紙」を後世に伝え、さらなる知名度の向上やイメージアップを図るため美濃市で和紙サミットを開催し、県との連携により新たな美濃和紙ブランドの販路開拓、需要拡大に努めてまいりました。

また、世界かんがい施設遺産「曾代用水」、世界農業遺産「清流長良川の鮎」を活用したアユつかみどりイベントを開催し、世界遺産のまちをPRするとともに、美濃市の重要な地域資源であるうだつの上がる町並みでは、市所有の旧松久邸を民間事業者に貸与し、宿泊施設として有効活用を図る事業を始めております。道の駅美濃にわか茶屋隣接地には、シニア層や訪日観光客をターゲットとした宿泊施設の建設も決定したところでございます。

このほかに、木のものづくり施設「みの木工工房FUKUBE」や美濃和紙用具等を展示した「美濃和紙用具ミュージアムふくべ」がオープンし、また美濃和紙あかりアート作品の台湾ランタンフェスティバルへの出展、土産菓子コンテストの開催などさまざまな事業を進めてくることができましたが、引き続き議員各位を初め市民の皆様の御支援と御協力により、美濃市の発展につながる事業を実施していきたいと考えております。

そこで、平成31年度の予算でありますけれども、まず国の予算を見てみますと、平成31年度の国の予算は、新経済・財政再生計画で位置づけられた社会保障改革を軸とする基盤強化期間の初年度であり、我が国の財政の厳しい状況を踏まえて、引き続き歳出全般にわたり聖域なき徹底した見直しを推進するとともに、地方においても国の取り組みと基調を合わせ、徹底した見直しを求めるとしてまいります。

さらに、地方創生、国土強靱化、女性の活躍、障がい者や難病のある方の活躍、働き方改革、外国人材の受け入れなどの施策の推進により経済の好循環をより確かなものとして、誰もが生きがいを持って充実した生活を送ることができる一億総活躍社会の実現を目指すとしています。

こうした方針のもと編成された国の一般会計予算は101兆4,571億円と、対前年度比3兆7,443億円、3.8%の増で、当初予算としては100兆円の台を初めて超え、7年連続で過去最大を更新しました。高齢化の進行により社会保障費が過去最大となり、防衛費も拡大している中、本年10月に予定されている消費税増税に備えた経済対策費として、キャッシュレス決済でのポイント還元策や低所得者などを対象としたプレミアムつき商品券の発行、多発する自然災害に対応する公共事業、国土強靱化対策などの予算措置がなされたところであります。

県の予算を見てみますと、県の一般会計の当初予算は8,259億円で、対前年度比1.6%増、これも7年連続増額となる積極予算となっております。人口減少、少子・高齢化が進む中、人材の育成・確保を初めとした取り組みが必要とし、今後5年間の県政運営の指針となる清

流の国ぎふ創生総合戦略に掲げた3つの政策を進めることとしています。

1つ目の「清流の国ぎふ」を支える人づくりでは、未来を担う子供たちの教育環境の充実や、障がい者就労支援拠点整備、高齢者就労支援など、誰もが活躍できる社会づくりを推進し、2つ目の健やかで安らかな地域づくりでは、児童・高齢者を虐待から守る体制づくり、移住による就業・起業支援制度の創設など、誰もが暮らしやすい地域づくりを推進することとしています。

3つ目の地域にあふれる魅力と活力づくりでは、岐阜県が誇る「観光・食・モノ」、文化芸術、美しい自然などの魅力を世界に発信し、競争力の高い観光地づくりや農林水産業などの施策の展開により地域活性化を図るとし、これら政策により、市町村、産業界など多様な主体と連携しながら、一人一人の幸せと確かな暮らしのある岐阜県を目指していくとしています。

また、県の財政状況につきましては、社会保障関係経費の増加や社会資本整備の老朽化対策といった構造的な経費の増嵩への対応が課題となっており、あわせて消費税増税に伴う県経済や県税収入の動向にも注視を要するとし、このため改定する岐阜県行財政改革指針を踏まえ、引き続き節度を保った財政運営と、メリ張りのきいた政策展開を両立していくこととしています。

美濃市に関連する予算としては、大矢田トンネルなどの道路インフラ、中小河川防災減災対策、子育て環境対策、社会保障制度の充実などを初め、美濃和紙の産地活性化を図るため本美濃紙保存会への入会を目指す後継者の生活資金や販路拡大に向けた海外商談会に係る経費の助成のほか、美濃和紙の後継者確保に向けたセミナーや体験ツアーの開催経費が盛り込まれております。

一方、市の予算編成の前提となります地方財政計画でありますけれども、平成31年度の地方財政計画の通常収支分の規模は89兆5,930億円と、対前年度比で3.1%の増となっております。地方税収は1.9%の増、地方交付税につきましては1.1%増の16兆1,809億円、また赤字地方債である臨時財政対策債は3兆2,568億円で、対前年度比18.3%の大幅な減となっており、一般財源総額では1.0%増の62兆7,072億円となっております。

歳出では、一般行政経費が社会保障費等の増加により3.7%増加し、地方創生に取り組むためのまち・ひと・しごと創生事業費は、引き続き1兆円が計上されております。一般歳出の総額では3.1%の増となっております。

一般財源総額では前年度に比べ増額とはなりますけれども、社会保障関係費が年々増加する中で税収が伸び悩む多くの地方自治体では、引き続き厳しい財政運営を余儀なくされることとなります。

美濃市における持続的な財政運営についてお話しさせていただきます。

美濃市の財政状況につきましては、平成29年度決算における財政の健全化を示す健全化判断比率は、行財政改革や市債の発行抑制などの財政運営により、実質公債費比率は10.8%と前年度に比べ0.4ポイントの改善、将来負担比率は36.5%と前年度に比べ12.9ポイントの改

善と、いずれも前年度に比べ改善をしているところであります。国が示す早期健全化の判断基準は、実質公債費比率25.0%、美濃市は先ほど言いましたように10.8%、将来負担比率は350.0%、美濃市は36.5%ということでありまして、現状はいずれも大幅にクリアをしているところであります。しかしながら県内他市との比較をしますと引き続き高い水準にありますので、引き続き歳入と歳出を注視しながら将来過度の負担とならないよう進めることとしていきます。

平成29年度決算では、市税収入は30億3,000万円となり、対前年度比で4,600万円の増となりましたが、普通交付税は20億8,000万円と対前年度比9,000万円の大幅な減額となりました。したがって、財政の弾力性を示す経常収支比率は経常的一般財源等の減額等によりまして93.4%から94.1%となり、0.7ポイント上昇し、依然として財政の硬直化を招いているところでございます。

また、市税収入が歳入全体の約3割程度しかなく、地方交付税を初めとした国や県からの財源に大きく依存しているのも現状でございます。そういったところで自治体の財政力を示す財政力指数は0.545と低い状況でございます。県下の都市平均と比較しても約0.08ポイント下回っており、自主財源の確保が大きな課題であります。したがって、思い切った独自の施策の推進については困難な状況でございます。

こうした厳しい財政状況にあることから、限られた財源ではありますが、市民生活の安定、将来への投資は積極的に実施し、その他の施策につきましては選択と集中の観点に立ち、事業の重点化により、真に必要な施策の展開を図ってまいります。特に、喫緊の最重要課題であります地方創生に向けた人口減少対策や地域の活性化につながる施策は、積極的かつ優先的に実施をしてまいることとしております。あわせて徹底的な行財政改革を進め、費用対効果を検証し、将来の世代に過度の負担を残さない施策の選択などにより、持続可能な財政運営に努めてまいります。

こういう方針のもとで平成31年度の当初予算の規模につきましては、一般会計が102億2,400万円、特別会計64億6,700万円、企業会計37億3,700万円余で、総額としましては204億2,800万円余となりました。対前年度比としましては、一般会計が8.8%の増、特別会計が1.5%の減、企業会計では3.0%の増となり、全体では4.3%の増となりました。特に一般会計では、当初予算において初めて100億円を超える積極予算としたところであります。

一般会計は、平成30年度予算に比べ、土木費が、仮称ではありますが、市民わくわくふれあいセンター建設事業、社会資本道路整備事業などにより40.3%の増、総務費が選挙費などにより9.9%の増、消防費が中濃消防組合負担経費、消防ポンプ自動車更新事業などにより7.4%の増となりました。

一方、農林水産業費では、県単土地改良事業の減などにより4.2%の減、衛生費は病院事業会計出資金等の減などにより3.8%の減、公債費は市債償還元金・利子の減により2.9%の減となっております。特別会計の対前年度比1.5%の減は、国民健康保険特別会計が退職被保険者等療養給付費の対象者の減少などにより3.1%の減、介護保険特別会計が施設介護給

付費の減により0.8%の減となったことなどによるものです。

企業会計の対前年度比3.0%の増は、美濃病院事業会計の医療機器の整備などによるものです。

厳しい財政状況の中ではありますが、優先順位づけによる施策と事業の選択の観点に立ち、地方創生のもと地域の特性を生かした魅力ある施策の展開、子育て支援による人口減少対策や産業活性化による地域経済の進展、市民の安全・安心の確保、美濃市第5次総合計画後期基本計画及び美濃市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた主要事業を着実に推進してまいります。特に新年度は「健康」と「子育て教育」を最重要施策に位置づけ、魅力ある施策と将来のまちづくりにつながる事業を展開し、「笑顔あふれる元気な美濃市」の実現を目指した予算としたところであります。

平成31年度の主な施策について御説明させていただきます。

新年度は、「住みたい 住み続けられる 美濃市づくり予算」として5つの政策の柱について説明させていただきます。

最初に、「健康日本一」を目指した元気なまちづくりであります。健康は元気と安心の源であり、誰もが生涯にわたって健康で生き生きとした生活を送りたいと願っています。市民の皆さんが健康を維持できるよう、適切な保健指導や美濃病院「みの健康管理センター」を活用した人間ドック、がん検診などの健康診査の受診を推進し、疾病の予防と早期発見・早期治療に取り組んでまいります。

今年度から取り組んでいますモニター事業「からだ改善プロジェクト」につきましては、さらに内容を充実させ、参加者のみならず市民全体の健康意識向上につなげていく事業にしたいと考えております。また、脳と体の健康を目指したオレンジビクス体操につきましては一層の普及に努め、健康への意識向上を図る健康講座ラリーや運動講習会などを開催することで、健康年齢向上に向けた取り組みを強化してまいります。

新たな支援としましては、白血病治療のため骨髄または末梢血幹細胞を提供するドナーとドナーが勤務する事業所に助成金を交付し、骨髄等の移植及びドナー登録者の増加を図ってまいります。

健康を維持し、活力に満ちた生活を送るには、体を動かしスポーツに取り組むことも大切であります。市民がスポーツにかかわり楽しんで健康な体づくりができるよう、事業所での体力・運動能力出前事業や、誰でもスポーツが気軽に体験できるスポーツ教室などを開催してまいります。

新年度はレクリエーションを通じた健康づくりに取り組むため、3月に設立予定の美濃市レクリエーション協会などにより、年間を通して各種講座を開催するとともに、2020年に岐阜県で開催される全国健康福祉祭において美濃市が会場となるウォークラリーのプレ大会を開催し、市民の健康づくりを推進してまいります。

また、高齢者へ支援としましては、紙おむつの購入費補助や見守りを兼ねた食事の配食サービスのほか、高齢者スポーツの促進、シニアクラブ、梅山大学、シルバー人材センターの

利用による生きがいつくりや健康づくりとあわせて、身近な地域で気軽に集えるふれあいサロン、縁側コミュニティへの参加を促してまいります。

また、新たな認知症高齢者の見守り支援として、衣服や持ち物にQRコードラベルを張りつけていただき行動を見守るシステムを導入してまいります。当システムは、QRコードを読み取ることで身元の判明と家族への発見メールが通知されるものであり、行方不明者の発見、保護、家族への引き渡しまでが円滑に行われることで、介護者の精神的負担の軽減を図ってまいります。

また、老朽化が著しい児童センター、老人福祉センター、保健センター、勤労青少年ホーム、グリーンプラザ小倉山の5施設を集約し、健康づくりや地域福祉、子育て支援等の拠点となる（仮称）市民わくわくふれあいセンターの建設工事に着手をいたします。誰でも利用しやすい、子供から高齢者まで多世代の方が交流できる施設として整備をしてまいりたいと思っています。

2つ目は、子供を産み育てやすい優しいまちづくりであります。

安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくりのため、妊娠期から乳幼児期における妊婦健診や乳幼児健診、相談事業などの母子保健事業を進めてまいります。新年度から産後の初期段階における母子に対する支援として、産後1カ月目の産婦健康診査費用を助成してまいります。また、出産後の一定期間においては、母体管理、沐浴、授乳指導など、家族などから産後の育児支援が受けられない母子を対象に、入所・通所による支援を行い、その費用助成をこれまでより拡大してまいります。こうしたことにより、出産直後から一定期間までの母親の心身のケアと育児不安の解消を図っていくこととしています。

少子化が進行する中、子育て世代を支援するため、国に先行し、平成30年度から市内在住の5歳児を対象に保育料を助成してまいりましたが、本年10月から消費税率引き上げによる増収分を活用し、3歳から5歳児までと住民税非課税世帯のゼロ歳から2歳児までの幼児教育・保育の無償化を実施してまいります。また、あわせて子育て世帯等へのプレミアムつき商品券の発行や未婚のひとり親を対象に給付金の支給などの施策も実施をしてまいります。

引き続き、不妊治療費、赤ちゃんの紙おむつ購入費のほか、保育園・幼稚園、小・中学校における給食費、乳幼児医療費、インフルエンザ予防接種費用などの助成を行ってまいります。

また、仕事を持つ保護者が安心して子育てができる環境づくりとして留守家庭児童教室、病児・病後児保育、ファミリーサポートセンター事業の利用促進や、放課後子ども教室、土曜日の教育活動支援事業を実施し、地域との連携による教育活動を推進するとともに、平成31年度が最終年度となる第1期美濃市子ども・子育て支援事業計画を検証しつつ、次期計画の策定に取り組んでまいります。

社会の情報化が急速に進展する中、児童・生徒の情報活用能力の育成と教育の質の向上を図るため、各小・中学校に児童・生徒及び教師用のタブレット端末、普通教室への電子黒板並びに無線LAN機器を新たに配備し、ICT環境の整備を推進してまいります。

新小学校学習指導要領に基づき、平成32年度から新しい外国語教育が開始されます。今年度先行実施した5・6年生の英語科授業と3・4年生の外国語活動の教育体制を充実させるため、新年度は新たに外国人指導助手を採用し、ネイティブな発音や外国の文化に触れることで児童・生徒の英語によるコミュニケーション能力を向上させてまいります。

また、きめ細やかな指導と確かな学力を育成するため、小・中学校における少人数指導の実施や充実した学校生活を目指し、自主性を重んじる教育、一人一人の児童・生徒に応じた教育を推進するため、特別支援員、心の相談員を配置いたします。これらの施策により、幼児から大学生まで幅広い子育て世代の一助となり、子供を生み育てやすい優しいまちづくりにつながればと考えております。

3つ目の「来て！観て！暮らす！」人が集まるまちづくりであります。

美濃市には、3つの世界遺産や、うだつの上がる町並み、美濃橋、大矢田神社、洲原神社などの文化遺産、清流長良川、板取川、片知溪谷、瓢ヶ岳、小倉山など自然や名所が豊富にあります。これらの地域資源を活用した観光産業を振興するため、清流長良川の鮎と曾代用水のコラボ企画によるアユすくい大会、アユの塩焼き体験や、美濃和紙の日を記念した美濃和紙の里ウオーキング大会など、世界遺産推進事業を実施してまいります。

大正5年に建設され、国の重要文化財に指定される美濃橋の修復事業が文化財的価値を残しながら慎重に作業を進めているところでありますが、清流長良川や川湊灯台、道の駅を含めたこの地域へのさらなる観光誘客を図るため、文化庁の指導のもと、引き続き整備をしてまいります。

また、今年度オープンしました「美濃和紙用具ミュージアムふくべ」には、片知地区にふさわしいボルダリングが体験できる設備を施設内に整備したいと考えております。また、昨年整備しました、同じく木のものづくり施設である「みの木工工房FUKUBE」では、現在、商品化に向けた木のおもちゃの製作に取り組んでおります。今後は市の特産品として展示・販売を行うとともに、ワークショップなど、木と触れ合える体験施設として有効活用を図っていきたいと考えております。

市街地の中心に位置する以安寺山ですが、市民の憩いの場として昨年度より整備を進めています。うだつの上がる町並みに近いことから、観光客にも利用できる公園として引き続き整備を図ってまいります。

今年度、ことしの5月のゴールデンウィークは10連休となります。例年以上の観光客でにぎわうことが予想されます。したがって、観光協会、青年会議所などと連携し、うだつの上がる町並み一帯で新たなイベントを開催し、観光客のさらなる誘客と商店街の活性化を図ってまいります。

次に、移住・定住の推進であります。NPO法人美濃のすまいづくりと連携し、空き家の確保や移住・定住相談を積極的に進めてまいります。また、地方暮らしやUIJターンをサポートする、東京にありますふるさと回帰支援センターや岐阜県との連携により、美濃市の魅力を全国に発信してまいります。

今後も積極的に移住・定住を促進するため新婚世帯に対する家賃補助や、市外の子育て世帯が美濃市に移住し空き家を改修する場合の費用助成など若い世代への支援を図るとともに、市内で優良住宅地を造成する場合の費用助成や、その土地に市外転入者が住む場合の仲介奨励金の交付、市内空き店舗を買い取って活用する場合の改修費の助成を行ってまいります。また、県と連携し、人口が集中する東京23区から美濃市に移住し就業した者への支援金の給付や、空き家リフォーム助成により移住・定住者への支援を拡充してまいります。

4つ目の地域の特性を生かした稼げるまちづくりであります。

平成26年に本美濃紙がユネスコ無形文化遺産に登録され、国内外から大きく注目されてきました。この機会を捉えて広く情報発信を行うとともに、美濃和紙伝承千年プロジェクトに掲げる手すき和紙技術の保存・伝承と地域活性化につながる事業に取り組んでまいりました。新年度は和紙職人、用具職人の後継者育成や、原料となる楮の栽培調査を初め県との連携に加え、ユネスコ無形文化遺産に登録された3紙が連携し、新商品開発、国内外での展示会、PR等を積極的に展開するとともに、東京オリンピックでの活用に向けたプロモーションを実施し、美濃和紙の知名度アップ、需要拡大に取り組んでまいります。

旧松久邸の改修工事が6月完成の予定で進められております。また、新年度は旧須田万右衛門邸の改修工事の実施を予定しております。宿泊施設として旧松久邸と一体的な活用を図ることで、うだつの上がる町並みから川湊灯台につながる旧牧谷街道周辺のにぎわいを創出し、観光客の誘客と和紙産業の活性化を図ってまいります。

道の駅美濃にわか茶屋の隣接地には、個人旅行客やインバウンドを対象とした宿泊施設の建設が民間事業者により間もなく始まります。今後、これらの宿泊施設や観光資源を活用することで、立ち寄り型観光から滞在・体験型観光へと転換を図っていきたいと考えております。

さらに、魅力あるまちづくりを進めるためには、魅力ある働き場所の確保も欠かせません。当市の中心産業である金属産業、プラスチック産業、製紙業などの産業振興については、美濃商工会議所・県・関係団体と連携し、販路拡大や人材の育成などで地場産業の振興に努めるとともに、優良企業の誘致も積極的に推進してまいります。

新たな企業誘致の施策として、仮称であります。池尻・笠神工業団地開発を進めてまいりました。地方創生に取り組む中、働く場所の確保や人口増対策等地域経済の活性化、将来の税収増を図るためには欠かすことができない施策であり、事業の採算性についてさらに検討を進め、美濃市にとって最善の選択ができるよう取り組んでまいります。

また近年、森林所有者の高齢化や後継者不足等により放置林が増加し、多発する集中豪雨等により土砂災害の発生の危険性が高くなっております。森林所有者には適切な管理を促し、管理できない森林については、新設される森林環境譲与税を活用して林業経営者や市が管理を担い、森林の適正な管理を行ってまいります。来年度は、森林の経営管理計画を作成するための現状調査と森林情報のデジタル化の事業を実施してまいります。

重点施策の5つ目であります。

誰もが安全・安心・快適に暮らせるまちづくりであります。

災害時において被害を最小限に抑えるとともに、速やかな復旧・復興を図るためには、みずからを守る自助と近隣の人たちで助け合う共助の力が大切となります。自主防災組織には定期的な訓練の実施を呼びかけるとともに、防災資機材の購入支援を行い、地域における防災意識の高揚と災害への備えを進めてまいります。

地域消防の要となる消防団については団員の確保に努めるとともに、迅速な消防活動ができるよう、日ごろの教育・訓練を通して消防力の強化を図ってまいります。また、企業との連携を図り、災害時に従業員が消防団活動に専念できるよう環境を整えてまいります。

災害への対応としましては、的確な情報を確実に住民に伝えられるよう防災行政無線の維持管理や防災ラジオの普及、防災アプリの活用を周知し、市民の安全・安心を守る地域防災力の強化を進めてまいります。

さらに、全国各地での災害の発生に伴い、災害時の廃棄物の処理が問題となっております。災害の発生に備え、国の指針に基づき産業廃棄物処理計画を策定いたします。

また、犯罪等により被害を受けた方や、その家族、遺族が平穏な生活ができるよう相談窓口を設置し、必要な情報の提供や助言、関係機関との連絡調整を行うとともに、経済的な負担の軽減を図るため、見舞金の支給など支援を行ってまいります。

地域で安心して暮らすことができるよう交通弱者対策として、現行の公共交通移動手段である自主運行バス牧谷線、路線バス、高速バス、長良川鉄道に加え、乗り合わせタクシー「のり愛くん」を継続するとともに、さらなる市民の利便性の向上を図るため、公共ネットワークについて引き続き研究してまいります。

また、地域の住民がみずから企画立案し、地域の連帯・活性化につなげるための事業を支援する「地域の絆づくり事業」の推進などにより地域の交流を深め、豊かで活力に満ちた地域づくりを推進してまいります。

引き続き、市民の生活に欠かせない道路や橋梁等の社会資本整備を進めてまいります。県道については、岐阜・美濃線の4車線化や高富美濃線の道路整備のほか、上野関線の新大矢田トンネル工事に着手いたします。市道につきましては、須原・上河和線、谷戸・板山線の道路整備のほか、下切・坂田線、生櫛・校前線等の道路舗装を実施してまいります。橋梁につきましても、美濃橋の大規模改修のほか、長瀬橋、谷戸橋の長寿命化修繕事業を進めてまいります。

公園の長寿命化につきましては、新年度は都市公園内の老朽化施設の更新を図ってまいります。

上水道事業につきましては、市民に安全で安定した生活用水を供給し、上水道事業の経営安定化を図るため、水道事業ビジョンに基づき事業の推進を図ってまいります。新年度は、長瀬橋改良に伴う配水管布設替工事、河川改修に伴う立花地内配水管布設替工事などを予定しております。

公共下水道事業につきましては、新年度は長良川右岸浄化センター長寿命化計画に基づく

機械電気設備の更新事業などを予定しています。認可区域における普及率は99.8%、水洗化率は66%にとどまっていますので、引き続き水洗化率の向上に努めてまいります。

次期総合計画と第2次総合戦略につきましてであります。平成31年度は計画期間を10年とする美濃市第5次総合計画の9年目に当たります。これまで「市民が創る キラリと光る オンリーワンのまち」を基本理念に掲げ、将来都市像である「住みたいまち 訪れたいまち 夢かなうまち」の実現に向けて、市民と行政が力を合わせて多様な施策に取り組んでまいりました。残り2カ年において、これまでの取り組みが着実に成果に結びついているか、しっかりと評価・検証していくとともに、平成33年度（2021年度）から始まる第6次総合計画の策定の準備に取りかかってまいります。

次期計画は、今後10年間を見据えた行政運営の指針となるもので、少子・高齢化、人口減少問題などの課題を克服し、将来にわたって持続可能な地域社会を維持していくための施策を市民参加のもとで策定していきたいと考えております。

また、平成27年度に美濃市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、国と一丸となって地方創生、人口減少といった課題に取り組んでまいりました。平成31年度が総合戦略の最終年度となりますが、さらに地方創生を加速させるため、次期総合戦略の策定に向けた検討を行い、美濃市の活性化を推進してまいりたいと考えております。

終わりに当たりまして、新年度を迎えるに当たり、市政運営に関する基本的な考え方と主要施策の概要について申し上げさせていただきました。私は、平成26年の市長就任以来、対話と現場主義のもと、市民総参加による「笑顔あふれる元気な美濃市」づくりを目指し、市民の皆様の期待に応えられるよう職員とともに全力を挙げてまちづくりに取り組んでまいりました。おかげをもちまして、議員各位を初め市民の皆様の御理解、御協力により着実な市政運営ができましたことに対し心から感謝を申し上げます。引き続き御支援を賜りますようお願い申し上げます。平成31年度の施政方針といたします。

なお、今議会に提出いたしました案件は、当初予算8件、補正予算8件、条例制定2件、条例改正5件、人事案件2件、その他1件の合計26件であります。

上程させていただきました各議案につきましては、担当部長から説明をさせていただきます。今議会に提出した案件は、いずれも美濃市民の安全・安心や地域の活性化など、現状の行政課題への取り組みや美濃市の将来にとりまして重要なものばかりでございます。議員の皆様には、慎重に御審議を賜り、適切な判断をいただきますようお願い申し上げます。施政方針とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森 福子君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時55分

○議長（森 福子君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

第4 議第1号から第27 議第24号まで（提案説明）

○議長（森 福子君） 日程第4、議第1号から日程第27、議第24号までの24案件について、日程の順序を一部変更し、一括して議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

最初に、議第1号について、副市長 柴田徳美君。

○副市長（柴田徳美君） 皆さん、おはようございます。

それでは、議第1号 平成31年度美濃市一般会計予算について御説明を申し上げます。

平成31年度予算につきましては、先ほど市長が申しあげました施政方針に基づき編成をいたしました。引き続き、地方創生に向けた着実な取り組みと主要施策及び事業のさらなる重点化に考慮した内容としてございます。特に、計画期間の大詰めを迎えております第5次総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げてあります基本目標の達成に向けまして、健康と生きがいづくりの推進、子育て支援と教育環境の充実及び地域資源を活用した観光の促進や移住・定住対策のほか、高齢者などへの暮らしの支援や地域の防災力の強化、それに向けました社会資本整備など、誰もが安全・安心・快適に暮らせるまちづくりの積極的な推進を目指すものでございます。

平成31年度予算は「笑顔あふれる元気な美濃市」の実現に向けまして、「住みたい 住み続けられる 美濃市づくり」を推進するために、1つ目として、真に必要な施策を推進するための施策と事業の選択による予算の重点化、2つ目といたしまして、総合計画後期基本計画及び美濃市版まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進と市民との協働によるまちづくり、3つ目には、行財政改革の推進による持続可能な財政運営、この3点を基本方針といたしまして、人口減少対策や地域の活性化に対し効果的な施策と取り組みを進め、次世代に過度な負担を残さない持続可能なまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

それでは、予算の内容につきまして御説明を申し上げます。

赤スタンプの2番、平成31年度美濃市予算書をお願いします。

1ページをお開きください。

1ページにあります第1条につきましては、予算の総額を102億2,400万円と定めるものでございます。

第2条は債務負担行為について、第3条は地方債の起債について、それぞれ必要な事項を定めるものでございます。

第4条は、一時借入金の最高限度額を10億円と定めるものでございます。

第5条は、歳出予算流用の特例としまして、給料、職員手当及び共済費の予算に過不足を生じた場合に、同一款内での流用を認めるものでございます。

2ページをお開きください。

2ページから8ページまでの第1表は、歳入歳出予算を款項の区分ごとに金額を定めたもので、内容につきましては後ほど別に御説明を申し上げます。

9ページをお願いします。

9ページの第2表は債務負担行為でございますが、公共用地等の取得費から新婚世帯家賃支援事業までの11項目につきまして、表のとおり期間と限度額を定めるものでございます。

10ページをお願いします。

10ページの第3表は地方債の目的及び限度額を定めるもので、社会資本道路整備事業から臨時財政対策債までの7件で、限度額の合計を9億1,280万円とするものでございます。

次に、赤スタンプの5番、平成31年度美濃市一般会計当初予算説明資料をお願いします。

この資料によりまして、歳入歳出予算の内容を御説明いたしますので、お願いします。

まず1ページをお願いします。

この表は、歳入の当初予算の比較表でございます。

各款ごとに構成比の大きいものなど主要な歳入について御説明を申し上げます。

最初に、第1款 市税は29億161万2,000円、構成比は28.4%、前年度対比として2,265万7,000円、率にしまして0.8%の増となりました。これは個人市民税の増額を見込んだものでございます。

次に、1つ飛びまして第6款 地方消費税交付金は3億8,000万円、構成比3.7%、前年度対比は1,000万円、2.7%の増でございます。これは国の地方財政計画等を勘案して計上いたしました。

次に、第9款 環境性能割交付金は、10月に消費税の引き上げに伴いまして廃止されます第8款の自動車取得税交付金にかわり創設されるものでございます。

第11款 地方交付税は25億2,000万円を計上いたしまして、これは構成比は24.7%、前年度対比は4,000万円、1.6%の増額となっております。

次に、第15款 国庫支出金は12億1,262万1,000円で、構成比11.9%、前年度対比では2,410万4,000円、率にして2.0%の増となっております。これは保育所等施設型給付費や低所得者及び子育て世帯向けのプレミアムつき商品券発行事業に対する補助金などの増によるものでございます。

第16款 県支出金は6億7,332万9,000円、構成比6.6%、前年度対比では3,415万円、5.3%の増額でございます。これにつきましては、東京圏からの移住就業等支援事業や地籍調査事業に対する補助金及び参議院議員選挙の執行に対する委託金などの増によるものでございます。

次に、第19款 繰入金は8億3,150万4,000円、構成比8.1%、前年度対比は3億6,966万円、率にしまして80.0%の増額となりました。これは市民わくわくふれあい施設整備基金繰入金などの増によるものでございます。

第22款 市債は9億1,280万円、構成比8.9%、前年度対比では3億4,770万円、率にして61.5%の増でございます。内容につきましては、先ほど御説明申し上げました予算書の10ページの第3表の記載のとおりでございます。

次に、2ページをお願いします。

2ページは歳出についてでございますが、まず第1款 議会費です。

1億3,083万1,000円、構成比1.3%、対前年度比193万4,000円、1.5%の増でございます。これは議会事務経費の増額によるものでございます。

第2款 総務費は10億9,457万7,000円で、構成比10.7%、前年度対比では9,890万円、9.9%の増額となりました。この要因につきましては、統一地方選挙の執行経費、電算管理事務経費及び本庁舎施設管理経費の増などによるものでございます。主な事業といたしまして本庁舎施設改修事業、これはエレベーターの改修でございます。そのほか長良川鉄道設備整備補助経費、自主運行バス運行事業補助経費、乗り合わせタクシー運行経費、地方創生推進事業費などを計上してございます。

第3款 民生費は29億8,874万9,000円で、構成比29.2%、前年度対比では5,573万8,000円、1.9%の増額でございます。主な要因としましては、低所得者・子育て世帯向けプレミアムつき商品券発行事業、施設型等給付経費及び生活保護経費の増によるものでございます。主な事業といたしましては、福祉医療助成事業、障害者自立支援費、留守家庭児童教室運営経費のほか国民健康保険、介護保険及び後期高齢者医療の各特別会計への繰出金などがございます。

次に、第4款 衛生費は7億6,909万円で、構成比は7.5%、前年度対比はマイナスの3,010万5,000円、3.8%の減でございます。主な要因は、美濃病院事業会計及び上水道事業会計への負担金の減によるものでございます。主な事業内容としまして、母子保健事業、予防接種事業、健康年齢向上事業、衛生センター補修経費及び中濃広域行政事務組合負担経費などがございます。

第5款 労働費は696万円、構成比は0.1%、前年度対比では46万円、7.1%の増でございます。その要因は雇用対策事業補助経費の増によるものでございます。そのほかに県勤労者生活資金融資預託金を計上してございます。

次に、第6款 農林水産業費は3億3,724万7,000円で、構成比3.3%、前年度対比ではマイナスの1,479万3,000円、4.2%の減となっております。主な要因としまして、農業総務費及び県単土地改良事業の減によるものでございます。これの主な事業としましては、以安寺山整備事業、農業集落排水事業特別会計への繰出金、有害鳥獣被害防止対策等事業や間伐実施確保対策事業への補助金のほか、新たに森林経営管理事業などが計上されてございます。

第7款 商工費は3億1,576万9,000円で、構成比は3.1%、前年度対比では44万4,000円、0.1%の増でございます。これは商工振興費の増額に対して観光費及び和紙の里管理費の減額などが要因でございます。主な事業としましては、産業祭補助経費、商工会議所や観光協会への補助金、東京圏からの移住就業等支援事業、本美濃紙無形文化遺産伝承補助経費などがございます。

第8款 土木費は24億9,763万9,000円で、構成比は24.4%、前年度対比では7億1,739万9,000円、40.3%の増となりました。主な要因は、社会資本道路整備事業及び（仮称）市民わくわくふれあいセンター建設事業の増によるものでございます。そのほかの主な事業としまして、美濃橋の修復事業、橋梁長寿命化修繕事業、交通安全施設整備事業、土地区画整理

事業、公園施設長寿命化対策事業のほか下水道特別会計への繰出金などでございます。

第9款 消防費は4億5,405万6,000円、構成比4.6%（※訂正 4.5%）、前年度対比では3,140万7,000円、7.4%の増となりました。主な要因は、消防ポンプ自動車更新事業と中濃消防組合への負担金の増額によるものでございます。主な事業としまして、消防団等運営補助経費、防災資機材整備事業、自主防災組織育成事業などでございます。

第10款 教育費は9億8,343万5,000円で、構成比9.6%、前年度対比ではマイナスの2,471万7,000円、2.5%の減でございます。主な要因は、小学校大規模改造工事の減額と小中学校教育用コンピュータ関係経費及び町並み保存整備事業費等の増額によるものでございます。主な事業としまして、小中学校特別支援員設置事業、小中学校少人数指導等教育推進経費、各小中学校施設改修経費、幼稚園就園奨励経費、文化会館指定管理経費、学校給食費補助経費などでございます。

第11款 災害復旧費は103万円で、前年度対比では1万円、1.0%の増となっております。

第12款 公債費は6億2,411万7,000円で、構成比6.1%、前年度対比ではマイナスの1,867万7,000円、2.9%の減額となりました。

第13款 諸支出金は50万円で、これは前年度と同額でございます。

第14款 予備費は2,000万円で、災害などによる緊急の支出に備えまして前年度比1,000万円を増額といたしました。

以上、歳入歳出の合計は、それぞれ102億2,400万円で、前年度に比べまして8億2,800万円、率にしまして8.8%の増となっております。

次に、3ページをお願いします。

この表は、歳出予算を性質別に分類したものでございます。

主なものを御説明いたします。

まず、1の人件費は14億9,913万2,000円で、前年度対比では3.5%の増となっております。

次に、4の扶助費につきましては17億2,905万2,000円で、前年度対比では3.2%の増でございます。これは保育園や認定こども園に対する施設型給付に係る費用や生活保護経費などの増によるものでございます。

5の補助費等は12億7,273万3,000円で、前年度対比では0.2%の減となっております。

6の普通建設事業費は18億299万8,000円で、前年度対比55.7%の増でございます。これは（仮称）市民わくわくふれあいセンター建設事業による増と土地区画整理事業、小学校大規模改造事業の減などによるものでございます。

8の公債費は6億2,406万9,000円で、前年度対比は2.9%の減、11の貸付金は3,850万円で、これは前年度と比べまして6.1%の減となっております。

12の繰出金は特別会計に対する繰出金で16億2,085万4,000円、前年度対比では1.0%の減、これは国民健康保険、農業集落排水事業、下水道、介護保険及び後期高齢者医療の各特別会計への繰出金の減によるものでございます。

4ページをお願いします。

この表は財源を比較したものでございまして、平成31年度と平成30年度の歳入予算額を一般財源と特定財源及び、下段では自主財源と依存財源に分けて比較した表でございます。

一般財源は67億1,772万4,000円で、構成比は65.7%、伸び率はプラスの1.5%となっております。

特定財源は35億627万6,000円で、構成比は34.3%、伸び率はプラスの26.2%となっております。

なお、下段にあります自主財源は43億9,550万円、構成比43.0%、伸び率はプラスの9.4%、依存財源につきましては58億2,850万円、構成比57.0%、伸び率はプラスの8.4%となっております。

以上で、議第1号の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（森 福子君） 次に、議第2号、議第5号、議第6号、議第10号、議第13号、議第14号、議第22号の7案件について、民生部長 篠田博史君。

○民生部長（福祉事務所長）（篠田博史君） それでは、民生部関係の議案説明をさせていただきます。

初めに、議第2号 平成31年度美濃市国民健康保険特別会計予算につきまして御説明いたします。

予算書の159ページをお開きください。

初めに、国民健康保険制度は財政の安定化による保険制度の維持を目的とし、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、市は県へ納付金を納め、県は市へ交付金として医療給付費を負担しております。市の予算編成に当たっては、県が示す納付金算定額、当市における医療給付費の推計をもとに総額を算定しております。

平成31年度予算につきましては、前年度当初予算比で3.1%の減となりました。美濃市における国保の加入状況は、平成31年1月末現在で世帯数が2,973世帯、前年の同時期より82世帯減少しております。被保険者数は5,008人で、これも132人の減少で、依然、加入者は減少傾向にあります。

予算の概要について御説明いたします。

第1条は、予算の総額を歳入歳出それぞれ25億3,382万9,000円とするものでございます。

また、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、次ページの「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

第2条は、一時借入金の最高額を1億5,000万円と定めるものでございます。

第3条は、歳出予算の流用について、保険給付費にあっては款の中で流用できるものと定めるものでございます。

次に、163ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書の総括の表により、歳入から御説明いたします。

1款 国民健康保険税 5億2,002万5,000円は、一般被保険者と退職被保険者等の現年度、過年度の保険税でございます。

2款 使用料及び手数料30万円は、保険税の督促手数料でございます。

3款 県支出金17億7,476万5,000円は、保険給付費等交付金と国庫負担金減額措置対策費補助金でございます。

4款 財産収入39万円は、財政調整基金利子でございます。

5款 繰入金2億2,500万2,000円は、一般会計と基金からの法定内の繰入金となります。

6款 繰越金1,000万円は前年度からの繰越金、7款 諸収入334万7,000円は交通事故などによる第三者納付金等でございます。

次に、164ページをお開きください。

歳出の1款 総務費4,722万円は、主に職員人件費などの一般管理費と賦課徴税费、特別事業費、国保運営協議会費等でございます。

2款 保険給付費17億6,322万7,000円は、療養諸費、高額療養費、移送費、出産育児諸費及び葬祭諸費等でございます。

3款 国民健康保険事業費納付金6億8,730万円は県への保険税等の納付金で、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分等でございます。

4款 共同事業拠出金は8万2,000円でございます。

5款 保健事業費2,075万円は特定健康診査等事業費と健康づくりなど、その他の保健事業費でございます。

6款 基金積立金40万円は財政調整基金への積立金、7款 公債費74万円は一時借入れが生じたときの借入利子でございます。

8款 諸支出金411万円は保険税の還付金等に充てるもので、9款 予備費は1,000万円を計上しております。

以上、歳入及び歳出合計は、それぞれ25億3,382万9,000円でございます。

165ページ以降の説明は省略させていただきまして、議第2号の説明を終わります。

次に、議第5号 平成31年度美濃市介護保険特別会計予算について御説明いたします。

予算書の233ページをお開きください。

初めに、介護保険の現状ですが、人口の高齢化に伴い要介護認定者数も年々増加しており、本年2月1日現在の第1号被保険者7,152人中の要介護認定者数は1,065人で、占める割合は14.9%、昨年の同時期と比べると0.3%増となっております。こうした状況等を勘案し、平成31年度予算に当たりまして介護予防事業の充実や認知症高齢者の見守り支援を行うとともに、介護給付費の適正化など制度の適正な運営に努めるとともに、前年度の実績と第7期介護保険事業計画に基づきまして予算編成したところでございます。

それでは、予算の概要について御説明いたします。

第1条は、歳入歳出予算総額をそれぞれ21億4,103万8,000円と定めるものでございます。

また、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、次ページの「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

第2条は債務負担行為で、237ページの「第2表 債務負担行為」によるものでございま

す。

第3条は、一時借入金の最高額を8,000万円と定めるものでございます。

それでは、239ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書の総括の表により御説明いたします。

歳入、1款 保険料4億6,341万円は、65歳以上の第1号被保険者の現年度、過年度の介護保険料でございます。

2款 使用料及び手数料4万6,000円は督促手数料、3款 国庫支出金4億9,237万9,000円は、介護給付費負担金と調整交付金、地域支援事業交付金、介護保険事業費補助金でございます。

4款 支払基金交付金5億5,608万1,000円は、介護給付費交付金と地域支援事業支援交付金でございます。

5款 県支出金3億1,274万9,000円は、介護給付費交付金と地域支援事業交付金でございます。

6款 財産収入16万円は基金利子、7款 繰入金3億1,306万3,000円は、介護給付費、地域支援事業、事務費、低所得者保険料軽減に係る一般会計からの繰入金及び基金からの繰入金でございます。

8款 繰越金100万円は前年度からの繰越金、9款 諸収入215万円は、ミニデイサービス利用料や第三者納付金、雇用保険料の個人負担金等でございます。

240ページをお開きください。

歳出、1款 総務費3,943万6,000円は、人件費等の一般管理費と国保連合会負担金、介護認定事業費等でございます。

2款 保険給付費19億9,484万6,000円は、介護サービス等諸費、介護予防サービス等諸費、高額介護サービス等費、特定入所者介護サービス等費、介護給付費審査支払事務経費でございます。

3款 地域支援事業費1億538万6,000円は、介護予防・生活支援サービス事業費、一般介護予防事業費、包括的支援事業・任意事業費等でございます。

4款 基金積立金17万円は基金の利子等を積み立てるもので、5款 公債費20万円は一時借入金が生じたときの借入利子でございます。

6款 諸支出金100万円は、過年度分保険料還付金等でございます。

以上、歳入及び歳出予算総額は、それぞれ21億4,103万8,000円でございます。

241ページ以降の説明は省略させていただきまして、議第5号の説明を終わります。

次に、議第6号 平成31年度美濃市後期高齢者医療特別会計予算について御説明いたします。

予算書の263ページをお開きください。

後期高齢者医療に関しましては、予算編成に当たり岐阜県後期高齢者医療広域連合が算定しました療養給付費、保険基盤安定や保健事業費等の美濃市負担分と保険料徴収経費等を推

計し、総額を算定しております。

予算の概要につきまして御説明いたします。

第1条は、歳入歳出予算総額をそれぞれ5億2,064万5,000円と定めるものでございます。

また、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、次ページの「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

第2条は、一時借入金の最高額を6,000万円と定めるものでございます。

267ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書の総括の表により御説明いたします。

歳入、1款 後期高齢者医療保険料1億8,445万3,000円は、被保険者の現年度、過年度の保険料でございます。

2款 使用料及び手数料5万円は督促手数料、3款 後期高齢者医療広域連合委託金727万6,000円は保健事業費委託金でございます。

4款 繰入金3億2,776万4,000円は、療養給付費、保険基盤安定、保健事業費、事務費等の一般会計からの繰入金でございます。

5款 繰越金40万円は前年度からの繰越金、6款 諸収入70万2,000円は、預金利子、保険料等負担金過年度返還金でございます。

268ページをお開きください。

歳出、1款 総務費385万8,000円は、保険料の徴収経費、事務経費等でございます。

2款 後期高齢者医療広域連合納付金5億881万1,000円は、保険料、療養給付費、保険基盤安定、事務費等の美濃市負担分でございます。

3款 保健事業費727万6,000円は健康診査の経費、4款 公債費20万円は一時借入金が生じたときの借入利子でございます。

5款 諸支出金50万円は、過年度分の保険料還付金でございます。

以上、歳入及び歳出予算総額は、それぞれ5億2,064万5,000円でございます。

269ページ以降の説明は省略させていただきまして、議第6号の説明を終わります。

次に、議第10号 平成30年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

赤スタンプ3、補正予算書の48ページをお開きください。

今回の補正は、年度末を控えまして、予算の執行状況及び決算見込みを検討し、補正をお願いするものでございます。

第1条は、歳入歳出それぞれ8,269万9,000円を追加し、補正後の総額をそれぞれ27億1,556万7,000円とするものでございます。

また、補正の款項の区分ごとの金額並びに補正後の金額は、次ページの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

51ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括により御説明いたします。

歳入の4款 財産収入は、補正前の額に基金利子126万9,000円を増額し、補正後の額を156万1,000円とするものです。

5款 繰入金は、補正前の額から2,613万5,000円を減額し、補正後の額を1億7,662万3,000円とするもので、主に基金からの繰入金の減額でございます。

6款 繰越金は、補正前の額に1億756万5,000円を増額し、補正後の額を1億7,743万8,000円とするもので、決算見込みによるものでございます。

次に、歳出でございます。

3款 国民健康保険事業費納付金は、補正前の額から700万1,000円減額し、補正後の額を7億661万6,000円にするもので、医療給付費の決算見込みによる減額と後期高齢者支援金及び介護納付金の額の確定による減額でございます。

6款 基金積立金は、補正前の額に8,970万円を増額し、補正後の額を9,000万円とし、次年度以降の国保財政安定化を図るため基金に積み立てるものでございます。

52ページ以降の説明は省略いたしまして、議第10号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第13号 平成30年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

赤スタンプ3、補正予算書の76ページをお開きください。

今回の補正は、平成30年11月までの実績から各介護給付費等の決算見込みを算出し、総額で減額をお願いするものでございます。

第1条は、歳入歳出それぞれ8,575万円を減額し、補正後の総額をそれぞれ21億2,149万1,000円とするものでございます。

また、補正の款項の区分ごとの金額並びに補正後の金額は、次ページの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

80ページをお開きください。

内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出の表により、歳入もあわせて御説明いたします。

1款 総務費は、補正前の額から120万円を減額し、補正後の額を3,513万1,000円とするもので、内容は介護保険事業事務経費及び介護認定事業費の減額で、財源内訳は全て繰入金でございます。

2款 保険給付費は、補正前の額から8,680万円を減額し、補正後の額を19億3,651万6,000円とするもので、内容は在宅介護サービス等給付費3,500万円、地域密着型介護サービス等給付費1,000万円、施設介護サービス等給付費4,000万円、審査支払諸費30万円、特定入所者介護サービス等給付費300万円の減額と介護予防サービス等給付費150万円を増額するものでございます。

財源内訳は、保険料2万7,000円、国県支出金7,082万4,000円、支払基金交付金3,705万8,000円の減額と、その他財源は、一般会計からの繰入金の減額と基金繰入金及び繰越金の増額等で調整し、2,110万9,000円の増額となります。

3款 地域支援事業費は、補正前の額に180万円を増額し、補正後の額を9,526万6,000円とするもので、内容は、介護予防・生活支援サービス事業費300万円を増額、一般介護予防事業費70万円、包括的支援事業・任意事業費50万円の減額でございます。

財源内訳は、保険料232万6,000円、国県支出金52万4,000円を増額と、支払基金交付金58万円、その他一般会計からの繰入金47万円を減額しております。

4款 基金積立金は、補正前の額に45万円を増額し、補正後の額を61万円とするもので、介護保険給付準備基金積立金の増額でございます。

財源内訳は、保険料1,000円、その他財源、基金利子44万9,000円を増額するものでございます。

81ページ以降の説明は省略させていただきます、議第13号の説明を終わります。

次に、議第14号 平成30年度美濃市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

赤スタンプ3、補正予算書の90ページをお開きください。

今回の補正は、決算見込みにより後期高齢者医療広域連合への納付金を追加するものです。

第1条は、歳入歳出それぞれ252万6,000円を増額し、補正後の総額をそれぞれ5億4,917万5,000円とするものでございます。

また、補正の款項の区分ごとの金額並びに補正後の金額は、次ページの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

92ページをお開きください。

内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出の表により、歳入もあわせて御説明いたします。

歳出の2款 後期高齢者医療広域連合納付金は、補正前の額に252万6,000円を増額し、補正後の額を5億3,748万7,000円とするもので、財源内訳は、一般会計からの繰入金2,923万9,000円の減額、その他財源3,176万5,000円を増額は、繰越金と諸収入、療養給付費等過年度返還金でございます。

93ページ以降の説明は省略させていただきます、議第14号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第22号 美濃市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

赤スタンプ1の議案集25ページと、赤スタンプ4の議案説明資料の32ページをお開きください。

改正の趣旨は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則が改正されたことに伴い、技術管理者の資格要件の改正を行うものです。

主な改正内容は、一般廃棄物処理施設等に置かなければならない技術管理者の資格要件の改正で、専門職大学の制度化に伴い、資格要件に関する規定における短期大学に専門職大学の前期課程を追加するもので、第11条の第6号及び第7号の「短期大学」「卒業した」の後

に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）」を加えるほか、条項及び文言の整理を行うものです。

附則では、この条例は平成31年4月1日から施行すると定めております。

これで、議第22号の説明を終わらせていただきます。

以上で、民生部に関する議案説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（森 福子君） これより昼食のため休憩いたします。

午後1時から会議を開きます。

休憩 午前11時45分

再開 午後1時00分

○議長（森 福子君） ただいまから、休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、副市長 柴田徳美君から発言を求められておりますので、これを許可します。

副市長 柴田徳美君。

○副市長（柴田徳美君） 訂正でございます。

午前中に私が御説明を申し上げました議第1号 平成31年度美濃市一般会計予算の中で、赤スタンプの5、平成31年度美濃市一般会計当初予算説明資料の2ページに掲載してございます第9款 消防費の構成比を私が4.6%と申し上げましたが、その記載のとおり4.5%で私の間違いでございました。この場をおかりいたしまして訂正させていただきます。まことに申しわけございませんでした。

○議長（森 福子君） 次に、議第3号、議第4号、議第8号、議第11号、議第12号、議第16号、議第23号、議第24号の8案件について、建設部長 古川雄太君。

○建設部長（古川雄太君） 皆さん、こんにちは。

それでは、議第3号 平成31年度美濃市農業集落排水事業特別会計予算について御説明申し上げます。

赤スタンプ2、予算書の189ページをお開きください。

農業集落排水事業は、農業用水路や公共用水域の水質保全、農村の生活環境の向上を図るため、市内では7地区で供用開始しております。引き続き、経費の節減と効率のよい運営に努めるとともに、水洗化率の向上を図ってまいります。また、適正な維持管理に努め、施設の延命を図ってまいります。

第1条は、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,182万7,000円とするものであり、予算の款項の区分及び区分ごとの金額は、次のページの「第1表 歳入歳出予算」のとおりでございます。

第2条は、債務負担行為の事項、期間及び限度額を定めるもので、192ページの「第2表 債務負担行為」のとおりでございます。

189ページに戻っていただきまして、第3条は、一時借入金の最高額を5,000万円と定める

ものでございます。

それでは、193ページの歳入歳出予算事項別明細書の1. 総括の表により、歳入から御説明申し上げます。

第1款 分担金及び負担金90万円は、新規加入者に伴う分担金でございます。

第2款 使用料及び手数料4,649万6,000円は、農業集落排水使用料等でございます。

第3款 財産収入7万5,000円は、農業集落排水事業減債基金の利子でございます。

第4款 繰入金1億7,435万3,000円は、一般会計及び農業集落排水事業減債基金からの繰入金でございます。

第5款 繰越金1,000円は、前年度からの繰越金でございます。

第6款 諸収入2,000円は、預金利子でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

第1款 農業集落排水事業費1億157万4,000円は、事務経費及び施設維持管理経費等でございます。

第2款 公債費1億2,025万3,000円は、市債の元利償還金でございます。

以上、歳入及び歳出予算の総額は、それぞれ2億2,182万7,000円でございます。

なお、194ページ以降の説明は省略をさせていただき、以上で議第3号の説明を終わります。

次に、議第4号 平成31年度美濃市下水道特別会計予算について御説明申し上げます。

赤スタンプ2、予算書の209ページをお開きください。

公共下水道は、公衆衛生の向上に寄与するとともに、公共用水域の水質保全を図るため市内では3処理区で整備を進め、認可区域に対する整備率は99.8%となっておりますので、さらなる水洗化率の向上に努めてまいります。

また、昨年同様、今年度も長良川右岸浄化センター長寿命化計画に基づく機械電気設備更新事業を実施することで維持管理経費の節減に努め、施設の延命を図ってまいります。

第1条は、予算の総額を歳入歳出それぞれ10億4,973万7,000円とするものであり、予算の款項の区分及び区分ごとの金額は、次のページの「第1表 歳入歳出予算」のとおりでございます。

第2条は、債務負担行為の事項、期間及び限度額を定めるもので、212ページの「第2表 債務負担行為」のとおりでございます。

209ページに戻っていただきまして、第3条は、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を、212ページの「第3表 地方債」のとおり定めるものでございます。

209ページに戻っていただきまして、第4条は、一時借入金の最高額を1億円と定めるものでございます。

それでは、213ページの歳入歳出予算事項別明細書の1. 総括の表により、歳入から御説明申し上げます。

第1款 分担金及び負担金1,283万円は、区域外流入分担金及び受益者負担金でございます。

第2款 使用料及び手数料2億4,097万5,000円は、下水道使用料等でございます。

第3款 国庫支出金3,500万円は、国からの下水道補助金でございます。

第4款 財産収入5万9,000円は、下水道事業減債基金の利子でございます。

第5款 繰入金6億4,375万1,000円は、一般会計及び下水道事業減債基金からの繰入金でございます。

第6款 繰越金1,000円は、前年度からの繰越金でございます。

第7款 諸収入112万1,000円は、左岸雨水排水ポンプ維持管理負担金収入等でございます。

第8款 市債1億1,600万円は、管渠整備事業及び処理施設更新事業を対象とした市債でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

214ページをお開きください。

第1款 総務費5,405万5,000円は、事務経費等でございます。

第2款 下水道事業費3億3,716万7,000円は、施設維持管理経費、管渠建設費、処理場整備費でございます。

第3款 公債費6億5,851万5,000円は、市債の元利償還金でございます。

以上、歳入及び歳出予算の総額は、それぞれ10億4,973万7,000円でございます。

なお、215ページ以降の説明は省略をさせていただき、以上で議第4号の説明を終わります。

次に、議第8号 平成31年度美濃市上水道事業会計予算について御説明申し上げます。

赤スタンプ2、予算書の311ページをお開きください。

上水道事業は、平成29年度に策定した水道事業ビジョン、管路耐震化計画及び経営戦略に基づき、安定した生活用水を供給するため事業の推進を図っています。今年度は、管路施設の耐震化計画に基づき、配水管布設替工事や施設の保守点検、漏水修繕対策を実施することにより、安定した給水の確保と経費の節減を図り、健全な経営に努めてまいります。

それでは、予算書により御説明申し上げます。

第1条は、総則でございます。

第2条は、業務の予定量を定めるものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるもので、収入の第1款 水道事業収益の予定額を4億2,675万9,000円と定めるものでございます。

次のページをお開きください。

また、支出の第1款 水道事業費用の予定額を3億8,559万1,000円と定めるものでございます。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるもので、収入の第1款 資本的収入の予定額を1億1,029万円、また支出の第1款 資本的支出の予定額を2億7,884万4,000円と定

めるものでございます。

したがいまして、資本的収入額が資本的支出額に対し1億6,855万4,000円不足いたしますので、第4条本文の括弧書きにおいて、不足額は減債積立金、消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填する旨定めるものでございます。

次のページをお開きください。

第5条は、企業債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものでございます。

第6条は、一時借入金の限度額を1億円と定めるものでございます。

第7条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費を3,468万3,000円と定めるものでございます。

なお、314ページ以降の説明は省略をさせていただき、以上で議第8号の説明を終わります。

次に、議第11号 平成30年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

赤スタンプ3、補正予算書の58ページをお開きください。

今回補正をお願いします主な内容は、年度末を控え、事業費の確定などに伴い所要の調整を行うものでございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ80万円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億3,631万3,000円とするものでございます。

また、補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の金額は、次のページの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条は債務負担行為を廃止するもので、60ページの「第2表 債務負担行為補正」のとおりでございます。

それでは、61ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の1. 総括の歳出の表により、歳入もあわせて御説明申し上げます。

歳出の第1款 農業集落排水事業費は、補正前の額から80万円を減額し、補正後の額を1億1,416万9,000円とするもので、その内容は、水洗便所等改造資金利子補給経費の減額、減債基金積立金の増額及び施設維持管理経費の減額によるもので、財源内訳は、繰入金130万6,000円の減額、その他の財源50万6,000円の増額でございます。

なお、62ページ以降の説明は省略をさせていただき、以上で議第11号の説明を終わります。

次に、議第12号 平成30年度美濃市下水道特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

赤スタンプ3、補正予算書の66ページをお開きください。

今回補正をお願いします主な内容は、年度末を控え、事業費の確定などに伴い所要の調整を行うものでございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,220万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を9億9,956万円とするものでございます。

また、補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の金額は、次のページの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条は繰越明許費で、69ページの「第2表 繰越明許費」のとおり、右岸浄化センター建設事業費2,900万円を翌年度に繰り越すものでございます。

第3条は債務負担行為の廃止で、69ページの「第3表 債務負担行為補正」のとおりでございます。

それでは、70ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の1. 総括の歳出の表により、歳入もあわせて御説明申し上げます。

歳出の第1款 総務費は、補正前の額から4万5,000円を減額し、補正後の額を6,059万円とするものであり、その内容は、台帳システム委託料の減額、水洗便所等改造資金利子補給経費の減額及び減債基金積立金の増額によるもので、財源内訳は、一般会計からの繰入金10万2,000円の減額、その他の財源5万7,000円の増額でございます。

第2款 下水道事業費は、補正前の額から3,168万円を減額し、補正後の額を2億8,600万8,000円とするものであり、その内容は、右岸浄化センター建設工事委託料、立花地内管渠移設工事等の減額によるもので、財源内訳は、国県支出金405万円の減額、地方債640万円の減額、一般会計からの繰入金2,103万1,000円の減額、その他の財源19万9,000円の減額でございます。

第3款 公債費は、補正前の額から48万円を減額し、補正後の額を6億5,296万2,000円とするもので、財源内訳は、一般会計からの繰入金75万円の増額、その他の財源123万円の減額でございます。

なお、71ページ以降の説明は省略をさせていただき、以上で議第12号の説明を終わります。

次に、議第16号 平成30年度美濃市上水道事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

赤スタンプ3、補正予算書の108ページをお開きください。

今回補正をお願いします主な内容は、年度末を控え、事業費の確定などに伴い所要の調整を行うものでございます。

第1条は、総則でございます。

第2条は、予算の第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出の第1款 水道事業費用は、既決予定額から774万4,000円を減額し、補正後の額を3億9,253万5,000円とするものでございます。

第3条は、予算の第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入の第1款 資本的収入は既決予定額から174万8,000円を減額し、補正後の額を145万2,000円とするものでございます。

支出の第1款 資本的支出は、既決予定額から1,524万8,000円を減額し、補正後の額を2億2,017万4,000円とするもので、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億1,872万2,000円は、減債積立金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金で補填する旨改めるものでございます。

なお、110ページ以降の説明は省略をさせていただき、以上で議第16号の説明を終わります。

次に、議第23号 美濃市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

赤スタンプ1、議案集の27ページをお開きください。また、あわせまして赤スタンプ4、議案説明資料の35ページをお開きください。

本条例の改正趣旨は、技術士法施行規則が改正され、技術士第2次試験の選択科目のうち上下水道部門の水道環境が削除されたことに伴い所要の改正を行うものでございます。

赤スタンプ4、議案説明資料の36ページをお開きください。

改正の内容につきましては、第3条第6号中「による」を「に基づく」と改め、同条第8号中「または水道環境」を削除するものでございます。

なお附則は、条例の施行日を平成31年4月1日からと規定するものでございます。

以上で、議第23号についての説明を終わります。

次に、議第24号 市道路線の認定について御説明申し上げます。

赤スタンプ1、議案集の29ページをお開きください。

今回、市道認定をお願いいたします路線は、道路法第8条第2項の規定に基づき、下の表の整理番号1番、長瀬16号線でございます。長瀬16号線につきましては、新たな工場用地の開発によるものでございます。

表には、認定する路線名と区間の起点・終点、重要な経過地を掲載しております。

また、次のページには市道（認定）要図を掲載しておりますので御参照ください。

なお、認定する路線の延長は55メートル、幅員は6.5メートルから13.9メートルでございます。

以上で、議第24号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（森 福子君） 次に、議第7号、議第15号の2案件について、美濃病院事務局長 林 信一君。

○美濃病院事務局長（林 信一君） それでは、議第7号 平成31年度美濃市病院事業会計予算について御説明申し上げます。

赤スタンプ2、平成31年度美濃市予算書の277ページをお開きください。

美濃病院では、安心で安全、健康なまちづくりにつなげるため、地域から選ばれる満足度の高い医療サービスの提供を目標に、2次救急医療機関としての医療体制を維持し、住民生

活に不可欠な医療の適切な提供に努めております。また、健康年齢向上に向けて健診業務の拡充と受け入れ体制の強化に努め、みの健康管理センターの充実を図るとともに、在宅医療支援センターでは入退院患者及び在宅患者と、その家族への相談・支援の充実に努めてまいります。

それでは、予算書に従いまして御説明申し上げます。

第1条は、総則でございます。

第2条は、業務の予定量を定めるものでございます。病床数は122床、入院患者数は年間で3万9,528人、1日平均入院患者数は108人、外来患者数につきましては年間6万8,685人、1日平均285人を見込みました。なお、主な建設改良事業では医療機器整備事業を予定しております。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるものでございます。

収入の第1款 病院事業収益は26億3,497万1,000円で、対前年度比39万7,000円の増額でございます。

第1項 医業収益は25億6,647万7,000円で、入院及び外来の収益が主なものでございます。

第2項 医業外収益は6,849万4,000円で、一般会計からの負担金及び補助金が主なものでございます。

支出の第1款 病院事業費用は26億3,457万4,000円で、対前年度比16万5,000円の増額となっております。

第1項 医業費用は25億4,004万7,000円で、給与費、材料費、経費、減価償却費が主な内容でございます。

第2項 医業外費用は8,852万7,000円で、企業債利息、雑支出が主なものでございます。

このほか、第3項 特別損失は過年度損益修正損で500万円、第4項 予備費は100万円でございます。

278ページに移りまして、第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるものでございます。

収入の第1款 資本的収入は2億9,085万6,000円で、第1項 企業債1億4,800万円は電子カルテシステム更新に伴う医療情報機器購入費の財源の一部として借り入れるものでございます。

第2項 出資金1億4,285万6,000円は、一般会計からの出資金でございます。

支出の第1款 資本的支出は4億3,799万6,000円で、第1項 建設改良費2億1,473万2,000円は、医療機器の更新などに伴う医療機器購入費でございます。

第2項 企業債償還金2億2,326万4,000円は、企業債の償還元金でございます。

なお、資本的収支において不足する額及び補填財源は本条括弧書きのとおりでございます。

第5条は債務負担行為で、美濃病院看護職員奨学金の期間、限度額をこの表のように定めるものでございます。

第6条は、企業債に関し、起債の目的、限度額、利率等について、この表のとおり定める

ものでございます。

279ページに移りまして、第7条は、予定支出の各項間の流用について定めるものでございます。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費につきまして職員給与費と交際費を、また第9条は、棚卸資産であります医薬品等の購入限度額をそれぞれ定めるものでございます。

第10条は、重要な資産の取得について定めるもので、医療機器の取得としまして医療情報システム、ナースコール及び錠剤分包機・散薬分包機を上げております。

280ページ以降の説明を省略させていただきまして、議第7号の説明とさせていただきます。

続きまして、議第15号 平成30年度美濃市病院事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

赤スタンプ3、補正予算書の96ページをお開きください。

第1条は、総則でございます。

第2条は、予算第3条に定めております収益的収入及び支出の予定額について、それぞれの執行状況及び年度末までの見込みから補正をお願いするものでございます。

初めに、収入の第1款 病院事業収益は、既決予定額から239万6,000円減額し、26億3,217万8,000円とするもので、この内容は、第2項 医業外収益で市町村共済組合追加費用及び児童手当の確定による他会計補助金の減額、また県補助金の確定による補助金の減額でございます。

次に、支出の第1款 病院事業費用は、既決予定額を518万7,000円増額し、27億7,612万1,000円とするもので、この内容は、第1項 医業費用では職員の異動等による賞与引当金繰入額の減額、また固定資産の異動に伴う資産減耗費の増額が主なものでございます。

また、第2項 医業外費用では課税売り上げの増加による消費税の増額をお願いするものでございます。

97ページに移りまして、第3条は、予算第5条に定めております美濃病院看護職員奨学金に係る債務負担行為の期間、限度額をこの表のとおり改めるものでございます。

第4条は、予算第7条に定めた経費のうち職員給与費について、今回の補正により既決予定額を75万6,000円減額し、14億5,955万5,000円とするものでございます。

98ページ以降の説明を省略させていただきまして、議第15号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森 福子君） 次に、議第9号、議第17号、議第18号の3案件について、総務部長 北村道弘君。

○総務部長（北村道弘君） 皆様、こんにちは。

それでは、議第9号 平成30年度美濃市一般会計補正予算（第7号）について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、年度末に当たり、各種事務事業の決算見込みによる予算整理を初め、市民わくわくふれあい施設整備基金等への積み立て等の補正をお願いするものでございます。赤スタンプ3番の補正予算書の2ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億1,729万4,000円を減額するもので、補正後の予算総額を98億1,785万円とするものです。

補正をいたします款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

第2条は、繰越明許費で「第2表 繰越明許費」によるものでございます。

第3条は、債務負担行為の補正で「第3表 債務負担行為補正」によるものでございます。

第4条は、地方債の補正で「第4表 地方債補正」によるものでございます。

それでは、補正の内容につきまして御説明いたしますので、9ページをお開きください。

第2表の繰越明許費につきましては、まちなか古民家再生整備事業、被災農業者向け経営体育成支援事業、みちくさ館整備事業、社会資本道路整備事業、美濃橋修復事業、橋梁長寿命化修繕事業、地籍調査事業、公共土木施設災害に係る現年補助災害復旧事業で、それぞれの繰越額は表のとおりでございます。

10ページをお開きください。

次に、第3表の債務負担行為補正につきましては、農業企業化資金利子補給を変更し、公共用地等の取得費、金融機関の美濃市土地開発公社に対する貸付金の債務保証、工場誘致奨励金、美濃手すき和紙後継者育成奨励金の廃止をするものでございます。

11ページに移りまして、第4表の地方債補正につきましては、社会資本道路整備事業、交通安全施設整備事業、小型動力ポンプ付積載車更新事業、Jアラート新型受信機整備事業、農業施設災害復旧事業、林業施設災害復旧事業、道路災害復旧事業、河川災害復旧事業の限度額をそれぞれ減額するものでございます。

次に、歳入歳出予算の補正の内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出の表によりまして歳入もあわせて御説明いたしますので、13ページをお開きください。

1款 議会費は53万8,000円を減額し、補正後の額を1億2,774万1,000円にするものです。内訳は、議会運営経費を減額するもので、財源は一般財源でございます。

2款 総務費は2億6,308万円を増額し、12億7,584万4,000円とするものです。内訳は、財政調整基金積立金、減債基金積立金、公共施設整備改修等基金積立金、ふるさと美濃応援団うだつ基金積立金、長良川鉄道運営補助経費、まちなか古民家再生整備事業等を増額し、本庁舎施設改修事業のほか、決算見込みにより事務経費等を減額するものでございます。財源につきましては、地方創生拠点整備費交付金等の国県支出金5,002万9,000円、ふるさと応援寄附金、財政調整基金利子等のその他財源を2,103万9,000円、一般財源を1億9,201万2,000円それぞれ増額するものでございます。

3款 民生費は1億2,738万5,000円を減額し、28億8,073万8,000円とするものです。内訳は、子ども・子育て5歳児保育支援事業、国民健康保険特別会計繰出金等を増額し、障害者

自立支援等給付事業、介護保険特別会計繰出金、後期高齢者医療特別会計繰出金、児童手当給付経費等を減額するものでございます。財源は、国県支出金を5,766万1,000円、社会福祉基金繰入金等のその他財源を1,479万5,000円、一般財源を5,492万9,000円それぞれ減額するものでございます。

4款 衛生費は2,252万3,000円を減額し、7億7,807万9,000円とするものです。内訳は、母子保健事業、予防接種事業、病院事業会計補助金等を減額するものでございます。財源は、国県支出金を84万円、家庭ごみ処理手数料等のその他財源を45万8,000円、一般財源を2,122万5,000円それぞれ減額するものでございます。

5款 労働費は100万円を減額し、補正後の額を550万円にするもので、岐阜県勤労者生活金融資産預託金を減額するものです。財源は、勤労者生活資金預託金戻入金のその他財源を100万円減額いたします。

6款 農林水産業費は196万3,000円を増額し、3億6,705万7,000円とするものです。内訳は、みちくさ館整備事業等を増額し、農業次世代人材投資事業、農業集落排水事業特別会計繰出金等を減額するものでございます。財源は、中山間地域所得向上支援事業費等の国県支出金を464万4,000円、ふるさと農村活性化基金利子等のその他財源を2万5,000円それぞれ増額し、一般財源を270万6,000円減額するものでございます。

7款 商工費は2,985万9,000円を減額し、2億9,915万4,000円とするものです。内訳は、民間活力創生事業、工業団地対策事務経費等を減額するものでございます。財源は、国県支出金を883万円増額し、民間活力創生基金繰入金等のその他財源を1,663万3,000円、一般財源を2,205万6,000円それぞれ減額するものでございます。

8款 土木費は8,567万8,000円を減額し、17億9,772万7,000円とするものです。内訳は、県営道路改良事業負担事業、市民わくわくふれあい施設整備基金積立金等を増額し、社会資本道路整備事業、下水道特別会計繰出金等を減額するものでございます。財源は、国県支出金1億4,679万9,000円、地方債9,130万円、都市計画事業基金繰入金等のその他財源1,698万3,000円を減額し、一般財源を1億6,940万4,000円増額するものでございます。

9款 消防費は74万8,000円を減額し、4億2,275万2,000円とするものです。内訳は、消火栓新設負担経費の減額によるものでございます。財源は、国県支出金を10万1,000円、地方債を540万円減額し、一般財源を475万3,000円増額するものでございます。

10款 教育費は2,773万2,000円を減額し、11億169万4,000円とするものです。内訳は、生楯区画整理発掘調査事業、運動公園施設管理経費等の減額でございます。財源は、国県支出金を322万1,000円、一般財源を3,242万2,000円それぞれ減額し、スポーツ振興くじ助成金等のその他財源を791万1,000円増額するものでございます。

11款 災害復旧費は7,612万8,000円を減額し、1億1,901万6,000円とするもので、農林水産施設、公共土木施設の現年補助災害復旧事業の減額によるものです。財源は、国県支出金を5,336万6,000円、地方債を2,780万円それぞれ減額し、災害復旧費寄附金のその他財源を20万円、一般財源を483万8,000円それぞれ増額するものでございます。

12款 公債費は1,074万6,000円を減額し、6億3,204万8,000円とするものです。市債償還元金、利子を減額するものでございます。財源は、市営住宅使用料のその他財源を58万1,000円、一般財源を1,016万5,000円それぞれ減額するものでございます。

以上、今回の補正でお願いいたします総額は1億1,729万4,000円を減額するもので、その財源内訳は、国県支出金1億9,848万5,000円、地方債1億2,450万円、その他財源2,127万5,000円をそれぞれ減額し、一般財源2億2,696万6,000円を増額いたします。一般財源は、市税7,190万円、地方交付税1億4,901万1,000円等でございます。

14ページ以降につきましては説明を省略させていただきます。

以上で、議第9号の説明を終わります。

続きまして、議第17号 美濃市総合計画条例について御説明申し上げます。

赤スタンプ1番、議案集では1ページから3ページでございますが、赤スタンプ4番の議案説明資料で御説明させていただきます。

それでは、議案説明資料の1ページをお開きください。

この条例は、地方自治法の改正により、総合計画の策定と議会による議決を定めた規定が削除されたため、総合計画策定の根拠及び策定に関して必要な事項を定めるものでございます。

第1条から第2条は、この条例の趣旨と使用する用語の定義を、第3条では総合計画の策定方針を、第4条から第5条では総合計画審議会の所掌事務及び組織等と審議会への諮問を、第6条では基本構想の策定または変更を議会の議決すべき事件とすることを、第7条から第8条では計画の公表と委任事項を規定しています。

また、附則第1項では条例の施行日を平成31年4月1日と定め、第2項では、本条例の制定に伴い、美濃市総合計画審議会設置条例を廃止することについて規定しています。

続きまして、議第18号 消費税及び地方消費税の税率改正に伴う関係条例の整備に関する条例について御説明を申し上げます。

赤スタンプ1、議案集では4ページから20ページでございますが、赤スタンプ4番の議案説明資料で御説明させていただきます。

それでは、議案説明資料の2ページをお開きください。

この条例は、社会保障の安定財源の確保を図る税制の抜本的な改革を行うため、消費税法の一部を改正する等の法律が公布され、本年10月1日から消費税及び地方消費税を合わせた税率が8%から10%に引き上げられることに伴いまして、市の施設の使用料等に係る税負担を適正に転嫁するために制定するものでございます。

制定の内容につきましては、中有知地域ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例のほか29の条例に規定する使用料等を改正する条例を一括して制定するものでございます。

議案説明資料の4ページの新旧対照表をお開きください。4ページをお願いいたします。

先ほど申しましたように、今回30の条例の一部改正等を一括して条例制定させていただきますので、第1条からそれぞれ第30条まででございます。

第1条関係につきましては、中有知地域ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正でございます。こちらは、別表第10条関係に規定の各部屋の使用料を左側の表のとおり改めるものでございます。

次が以下、第2条関係の美濃市地区防災中央コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正から、ずうっと続きまして、最終が25ページの第30条関係の美濃市立美濃病院診療費等徴収条例の一部改正までになりますが、それぞれ第1条関係と同様に表の左側のほうに改正するものでございますので、各条文につきましては説明を省略させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

なお、基本的に積算に当たっては、消費税導入前の使用料等を算定したものに新たな税率を掛け、それに10円未満の端数が発生した場合には、それぞれともにこれを切り捨てるものとして改正を行っておりますので御了承願いたします。

次に、議案集に戻りまして19ページをお開きください。

ここでは附則でございますが、第1項では、この条例の施行期日を平成31年10月1日から定めまして、第2項から第6項までは経過措置等を定めております。

以上で、議第17号、議第18号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森 福子君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午後1時53分

再開 午後2時02分

○議長（森 福子君） ただいまから、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議第19号、議第21号の2案件について、秘書課長 西部睦人君。

○秘書課長（西部睦人君） 皆さん、こんにちは。

それでは、議第19号 美濃市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

赤スタンプ1、議案集の21ページをお開きください。

また、あわせて赤スタンプ4、議案説明資料の26ページ、27ページの概要及び新旧対照表を御参照ください。

今回の改正は、長時間労働の是正のための措置として、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が本年4月から施行されることに伴い、人事院規則15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）の改正が行われたことから所要の改正を行うものです。

改正内容につきましては、正規の勤務時間以外の時間における勤務について必要な事項は規則で定めることとしています。その規則につきましては、時間外勤務命令の上限時間及び特例業務に従事する職員に関する上限時間の特例を定めているものです。

附則では、施行期日を規定しています。

続きまして、議第21号 美濃市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御

説明申し上げます。

赤スタンプ1、議案集の24ページをお開きください。

また、あわせて赤スタンプ4、議案説明資料の30ページ、31ページの概要及び新旧対照表を御参照ください。

提案理由につきましては、行政職（一）級別基準職務表の1級及び2級の基準となる職務と実際の職務について相違があるため、実情を踏まえ、主事補及び技師補の職を廃止するものです。

内容につきましては、主事補及び技師補の職を廃止することに伴い、行政職（一）級別基準職務表の改正を行います。

1級の職務を主事または技師の職務とし、2級の職務を高度の知識または経験を必要とする主事または技師の職務とするものです。

附則では、施行期日を規定しています。

以上で、議第19号及び議第21号についての説明を終わります。御審議のほどよろしく願います。

○議長（森 福子君） 次に、議第20号について、産業振興部長 成瀬孝子君。

○産業振興部長（成瀬孝子君） 皆さん、こんにちは。

それでは、議第20号 美濃市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

赤スタンプ1、議案集の22、23ページをお開きください。

また、あわせて赤スタンプ4、議案説明資料の28ページをお開きください。

改正の趣旨につきましては、農業委員会等に関する法律が改正され、農地利用の最適化の推進に関する事務が農業委員会の必須事務になったことに伴い、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員に支給する報酬の規定を改正するものでございます。

改正の内容は、担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進等、農地利用の最適化の推進に係る活動に応じて国の定める農地利用最適化交付金事業実施要綱に基づき、支給する報酬の加算額の規定を別表に加えるものでございます。

議案説明資料の29ページの新旧対照表をごらんください。

農業委員会委員長、基本額、月額1万1,000円、その他の委員及び農地利用最適化推進委員の基本額、月額1万円の報酬に、それぞれ加算額、年額7万2,000円以内で市長が別に定める額と加えるものでございます。

なお附則では、施行期日を平成31年4月1日からと定めております。

以上で、議第20号について御説明を終わります。御審議のほどよろしく願います。

○議長（森 福子君） 以上で、24案件の説明は終わりました。

第28 議第25号及び第29 議第26号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（森 福子君） 次に、日程第28、議第25号及び日程第29、議第26号について、一括し

て議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

議第25号、議第26号の2案件について、市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） それでは、議第25号 美濃市公平委員会委員の選任についての御説明をさせていただきます。

赤スタンプ1番、議案集の31ページをごらんください。

現在、公平委員会委員としてお務めいただいております佐藤よしみさんの任期が、本年3月31日をもって任期満了となりますが、引き続き佐藤さんを委員として選任いたしたく、御同意をお願いするものでございます。

佐藤さんの住所は、美濃市御手洗166番地1、年齢は昭和29年12月11日生まれの64歳で、平成27年4月から委員をお務めいただいております。

佐藤さんは保育士として長年お勤めで、美濃教育事務所勤務や牧谷保育園園長などを歴任されており、人望も厚く、人格が高潔で、地方自治の本旨及び人事行政に関しての識見も高く、公平委員会委員として適任であると存じますので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、選任の御同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、任期は、平成31年4月1日から4年間でございます。

続きまして、議第26号 人権擁護委員候補者の推薦についての提案理由の御説明を申し上げます。

赤スタンプナンバー1の議案集32ページをごらんください。

現在、人権擁護委員としてお務めいただいております秋山成美さんの任期が本年6月30日をもって満了となりますが、引き続き秋山さんを委員として選任いたしたく、御同意をお願いするものでございます。

秋山さんの住所は、美濃市1824番地、年齢は昭和27年12月16日生まれの66歳で、平成28年4月から委員をお務めいただいております。

秋山さんは、広く社会の実情に精通され、市民の信望も厚く、人権擁護委員として最も適任の方と存じますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、選任の御同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、任期は、本年7月1日から3年間でございます。

○議長（森 福子君） 以上で説明は終わりました。

なお、本議案の質疑及び討論の通告は、休憩中に事務局へ御提出ください。

これより議案精読のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時12分

再開 午後2時13分

○議長（森 福子君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 福子君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいまの議題の案件については、委員会付託を省略いたしたいと思
います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 福子君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいまの議題の案件につ
いては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 福子君） 特に討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

議第25号について、原案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森 福子君） 挙手全員であります。よって、議第25号は原案のとおり同意するこ
とに決定いたしました。

次に、議第26号について、原案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森 福子君） 再度採決をいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（森 福子君） 挙手全員であります。よって、議第26号は原案のとおり同意するこ
とに決定いたしました。

お諮りいたします。議案精読のため、あすから3月11日までの11日間休会いたしたいと思
います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 福子君） 御異議がないものと認めます。よって、議案精読のため、あすから3
月11日までの11日間休会することに決定いたしました。

なお、発言通告書は、一般質問については3月1日の午後4時まで、質疑については3
月4日の正午までに事務局へ御提出ください。

散会の宣告

○議長（森 福子君） 本日はこれをもって散会いたします。

3月12日は午前10時から会議を開きます。当日の議事日程は追って配付いたします。

本日は御苦労さまでした。

散会 午後 2 時16分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成31年 2月28日

美濃市議会議長 森 福 子

署 名 議 員 辻 文 男

署 名 議 員 庄 司 義 廣

平成31年3月12日

平成31年第1回美濃市議会定例会会議録（第2号）

議 事 日 程 (第 2 号)

平成31年 3月12日 (火曜日) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議第 1 号 平成31年度美濃市一般会計予算
- 第 3 議第 2 号 平成31年度美濃市国民健康保険特別会計予算
- 第 4 議第 3 号 平成31年度美濃市農業集落排水事業特別会計予算
- 第 5 議第 4 号 平成31年度美濃市下水道特別会計予算
- 第 6 議第 5 号 平成31年度美濃市介護保険特別会計予算
- 第 7 議第 6 号 平成31年度美濃市後期高齢者医療特別会計予算
- 第 8 議第 7 号 平成31年度美濃市病院事業会計予算
- 第 9 議第 8 号 平成31年度美濃市上水道事業会計予算
- 第10 議第 9 号 平成30年度美濃市一般会計補正予算 (第 7 号)
- 第11 議第10号 平成30年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第12 議第11号 平成30年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第13 議第12号 平成30年度美濃市下水道特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第14 議第13号 平成30年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)
- 第15 議第14号 平成30年度美濃市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第16 議第15号 平成30年度美濃市病院事業会計補正予算 (第 2 号)
- 第17 議第16号 平成30年度美濃市上水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 第18 議第17号 美濃市総合計画条例について
- 第19 議第18号 消費税及び地方消費税の税率改正に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 第20 議第19号 美濃市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第21 議第20号 美濃市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第22 議第21号 美濃市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第23 議第22号 美濃市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 第24 議第23号 美濃市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 第25 議第24号 市道路線の認定について
- 第26 市政に対する一般質問

本日の会議に付した事件

- 第 1 から第26までの各事件
-

出席議員（13名）

1 番	豊澤正信君	2 番	梅村辰郎君
3 番	梅村栄一君	4 番	永田知子君
5 番	古田秀文君	6 番	岡部忠敏君
7 番	辻文男君	8 番	庄司義廣君
9 番	古田豊君	10 番	太田照彦君
11 番	森福子君	12 番	山口育男君
13 番	佐藤好夫君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	武藤鉄弘君	副市長	柴田徳美君
教育長	樋口宜直君	総務部長	北村道弘君
民生部長 (福祉事務所長)	篠田博史君	産業振興部長	成瀬孝子君
建設部長	古川雄太君	会計管理者	古田和彦君
教育次長	澤村浩君	美濃病院事務局長	林信一君
民生部参事	辻幸子君	総務課長・ 選挙管理委員会 事務局長	瀬瀬敬久君
総合政策課長	近藤宗由君	市民生活課長	村井和仁君
健康福祉課長	永田幸泰君	産業課長 (農業委員会事務局長)	佐藤裕之君
美濃和紙推進課長	高橋保雄君	土木課長	後藤幸泰君
都市整備課長	島田勝美君	秘書課長	西部睦人君
教育委員会 教育総務課長	井上博司君	教育委員会 学校教育課長	家田陽介君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	市原義則	議会事務局次長 兼議事調査係長	石原まさる
議会事務局書記	平田純也		

開議の宣告

○議長（森 福子君） 皆さん、おはようございます。

議場内の皆さんにお願いします。携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにするか、電源をお切りくださるようお願いします。

ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午前10時00分

○議長（森 福子君） 本日の日程は、お手元に配付したとおり決めました。

第1 会議録署名議員の指名

○議長（森 福子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、9番 古田豊君、10番 太田照彦君の両君を指名いたします。

第2 議第1号から第25 議第24号までと第26 市政に対する一般質問

○議長（森 福子君） 日程第2、議第1号から日程第25、議第24号までの24案件を一括して議題といたします。

日程第26、市政に対する一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に、会派代表質問を行います。

美濃市議会市政クラブ、5番 古田秀文君。

○5番（古田秀文君） 皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、市議会市政クラブを代表し、「笑顔あふれる元気な美濃市」の実現に向けた平成31年度当初予算と施政方針について、政策の柱とした重点テーマを中心に市長に代表質問を行います。

市長は、市政運営に関する基本的な考えとして、就任以来、対話と現場主義を上げ、職員とともに全力を挙げて市民の期待に応えられるよう市民総参加による「笑顔あふれる元気な美濃市」づくりに取り組まれてこられました。

施設方針の中では、少子・高齢化、人口減少などの問題を克服し、将来にわたって持続可能な地域社会を維持していくため、美濃市まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標である地域活力の創造、居住環境の整備、雇用の創出、子育て支援などの施策を推進し、引き続き人口減少と地域経済の活性化に取り組む必要があると述べられました。

それらを踏まえ、来年度は優先順位づけによる施策と事業の選択を行い、地域の特性を生かした魅力ある施策の展開、子育て支援、人口減少対策、地域経済の進展、安全・安心の確保に向けた主要事業を着実に推進し、特に新年度は健康と子育て教育を最重要施策に上げられ、「笑顔あふれる元気な美濃市」の実現を目指した予算とし、当初予算の規模は一般会計が102億2,400万円、特別会計64億6,700万円余り、企業会計37億3,700万円余りで総額204億

2,800万円余りとなり、対前年度比では一般会計が8.8%増の当初予算において初めて100億円を超える積極予算を計上されました。

そこで、最初の質問として、「笑顔あふれる元気な美濃市」づくりについて、2点お尋ねをいたします。

平成26年末、第3次安倍内閣において、日本が直面する地方創生、人口減少克服という構造的課題に対し、国と地方が総力を挙げて取り組む上での指針となるまち・ひと・しごと創生長期ビジョンと、これを踏まえた今後5年間の政策目標と施策の基本的方向、具体的な施策を示すまち・ひと・しごと創生総合戦略が決定されました。

美濃市においても、この地方創生を人口減少対策と地域活性化の最重要課題として位置づけ、厳しい財政状況が予想される中において美濃市が目指す将来都市像「住みたいまち 訪れたいまち 夢かなうまち」の実現に向けて、選択と集中の観点に立ち、施策と事業の優先化を図り、真に必要な施策を積極的に実施するため自主的、主体的に地域の実情に応じたきめ細やかな取り組みを行うこととし、市民力と美濃和紙を核とした伝統文化を生かし市民総参加による美濃市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定、人口減少と地域経済の活性化の課題に対して一体的、持続的に取り組むという決意を示しました。

人口減少問題においては、当時の人口規模の2万1,000人をキープできる形とし、これを5年後の目標と設定、美濃和紙伝承については本美濃紙技術継承者（本美濃紙保存会会員）数8人を維持、手すき和紙職人数現状35人を40人に、地域活力として労働力人口1万2,000人、観光客入り込み数150万人、地域居住増加・継続として転入・転出増減数プラス・マイナスゼロ人、空き家活用件数50件、子育て環境改革としては合計特殊出生率、現状1.35のところを1.5に、年間婚姻届け出数、現状68件のところ80件に目標設定をしました。

また、本戦略は施策の効果を検証し改善を行うために、具体的な施策ごとに重要業績評価指標（KPI）を設定し、施策の効果を検証、改善を図るため、美濃市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議などで施策の推進と進行管理を行うとしました。

そこで、質問の1点目として、平成31年度が最終年度となる美濃市まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗状況と、今後の展開はどのようなかについて、お尋ねをいたします。

次に、2点目として、美濃市第6次総合計画についてであります。

今議会に議案として美濃市総合計画条例が提出されており、来年度からの策定に着手されることとあります。市の今後の方向性を示す重要な指針となる総合計画と、喫緊の課題である人口減少に対応した総合戦略の両方が検証・改定の時期に差しかかっています。市民とともに将来を見据えたまちづくりを進めていくため、次期総合計画、総合戦略の策定方針や位置づけなども明確にしていく必要があります。

そこで、総合戦略と平成33年度からの第6次総合計画との関係性はどのようなか、お尋ねをします。

次に、当初予算の5つの政策の柱として説明された主要事業のうち、まず1つ目の健康日本一を目指した元気なまちづくりについて、2点お尋ねをいたします。

1点目は、健康増進、健康意識の向上として、健康年齢向上「からだ改善プロジェクト」の推進についてであります。

今年度行われた年代別健康モニター事業では、市長も参加されたと伺いましたが、それによりどのような成果が得られたのか、市長の感想も含め、新年度の健康年齢向上事業「からだ改善プロジェクト」への取り組みはどのようなかをお尋ねいたします。

次に2点目、認知症高齢者の見守り支援についてであります。

2012年時点で、全国で462万人と推計されていた認知症高齢者数が2025年には約700万人、65歳以上の高齢者の約5人に1人に達すると見込まれます。そんな中、認知症の人やその疑いがある人が徘徊などで行方不明になったという警察への届け出件数を2013年、警察庁が初めて公表をしました。その数は、2012年の1年間で延べ9,607人、2013年では延べ1万322人に上りました。1日に約28名が行方不明として届けられていることとなります。この数は届けられた件数ですので、実態としてはさらに多くの認知症の人が行方不明になっている可能性があります。今後、高齢化がさらに進むにつれ、認知症高齢者はさらにふえ続けると予測され、徘徊による行方不明はさらに深刻になるでしょう。

今後、地域ぐるみで認知症の人を支え、守る対策が必要となってきます。そこで、大きな社会問題となっている認知症見守り対策はどのようなか、お尋ねをいたします。

次に、2つ目の子供を産み育てやすい優しいまちづくりの中から、4点についてお尋ねします。

1点目は、子育て支援、母子保健事業の充実として、産後母子サポート体制の充実についてであります。

出産から間もない時期は、女性が十分に体を休ませ、これから始まる育児に対する準備のためにも大切な時期でもあるため、日本においては出産前後に実家に帰り、実母や家族に身の回りの世話をしてもらい里帰りという習慣がありました。しかし、近年、実家の両親が働いていたり、また逆に介護を抱えていたり、家族の形態の変化などから、従来家族が行ってきた産後のケアの機能が十分に果たされなくなってきており、産後の体や育児に負担や不安を抱え孤立した状況が生まれてきています。

このような状況から、産後ケアはもっと強化が必要だということが少しずつ浮き彫りになってきました。産後の不安や困り感が、産後鬱、産後クライシスの形で出てしまう。エスカレートすると自殺や虐待など、赤ちゃんも自分も傷つけてしまう。こういった事例が多く聞かれるようになってきました。妊娠期から乳幼児期まで、安心して妊娠、出産、子育てができる環境づくりを整えていくことは非常に重要なことでもあります。

そこで、今回充実されるサポート体制とはどのようなものなのか、お尋ねをいたします。

2点目は、子育てに関する取り組みであります。

美濃市らしい施策として、赤ちゃん紙おむつ購入助成事業があります。この事業は近隣にはなく、子供を産み育てやすい子育て環境づくりに大変寄与していると思います。

そこで、今回はどのように拡充されるのか、今後の取り組みについてお尋ねをいたします。

3点目は、未来を担う子供たちの教育環境の充実として、小・中学校のICT教育環境の充実についてであります。

社会の情報化が急速に進展し、パソコンもデスクトップ型へ、そしてノート型へ、さらにタブレット型へと変化する中、児童・生徒が最新の機器、ソフトにより学習することは重要であります。

また、小学校では平成32年度からプログラミング教育が必須化されます。教育におけるICTの活用は、子供たちの学習への興味、関心を高め、わかりやすい授業や子供たちの主体的・協働的な学び、いわゆるアクティブラーニングを実現する上で効果的であり、確かな学力の育成に資するものであります。ICTを活用することによって、一人一人の子供たちの能力や特性に応じた個別学習や、子供たちが教え合い学び合う共同学習の効果的な実施が可能になります。

そこで、今回のICT教育環境充実に向けての取り組みはどのようなか、お尋ねをいたします。

4点目は、小学校外国語科・外国語活動の先行実施についてであります。

小学校外国語科では、外国語によるコミュニケーションにおける見方、考え方を働かせ、外国語による聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動を通じてコミュニケーションを図る基礎となる資質・能力の育成を目指して、平成32年度から新しい外国語教育が開始されることとなっています。

当市においては、今年度、5・6年生の英語科授業と3・4年生の外国語活動を先行実施されましたが、その効果はどのようにあらわれているのか、また新年度の活動の充実に向けての取り組みはどのようなか、お尋ねをいたします。

次に、3つ目の「来て！観て！暮らす！」人が集まるまちづくりの中から、2点についてお尋ねをいたします。

1点目は、観光客誘客と商店街活性化についてであります。

ことしのゴールデンウィークは10連休となり、例年以上の観光客でにぎわうことが予想されるということで、新たなイベントを開催するとしているが、どのような企画で、その効果や成果はどのように予測しているのか。それらを含め、このイベントに対する対応はどのようなか、お尋ねをいたします。

2点目は、移住・定住の促進についてであります。

日本各地で直面する人口減少による地域の持続・活性化に関する諸問題への解決策の一つとして、人口集中を分散させる移住の取り組みが積極的に展開されています。当市においては、NPO法人美濃のすまいづくりと連携し、空き家の確保、移住・定住相談を初め各種奨励補助金制度などを行ってこられました。市外から美濃市に来てもらうよう働きかけることは、大変重要な施策だと思います。

そこで、来年度展開される取り組みはどのようなか、お尋ねをいたします。

最後に、4つ目の地域の特性を生かした稼げるまちづくりの中から、4点についてお尋ね

をいたします。

1点目は、美濃和紙伝承千年プロジェクトの推進として、美濃和紙の核となる本美濃紙技術の習得に向けた支援や、美濃和紙ブランド価値向上に向けたコンセプトブックの発信や商品の登録、イギリス、フランスを初め国内外向けプロモーション、ユネスコ登録された石州半紙、細川紙の3紙連携事業の推進などさまざまな事業を展開され、美濃和紙の認知度を高めてられました。

来年は2020東京オリンピック・パラリンピックが開催されますが、この機を捉えた美濃和紙知名度アップへの取り組みはどのようなか、お尋ねをいたします。

2点目は、立ち寄り型観光から滞在・体験型観光への転換についてであります。

今年度は、民間事業者によりうだつの上がる町並みに古民家ホテルがオープン、また道の駅美濃にわか茶屋の隣接地にはマリオットブランドのホテル建設が着工する見込みとなっています。さらには、地方創生拠点整備交付金を利用し、旧須田万右衛門邸を古民家ホテルとして活用していくような計画もあり、今後、市内に多くの方が宿泊、滞在されるのではないかと思います。

方針では、これらの宿泊施設や観光資源を活用し、立ち寄り型観光から滞在・体験型観光への転換を図るとしているが、その取り組みはどのようなか、お尋ねをいたします。

3点目は、（仮称）池尻・笠神工業団地開発計画についてであります。

関市、美濃市の境にまたがる池尻・笠神地区に計画された本計画は、平成18年度から県、県土地開発公社、関市、美濃市の4者で協議を進め、平成27年度に基本設計を策定しました。その結果を踏まえ、平成29年度に、関市としては今後開発区域には参加しないとされました。

本事業は地方創生における働く場所の確保や、人口増対策等地域経済の活性化に資する施策でありますので、美濃市として単独での開発ができないか、さまざまな検討がなされてきたと思いますが、事業展開がおくれている要因を含め、現在の（仮称）池尻・笠神工業団地開発計画の進捗状況はどのようなか、お尋ねをいたします。

最後の4点目は、消費税増税に備えたキャッシュレス化への対応についてであります。

国は、国策としてキャッシュレス化を進め、現状のキャッシュレス決済支払い比率18.4%のところ、2025年には40%に、その後は80%を目標としています。

このキャッシュレス化について、国は、消費者にとっては多額の現金を持たずに買い物が可能になることや紛失等のリスクが現金に比べて軽減されること、事業者にとっては現金管理コストの削減による生産性向上など、さまざまなメリットが期待されると推進をしています。

また、消費税対策として、10月1日の消費税率引き上げから9カ月間、消費者還元事業として2,798億円の予算案を提出、中小の店舗で買い物をした際、キャッシュレス決済で支払った消費者に対し買い物で使えるポイントを還元する制度を行います。これにより、この9カ月間の間に全国で売り上げが約3から5兆円が発生することとなります。地域振興の観点から見れば、キャッシュレス導入が進み、より多くの消費者が日常的に使用する地域が売り

上げを得られます。既に、メディアでは大手企業がキャッシュレスをうたってCMを大々的に流し、近隣でも事業者による説明会が開催されています。

しかし、この制度は中小店舗側の機器対応のみならず、使う側の市民もキャッシュレス決済に対応しなければなりません。そこで、市内業者や市民がこの制度を理解し、戸惑いや不安を解消できるよう、またキャッシュレス決済を絡めた地域振興策への対応もあわせ対応はどのようなか、お尋ねをいたします。

以上、市政全般にわたり大きく5項目に分けた中、それぞれにポイントを絞り質問させていただきました。市長の御答弁のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（森 福子君） 古田議員、3番を2番と言って、4番を3番と、5番を4番と、違っています。ここだけ訂正してください。3、4、5が、子供の子育てというの、それ何番になっている。

○5番（古田秀文君） 子供の子育て、2つ目です。

○議長（森 福子君） それ3番だから、それ全部、あとずうっと違います。

○5番（古田秀文君） わかりました。

訂正いたします。子供を産み育てやすい優しいまちづくりの中からの質問で、最初に、「次に2つ目の」と申しましたが、これは3つ目でございます。そして、その後「来て！観て！暮らす！」人が集まるまちづくりの中からという部分を3つ目と読みましたが、これは4つ目でございます。そして、最後の部分が5つ目ということで、合計5項目に分けた質問となりました。失礼しました。ここで訂正させていただきます。

○議長（森 福子君） 市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） おはようございます。

ただいま市政クラブの代表として、古田秀文議員から市政全般にわたりまして御質問いただきました。それぞれお答えをさせていただきます。

まず1つ目でございます。美濃市まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗状況と今後についてということでございます。

地方創生は、政府が掲げます地方の活力なくして日本の活力なしという考え方のもとで押し進められております。美濃市まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましても、人口減少と地域経済の縮小といった課題を克服し、地域に活力を創出するために仕事をつくり、人をふやし、それらを好循環させ、その循環を支えるまちを活性化させるということが基本的な考え方でございます。

その中で、6つの基本目標を設定し施策を展開しております。それぞれの目標につきましの進捗状況、達成状況を踏まえまして答弁させていただきます。

最初の基本目標であります美濃和紙の伝承についてでありますけれども、保存会の会員数の維持確保につきましても、これまでも後継者の育成の確保に向けて種々力を入れてまいりました。保存会の会員数は、策定時から現状では1人減り、現在は7人でございます。手すき和紙職人の数は現在33人で、来年度末には40人という目標にはまだまだ達していません

けれども、引き続き課題として捉えてまいります。

昨年度、若手研修生が新たに工房を開設するなど、研修生の技術の向上と生業への移行に対する支援につきましては実を結びつつあるというふうに考えております。今後も、将来のある若手職人が自立できる環境を整えてまいりたいと考えています。

また、本美濃紙のユネスコ無形文化遺産登録から来年度は5周年を迎えます。この伝統技術を1,000年先へつないでいくため、県と連携し本美濃紙を含む美濃和紙の本質的な価値を国内外へ発信するなど、世界に通用するブランドの確立にも取り組んでまいりました。この結果、美濃和紙ブランド協同組合に加盟する約40事業者の平成29年度の売上高の合計は、平成25年度の実績に比べ約1割、金額ベースで7億円の増加となっております。引き続き、美濃和紙産業全体の収益底上げを目指したブランド発信に努めてまいりたいと考えております。

次に、基本目標の2つ目であります地域活力の発展、創造でございます。

美濃市も人口減少が進む中、市外から来られた方に買い物や飲食などの消費をいただくことで地域の活性化を図るということで、観光客の入り込み数を策定時の年間112万1,000人から平成31年度には150万人とすると、このような数値目標を掲げてまいりました。29年度は年間118万人にとどまり、大きく増加しているとは言えませんが、ツアー・オブ・ジャパンや美濃和紙あかりアート展などに対する継続した支援や、長良川流域の自治体と連携した広域観光の取り組み、台湾ランタンフェスティバルへの美濃和紙あかりアートの作品の出展を通じた市のプロモーションなどによって誘客を図り、地域の活力の創出をしてみたいと、これからも考えております。また、旧松久邸や道の駅隣接地といった市有財産を活用した民間活力による宿泊施設の整備に着手するなど、滞在型の観光形態へのシフトも積極的に進めておるところでございます。

今後は、宿泊による滞在時間をふやすことで、それに伴う市内での観光消費の増加を促してみたいと考えています。

一方、総生産額、従業員数とも市全体の5割を超える製造業につきましては、平成20年のリーマンショック以降、厳しい時期が続きましたが、事業者のたゆまぬ御努力と優良企業の誘致が功を奏し、平成28年の従業員数4人以上の事業所の製造品出荷額などは1,351億円と過去最高となっております。さらに、小売業の商品販売額につきましても、大型店の出店などにより平成27年度は203億円とこちらも過去最高水準となっております。しかしながら、数値目標としております労働力人口は事業者の業績に反して減少傾向でありまして、人手不足感が否めず、今後の景況に懸念がございます。

このため、商工会議所と連携して中小企業、中小規模事業者の経営安定に向けた支援、また経済活動が持続可能となるよう将来を見据えた人材確保と人材育成に対する支援を継続してみたいと考えております。

基本目標の3つ目であります地域居住増加の継続についてであります。数値目標としましては転出超過の解消、空き家活用の促進を掲げております。移住・定住の促進に関しましては、転入・転出者数の差を平成31年度にはゼロにする目標としておりますが、平成29年は

88人の転出超過で、策定時130人の転出超過から幾分解消したと考えております。また、空き家の活用件数は策定時から平成31年度までに30件ふやそうというものでございますが、平成29年度までに24件の活用が進み、高い達成度となっているところでございます。

市では、暮らしの拠点となる居住を確保するため、南部エリアにおける区画整理事業を進め、暮らしやすい市街地形成と優良な宅地供給を図っております。また、空き家の活用につきましては、来年度から居住として空き家改修費用の補助対象者の拡大や、店舗への利活用に対する改修費用の補助を新たに行うこととしており、引き続き移住希望者のワンストップ窓口であるNPO法人美濃のすまいづくりと連携して空き家の有効活用を図ってまいりたいと思っております。

さらに、美濃市では、これまで地域おこし協力隊という活動の経費につきましては国の支援が得られないという地域にされておりました。今回、条件が緩和され、来年度から特別交付税措置の受けられる対象になりました。年間、1人400万円の財政支援が行われます。

したがって、美濃市の実情に合った地域おこし協力隊の有効な活用方法について研究と検討を進めているところであります。今後、若い移住者が活躍できるまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

基本目標の4つ目であります子育て環境の改革についてであります。

これにつきましては、目標としましては合計特殊出生率策定時の1.35を平成31年に1.5とすることを目標としております。平成29年度は1.39と若干の上昇とはなっておりますが、まだまだ達成には困難な状況と思っております。また、年間婚姻届け出数につきましては、平成31年度に年間80件の目標を掲げておりますが、毎年約70件程度で推移しており、ほぼ横ばいで推移しております。

若い世代が家族を持ち、安心して子供を産み育てられるまちとするため、留守家庭児童教室による子育てと仕事の両立支援、ファミリー・サポート・センター事業による地域での子育て支援のほか、赤ちゃん紙おむつ購入助成や国が進める幼児教育・保育の無償化の先行実施など、子育て世代の経済的負担軽減に係る市独自の取り組みも進めてまいりました。

今後は、これらの取り組みに加えまして、母子保健事業や教育のさらなる充実を図るべく、新年度予算にも各種事業を盛り込んだところでございます。

基本目標の5つ目であります健康年齢の向上であります。

これについては、自分の健康は自分で守るということを原則としながらも、疾病予防、早期発見・早期治療に向けた健康増進施策の充実と、美濃病院を核とした医療体制の強化を図ってまいりました。数値目標に掲げております特定健康診査受診率や、小児生活習慣病予防事業受診率も伸びており、市民の健康に対する意識向上が図られていると考えております。

今後も、本年度から開始した「からだ改善プロジェクト」の継続など、市民の健康年齢向上に向けた支援を充実させてまいります。

基本目標の6であります自然環境の回帰でございます。

「清流長良川の鮎」、曾代用水といった世界遺産の価値を市内外に周知し、あわせて後世

に残されていくため、鮎すくいイベントの開催のほか環境美化活動を実施する団体への補助を実施してまいりました。数値目標としている長良川の水質を示すBODの値は向上しており、豊かな自然環境の保全が図られておると考えております。

今後は、清らかな水の源となる森林を保全し、森林が持つ多面的な機能を十分に発揮させるべく、仮称でございますが、森林環境譲与税を財源とした適正な森林経営管理に努めてまいりたいと考えております。

将来目標人口の2万1,000人の維持についてでございます。

最後に、第5次総合計画に掲げております将来目標人口、平成32年に2万1,000人を維持するという大きな目標につきましても、本年2月末時点で2万749人で若干目標を下回っております。人口減少を緩やかにしていく努力が今以上に必要であるため、引き続きまち・ひと・しごと創生に関する施策を継続してまいりたいと考えております。

次に、大きく2点目でございます。

まち・ひと・しごと創生総合戦略と平成33年度から行います第6次総合計画との関連性についての御質問について、お答えをさせていただきます。

御承知のとおり、地方創生の実現は一朝一夕にできるものではなく、恐らく十数年という長いスパンの中で必要ではないかと考えております。このため、今後も健康年齢の向上や教育、福祉の充実に向けた施策をさらに充実させるとともに、産業や観光の振興、移住・定住の促進といった取り組みを一段と加速させていく必要があると考えております。

こうした中、第6次美濃市総合計画につきましても、平成33年はございませんけれども、2021年度からの中・長期的な計画として来年度から2カ年をかけまして策定作業を行う予定としております。その内容につきましても、やはり人口の減少、少子・高齢化、地方創生の実現といった課題に重点的に対応していくものとなると考えております。このため、現行の美濃市まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期間を1年間延長し、第5次総合計画の周期と合わせた上で一体的に見直しを図ることとしたいと思っております。

既に、第5次美濃市総合計画の後期基本計画と連動したものとなっておりますけれども、第6次総合計画は総合戦略の内容を包含した計画として一本化し、市民にもわかりやすいものとしてまいりたいと考えております。計画期間につきましても、まち・ひと・しごと創生法に基づく地方版総合戦略の計画期間がおおむね5年程度とされていることも考慮し、10年間の基本構想をベースとした上で総合戦略と一本化した前期・後期それぞれ5年間の基本計画を策定することと考えております。

次に、2つ目の項目であります。

健康日本一を目指した元気なまちづくりについての1点目の御質問であります「からだ改善プロジェクト」の取り組みはどのようなかについて、お答えをさせていただきます。

健康は元気と安心の源であり、誰もが生涯にわたって健康で生き生きとした生活を送りたいと願っております。先ほども申し上げましたように、美濃市まち・ひと・しごと創生総合戦略では健康年齢の向上を基本目標の一つに掲げ、多くの市民がいつまでも現役でいられる

ことを目指し、自分の健康は自分で守りつくることを基本に、これまで健康増進と疾病予防対策の充実を進めてきております。

今年度は、生活習慣病の予防と健康年齢の向上を目的としまして「からだ改善プロジェクト」事業を実施いたしました。市民75名が健康モニターとして参加をいただきました。この事業は健康に必要な適度な運動、適切な食事、健診等の受診を実践することで健康の見える化と健康な体づくりを図るものでございます。

具体的には、血液検査などの健康診断、食事チェック、体力テストなどにより健康の意識を促すとともに、大学と連携し運動や食事に関するセミナーの開催や改善指導を行って、各自自己管理のもと健康に対する取り組みを実践していただきました。

最初の健診結果では、全体に糖尿病や高血圧、コレステロールが高いなどの傾向が見られましたが、参加者の中にはこれを機にみずからスポーツや食生活の改善を実践され、体重減につながられた方もいらっしゃいます。この事業はすぐに結果が出るものではありませんが、一定の効果が認められ、自分の健康状態に関心を持ちみずから取り組むという所期の目標は達成できたものと考えております。

新年度は、参加対象者を通常の定期健診の受診対象外となる定年前後の方とし、人数を絞って実施します。参加者には、健康への意識を確実に高めていただくため、個々に1年後の明確な目標を設定した後、健康への取り組みを実践していただきたいと思っています。なお、実践効果を最大限に引き出すため、今年度の実施内容に加え保健師や管理栄養士が参加者個人に合ったより細やかな指導を定期的に行うこととしています。市民の健康年齢を向上させるには、一人一人が自分の健康に関心を持ち、主体的に楽しんで健康づくりに取り組むことが必要であります。個々の取り組みが家族の健康づくり、ひいては市民全体の健康づくりにつながっていくことを目指しております。

質問に私の感想とありましたが、私も参加をしておりますけれども、なかなか全部のプログラムはできませんでしたが、実は最初にはかったときの腹周りは89.5でございましたが、先般、2月に行った健康診断では80.5ということで9センチほど腹周りが減りました。相当いろんなことの努力はしておりますけれども、そんなことがありますので、多くの方が何か1つ取り組んでいただければいいかなあと、こんな思いでございます。済みません、余分なことを申し上げましたが。

そして、次に2点目の質問であります。認知症の高齢者の見守りについてのお尋ねでございます。

認知症高齢者を見守る体制としましては、民生・児童委員を中心にしまして地域の方々による見守り活動や、御家族を含む支援として認知症カフェの実施などにより行っております。認知症の方の徘徊に起因する行方不明事案の対応につきましては、昨年3月に中濃地域の各市町村と社会福祉協議会及び警察署とで協定を締結し、中濃地域行方不明高齢者等SOSネットワークという体制をとって関係機関や緊急連絡や各市町村の同報無線を相互に活用するなどして情報収集を行い、行方不明者の早期発見に努めているところでございます。

高齢者の行方不明に関する関警察署からの当市への同報無線放送への依頼数は、今年度3月7日までで16件、うち市内の事案は6件となっておりますが、高い高齢化率で推移する当市におきましては、今後も認知症高齢者の行方不明事案が懸念されるところでもあり、その未然防止に寄与する方策として平成31年度よりQRコードラベルを活用した見守りシステムを導入し、認知症高齢者と御家族の安全・安心をさらに高めるものにつながるというふうに考えております。

続いて、3つ目でございます。子供を産み育てやすい優しいまちづくりの1点目の質問でございます。

産後母子サポート体制の充実はどのようなかについて、お答えします。

近年、議員も申されましたけれども、核家族化、共働き家庭の一般化、地域とのつながりの希薄化と、こんなような問題がありまして、妊婦やその家族の方を支える力が弱くなっております。そういったことで妊婦の方、あるいは出産後の不安とか負担が増大していると、こんなふうに思っております。自分の親等から、あるいは親族から距離の離れたところで妊娠、出産するなど、さまざまな事情により親を頼れない妊産婦に対し、産前産後の手厚いサポートは大変重要なことであり、出産、子育てのよき理解者が寄り添い、育児の支援をすることは不安を抱える妊産婦にとりまして大変心強いものではないかと考えております。

そのため、市では安心して妊娠、出産、子育てができる環境づくりのため、母子の健康の保持と健やかな成長、発達に向けた支援として妊婦健診費用に対する助成や、3から4カ月児、あるいは1歳6カ月児を対象とする定期健診、7カ月健康診断や1歳児歯磨き教室などを行っておりますが、子育て支援につきましてはさらに充実させる必要があると考えております。

そこで、産後の初期段階における母子に対する支援を強化するため、これまで1日1万円の自己負担、7日間の利用制限があり利用に結びつかなかった産後ケア事業を、新年度より助成拡大いたします。宿泊型サービスは利用料を初日は4,000円、2日目以降は2,000円、1カ月の上限を5万円までとし、これまでより安価に、また長期間利用できる内容とします。加えて、通所型サービスも開始することとしています。これにより、出産直後の母親の心身のケアや育児のサポート体制を一層充実させることができるものと考えております。

また、市では産後初めての母子とのかかわりとして、生後2カ月目を目途に保健師による赤ちゃん訪問を行い、母子の健康状況確認や相談に応じておりますけれども、出産後の1カ月間は母体の回復が十分でない場合もあり、身体的にも精神的にも不安定で母親の育児不安が最も高まる時期であることから、新たに産後1カ月の産婦健康診査の実施の費用に対する助成を行うこととします。この健診は、基本的に出産した病院等で受診するもので、母親の身体的な経過、子供の発達状況の確認、母親の心理状態、子供に対する感情などが把握できます。また、エジンバラ産後鬱病質問表などを活用することで産後鬱病や育児不安を抱える母親を早期に発見し、その後の適切な指導や支援につなげることができるものと考えております。

こうした新たな取り組みにより、子育て世帯の経済的な負担の軽減のほか、医療機関と行政との連絡が密となり、特に母親の心身の負担の軽減が図られるなど市としましても妊娠、出産期から子育て期に至る切れ目のない支援体制が強化されるものと考えております。

次に、子供を産み育てやすい優しいまちづくりの2つ目であります。

赤ちゃん紙おむつ購入の助成についてはどのようにかについて、お答えをさせていただきます。

子育てに係る費用の中で、紙おむつの購入というのは家計の大きな負担となっております。日本衛生材料工業連合会の資料によりますと、1日のおむつの交換頻度は、生後3カ月までの新生児用とSサイズの時期では10から12枚、生後3カ月からのMサイズ以上の時期では七、八枚を目安としており、紙おむつの単価を1枚当たり20円としますと、生後3カ月までは月に約6,000円から7,200円ぐらい、3カ月以降は4,200円から4,800円ぐらいの支出となります。

当市の紙おむつ購入助成につきましては、現在、ほとんどの乳幼児の方がおむつを装着する満2歳児未満の乳幼児に対して、1人当たり月額1,000円を助成しており、紙おむつの支出に対しては2割程度の支援となっております。この助成制度を開始してから5年が経過したところではありますが、新年度からは月額を500円増加して1,500円とし、十分な額ではございませんが、少しでも子育て世帯の負担軽減につながればと思っております。

次に、3点目であります。

小・中学校のICT教育の充実と取り組みはどうかということについて、お答えをさせていただきます。

小学校は平成32年度、中学校は平成33年度から実施される次期学習指導要領では、情報活用能力を言語能力と同様に学習の基礎となる資質・能力と位置づけ、学校のICT環境整備とICTを活用した学習活動の充実を図ること、特に小学校においては文字の入力などの基本的な操作を身につけ、プログラミング的思考を育成していくことを求められています。

これまでの取り組みとして、小・中学校のパソコン教室の整備や実物投影機41台、プロジェクター44台、デジタルテレビ28台、電子黒板7台などのICT機器の導入、普通教室及び特別教室への有線LAN整備などを実施してきております。

教育委員会では、小学校におけるプログラミング教育に備え、本年度に寄附いただきましたドローンを活用し、教師を対象とした研修を実施しております。平成31年度はデジタル教材等をより活用しやすくするため、新たに電子黒板を小・中学校7校の普通教室67室に導入します。さらに、授業を担当する教師用のタブレット端末90台の導入と、Wi-Fi機器設置による無線LAN環境の整備により、児童・生徒にとってよりわかりやすく、より理解が深まる授業となるよう教育環境を整備してまいります。

また、教育委員会には児童・生徒用のタブレット端末を貸出用として10台配置し、プログラミング教育などの授業のほか、教師の研修に活用してまいります。教育委員会では、教師がICT機器を取り扱う技能と授業での活用の仕方を学ぶため、教育研究所による研修や先進校への視察研修、県が主催する研修会に参加していくこととしております。また、ICT

機器を用いた学習方法、デジタル教材やデジタル教科書の有効活用などを研究し、各校の取り組みを共有できるよう教師を中心としたICT教育研究会を立ち上げることであります。

ICT教育の充実につきましては、高度情報通信社会の中、将来の美濃市を担う子供たちの情報活用能力の育成に向けて、引き続き教育委員会とともに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、4点目でございます。

小学校外国語（英語）科、外国語活動の充実に向けての取り組みについてはどのようにして、お答えをさせていただきます。

国際化が急速に進む中、未来の美濃市を担う子供たちに英語でのコミュニケーション力を身につけること、外国の文化を広く理解していただくことはとても大切であると考えております。平成30年度、中学校では英語スピーチコンテスト美濃地区大会において優秀賞、県大会出場6名のうち美濃市から5名が選出されるという快挙をなすことができました。また、平成29年にアマルフィに派遣した中学生たちは、見事な英語でアマルフィ市で美濃市についてプレゼンテーションしたり、アマルフィ市の中学生と交流をしたりしました。これは中学校に英語の少人数指導のための非常勤講師や英語指導助手（日本人1人、外国人1人）を配置するなど、きめ細やかな指導体制を行ってきた成果だと考えられます。こうした成果を見たとき、小学生の時期から英語教育を充実させることができたという私のかねてからの思いがより強くなりました。

こうした中、教育委員会では総合教育会議での議論も踏まえ、平成32年度より実施される小学校次期学習指導要領に示されました5・6年生の外国語科、3・4年生の外国語活動の先行的な実施に踏み切ったところでございます。

平成30年度は、授業を行う学級担任を補助する日本人の英語指導助手を美濃市全体で3名配置し、先行実施をしたところでございます。教育委員会では、英語指導助手が学級担任と授業の進め方を相談するとともに、学級担任に英会話のアドバイスをすること、また授業では英語でのコミュニケーションのモデルを務めたり、児童が英語で会話する活動を支援したりするなど授業がスムーズに展開できるようにしてまいりました。

平成31年度は、これに加え外国人指導助手1名を配置することにより、英語のネイティブな発音や外国の文化に触れさせる機会を大幅にふやすことができるよう支援してまいりたいと考えております。小学生のころからネイティブな発音になれることの意味は大きいと考えています。また、この時間は学級担任と日本人英語指導助手、外国人指導助手の3人での授業が可能となりますので、一人一人の児童へのよりきめ細やかな指導ができ、学習の質のさらなる向上も望めるものと考えております。

次に、大きく4点目であります「来て！観て！暮らす！」人が集まりまちづくりの1点目でございます。

10連休となりますゴールデンウィークへの対応はどのようにして、お答えをさせてい

たきます。

現在、日本では人口減少、少子・高齢化などの課題があります。美濃市においても同様の傾向を示しております。特に、美濃市の産業は金属製品製造業やプラスチック製品製造業、また製紙業で支えられており、市としましてはこうした産業の育成・支援により長期的な経済対策を講じる一方で、市外から観光客やU I J ターンを含む移住者が集まる観光と暮らしの両拠点となるようなまちづくりを進めることで地域の活力を生み出すことも重要と考えております。

こうした観点から、まずは美濃市に興味を抱いてお越しいただくことで、まちににぎわいを創出する取り組みを市民と一体となって進めてまいりたいと考えております。

議員も御承知のとおり、ことし4月30日には天皇陛下が御退位、翌5月1日には皇太子が天皇に御即位をされます。元号が変わるなど、新たな時代を迎えることとなります。国全体がお祝いムードに包まれると思いますし、各地域でいろんなイベントが開催され、多くの観光客の方々も出歩かれることが予想されます。

本市におきましても、多くの観光客の方にお越しいただき、そのおもてなしの一つとして、うだつの上がる町並みを歩行者天国にし、商店街のにぎわいをつくり、地域経済の活性化を図りたいと考えております。できれば一番町通りと二番町通りを交互に歩行者天国とし、野立てを設置し来場者の休憩場所としたいと考えております。なお、市内の店舗や市内の皆さんには野立てを活用いただき、にぎわいの創出につなげていただければと考えております。このイベントを契機にしまして、市内の店舗が積極的に町並みの活性化を図られ、誘客や売り上げの向上につなげていかれることを期待しているところでございます。

なお、市におきましては御即位のお祝いとしましては、10連休の間、旧今井家住宅とあかりアート館を無料開放したいと考えております。これは平成22年に天皇・皇后両陛下が、平成28年度に皇太子殿下が両施設を御視察いただいたことによるものでございます。

また、直接ではございませんが、消防団では、団長を初め役員、団員の皆様の協力を得て、5月1日に即位をお祝いし祝賀放水を行っていただくこととなっております。これ以外でも、今お聞きしているのは、例えば曾代自治会の皆様がちょうちん行列とかおみこしを出すといった話もお聞きしております。その他の地域でも、いろいろなお祝い行事を実施いただければ幸いかというふうに思っておるところでございます。

「来て！観て！暮らす！」の2点目でございます。

移住・定住への取り組みについてはどのようにかについて、お答えをさせていただきます。

市では、平成19年にNPO法人美濃のすまいづくりが設立されて以来、協働で移住・定住の促進に取り組んでおります。この間の取り組みとしましては、平成27年度より地方暮らしやU I J ターンをサポートするNPOふるさと回帰支援センターの会員となり、東京での相談会、岐阜県が行う名古屋駅前での相談会や移住者トークショーなどにも参加をしております。また、関市、郡上市とともに平成27年度に設立した3市連携移住定住促進協議会による活動では、東京での全国的な移住相談会であるふるさと回帰フェアへの出展を初め、名

古屋市内の大型ショッピングモールでの移住説明会の開催や市担当者と移住者のトークを交えたセミナーを行い、移住希望者向けに3市をめぐるバスツアーなども実施してきております。

平成29年度は、優良な空き家をさらに確保するために空き家募集のチラシ及びポスターを作成し、関市内のショッピングモールなどにもチラシの配布を行い、空き家所有者向けのPRにも力を入れてまいりました。さらには、フェイスブックとユーチューブを活用したウェブプロモーションを空き家募集と移住・定住促進の両面で行ったところであり、本年度までに69世帯168名の移住のお手伝いできたところでございます。

平成31年度としましては、従来の取り組みに加えまして、人口が集中する東京23区からの移住に対し新規就業した方に対する支援金の交付を岐阜県と連携して行うほか、優良住宅の助成制度を拡充してまいります。

今後も、美濃のすまいづくりや名古屋市にある清流の国ぎふ移住・交流センターなどと連携しながら、引き続き移住・定住の促進に努めてまいりたいと考えております。

次に、最後の5点目の項目でございます。

地域の特性を生かした稼げるまちづくりについての1点目でございます。オリンピック・パラリンピックに向けて、美濃和紙の知名度アップについて、どう取り組んでいくのかということでございます。

議員御承知のとおり、美濃市には世界農業遺産に認定された長良川、板取川、あるいは世界かんがい施設遺産に登録された曾代用水、ユネスコ無形文化遺産である本美濃紙、さらには喪山神話の里にある大矢田神社、白山信仰の象徴の一つである洲原神社などすばらしい地域資源がたくさんございます。さらに、東海北陸自動車道や東海環状自動車道の東回りの完成により太平洋と日本海、関東、関西への結節点としての地の利がございます。今後は、こうした美濃市ならではの特性を生かして、稼げるまちづくりを進める必要があると思っております。

そこで、お尋ねの美濃和紙の知名度のアップということでございますけれども、これまでも、議員からも御説明いただきましたけれども、欧米によるPR活動をやってまいりました。そういうことで世界に発信しているわけでございますが、あるいはテストマーケティングと、こういったことをやってきておりますけれども、さらには美濃和紙ブランドの協同組合の加盟事業者の結果としましては、売上高の合計は伸びてきており、一定の成果は見られてございます。地道に事業を進めることが重要であり必要なことと考えております。

東京オリンピック・パラリンピックでは、より多くの海外の方々が日本を訪れ、人と人との交流が生まれると予想されるため、今までの取り組みを継続して行うことに加え、取り組みの強化を行ってまいりたいと思っております。

1点目としましては、岐阜県と連携して東京ギフトショーや、今月の15、16日に開催される読売新聞社などが主催する首都圏における見本市やテストマーケティングにも積極的に参加し、さらに美濃和紙ブランドのPR戦略と販路開拓を行ってまいりたいと思っております。

2点目としましては、民間事業者に対して美濃和紙を活用した新商品開発や見本市などへの出展する場合の助成を行っていきたくと考えております。ぜひ事業者の皆様には積極的に助成制度を活用するとともに、販路開拓につながる提案をいただきたいと思っております。

いずれにしても、事業者の方々がアイデアを絞り販路拡大につなげていただくことが重要と考えておりますので、行政としてはそういった事業者の方々の経済活動を支援してまいりたいと考えております。

次に、2点目でございますが、立ち寄り型観光から滞在・体験型観光への転換と、これについてはどのようにしてのお尋ねにお答えさせていただきます。

立ち寄り型観光から滞在・体験型観光への転換につきましては、いろんな機会にお話しさせていただいておりますけれども、なぜ転換を図らなければならないかと申し上げますと、観光産業は非常に裾野の広い産業であり、旅行者に泊まっていたり体験していただくことによって、例えばお土産品がたくさん購入いただけたらとか、そうなれば紙の増産にもつながります。食事であれば、その素材の生産者まで波及効果が生まれ、結果として市内の経済効果が高まるものと、こんなことが思われます。雇用も生まれると考えております。

現在、市が把握しております宿泊施設は11施設、部屋数は76部屋、受け入れ可能な宿泊人数は340人となっております。最近の旅行者の形態を見ていますと、少人数での旅行がふえています。団体が来た場合でも1人1部屋あるいは2人1部屋と、こんなような利用形態が多くなっていると思っております。また、見学型から体験型へのニーズも高まっているというふうに思っています。これはインバウンドについても同様でございます。市内ではこうしたニーズに対応すべく古民家を改修したバイソンさんや、異業種から参入のバラット・インクルンズさんが新たに宿泊施設を開業、また一時休止をされておりましたけれども岡専旅館さんが営業を再開するなどの動きも見られます。

こうした中、現在、旧松久邸の古民家ホテルは6月ごろのオープンの予定と伺っていますし、新年度には旧須田万右衛門邸も古民家ホテルとして整備することとしております。これは先般、国のほうで交付決定がございましたので、議会の判断をいただければできるものと考えております。さらに、道の駅美濃にわか茶屋におきまして、6月ごろから着工ということでホテルが建設されます。こうした施設が整備されることによりまして、旅行者の選択肢をふやし、よりニーズに合った宿泊滞在が可能となるのではないかと考えております。

また、体験型への転換につきましては、例えば鮎の塩焼き体験とかバーベキュー、着物を着る体験、川下りなどのアウトドア体験、春とか秋の山登りやトレッキング体験など、これ以外もいろんな体験があると思っておりますけれども、「コト体験」を充実させることがさらに観光誘客に寄与するものと考えております。

これらについて、いろんなアイデアを関係者の皆様に考えていただきたいと思っておりますし、こうした場合、市としまして積極的に支援をし国内外への情報発信もしてまいりたいと考えております。

今の地域の特性の3つ目でございますが、企業誘致施策としての工業団地の開発の進捗状

況はどうかということにお答えします。

これは御承知のとおり、平成18年度から基本方針の調査を進めてまいりましたけれども、29年度に関市が離脱したということで、当初の計画案の実施が困難となったところでございます。ただし、美濃市としましては、働く場所の確保とか人口増対策など地域経済の活性化、あるいは将来の税収増、こういった観点からも企業誘致は欠くことのできない施策と判断しまして、引き続き県、土地開発公社の協力を得ながら、美濃市のみの方針を検討していくことといたしました。なお、平成29年7月に農村地域工業等導入促進法が改正され、認可権が国から県に移管されることに伴いまして、これまでに策定した農村地域工業等導入実施計画を改定し、美濃市独自の実施計画を策定する必要が生じたため、現在、その素案を策定したところであります。

今後、県に認定申請を行うこととなりますけれども、国において示された認定基準の指針では、計画策定の段階から進出企業の想定が必要との要件を満たさなければならず、現状では認可を受けることが困難となっている状況でございます。そこで、現在は農村地域産業導入促進法の認定要件をクリアするために、県の協力をいただき進出企業を模索しております。それと並行しまして、農村地域産業導入促進法の適用とならないようなミニ工業団地開発の可能性、あるいは農地を含まない工業団地開発について検討しているところでございます。

次に4つ目でございますが、消費税増税に備えたキャッシュレス化への対応についてのお答えをさせていただきます。

日本におけるキャッシュレス化は、韓国が8割、中国が6割を超える決済比率に比べ約2割ということで、なかなか進展していないと言われております。こうした中、国は少子・高齢化や労働者人口の減少に伴う事業所などの人手不足対策やインバウンド対策としてキャッシュレス化を推進しているところでございます。

この一環として、ことしの10月1日の消費税率引き上げに伴い、需要平準化対策及びキャッシュレス化を促進するために、消費者の利便性向上の観点を含め、消費税率引き上げ後の一定期間に限り、消費者が中小・小規模事業者で買い物をし、キャッシュレス決済を行った場合にポイントを還元する制度を実施することとしています。この制度を実施することで、中小・小規模事業者での消費喚起を後押しするとともに、事業者、消費者双方におけるキャッシュレス化を推進し、2025年度までに最終消費額に占めるキャッシュレス決済比率を40%まで高めるということを目指しております。

市としましては、キャッシュレス化は避けて通れないものと考えており、既に商工会議所や金融機関と連携して事業者向けにセミナーを開催しているところでございます。市内においても導入店舗の普及が進んでおり、Pay PayやOrigami Payを導入された店舗は数十店と聞いております。なお、ポイントの還元を受けるためには、消費者側がキャッシュレス決済を行わなければ意味がありませんので、今後、市の職員も含め市民向けのセミナーを開催し、キャッシュレス利用の正しい情報提供を行っていくとともに、地域経済の活性化にもつなげていきたいと考えております。

また、中小・小規模店舗のキャッシュレス化に伴い、決済端末のハードが必要となる場合は、今後、国の動向も注視しながら、商工会議所と連携し助成制度も検討してまいりたいと考えております。なお、市の施設につきましては、今後、旧今井家住宅、美濃史料館、あかりアート館、和紙の里会館、道の駅などでキャッシュレス化に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

大変長くなりまして、申しわけございませんでした。

○議長（森 福子君） 時間が参りましたので、これにて5番 古田秀文君の美濃市議会市政クラブ代表質問を終わります。御苦労さまでした。

これより10分間、休憩いたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時13分

○議長（森 福子君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、一般質問に入ります。

9番 古田豊君。

○9番（古田 豊君） 皆さん、おはようございます。

質問のお許しをいただきましたので、私は3点にわたって質問をいたします。

平成31年度の予算案が示されましたが、多くは代表質問で質問されましたので、私は1点目に美濃市総合計画条例の制定と今後の美濃市について質問をします。

将来の人口が大きく減少することが予測される中、市長はどのような市政運営をしていくのかという問題点について、質問をしたいと思います。

第5次総合計画は平成32年度をもって終了します。それに引き続き、第6次基本構想と基本計画を策定するというので、この基本構想と基本計画を作成するに当たり必要な事項を調査、審議するため美濃市総合計画審議会を置くこととされて、委員は市長が委嘱する20人以内で組織するというのであります。この委員はどうしても充て職だったり、いつも同じ人たちだと余り変わらない政策立案になる場合もあります。

市議会議員は、でき上がった基本構想を議会で議決する立場だから総合計画審議会委員には選ばれないという可能性もありますので、少し意見を申し述べさせていただきたいと思っております。まずは若い人たちの多くの人に審議会委員になっていただきたいと思っておりますし、奇抜な意見を持つ人や価値観の全く違う人たちがまじって審議されることを望みたいと思っております。

そこで、4月には市議会議員選挙が行われます。多くの自治体にとって、住民が地域の将来を考える大切な機会となります。とりわけ多くの市町村が人口減少に直面し、将来の地域社会の維持が危ぶまれる中での選挙で、人口3万人以下の市町村では7割超の自治体が2040年までに人口が3割以上減ると総務省では試算をしています。

人口減少は地方議員のなり手不足ももたらしています。これによって議会の若返りと活性化が図られず、政策立案にも問題が出てくるような事態に陥ります。無投票や定数割れでは、

行政におかしいと言う議員の気概がどうしても薄れてしまいます。そして、議員の平均年齢も上がり、議論の停滞も起こってきます。深刻な人口減少への対策などの政策論争も余り起こらない。このままいけば、総務省の試算でいきますと20年後の美濃市の人口は1万3,000人ぐらいになってしまいます。美濃市では、小学校教育や上下水道事業や病院経営は難しくなってしまいます。深刻な事態を招いています。もっと議論されるべきだと思います。国や県頼みや、根拠のない楽観論ではいけないと思います。

そんな中でも、国も県も市も人口減少や地域経済が低迷する中で、これを活性化させるために観光に力を注いでGDPの増大に一生懸命ですが、観光に力を入れる余りイベントや観光事業が過大になり過ぎているのではないかと思います。イベントがたくさん行われている美濃市に対して、美濃市観光協会ではなくて美濃市イベント協会と呼ぶ人もいるそうです。3つもある世界遺産を無理に観光に結びつける必要もないと思います。

人口が1万3,000人になってしまうような事態を予測して、小学校は減らすのか減らさないのか、上下水道事業は成り立っていくのか、料金値上げはないのか、病院経営はどうするのか、イベントは何を取りやめるのか、公共施設の統廃合も考えるなど、今年度の予算から考えていく必要があると思います。

年金、医療・介護、子育て支援などの予算を減らすことのないように対処していくべきだと思いますが、市長に答弁を求めます。

○議長（森 福子君） 市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 美濃市総合計画条例の制定に当たり、今後の美濃市のあり方についての1点目としまして、将来の人口減少が予想される中、どのような市政運営をしていくのかという御質問をいただきました。お答えをさせていただきます。

議員の御発言のとおり、人口減少、少子・高齢化というものの進展は全国的でありますし、本市の総人口の減少傾向も続いているところでございます。政府は、昭和22年から24年ごろに生まれたいわゆる団塊の世代が75歳以上になる2025年問題、また昭和46年から49年ごろに生まれた団塊ジュニア世代が全て65歳以上となる、高齢者の絶対数がピークに達するとされる2040年問題が喫緊の課題であるとして危機感を募らせておるところでございます。特に2040年ころには、そのころに20代前半となる方の数が団塊ジュニア世代の半分程度にとどまるとされておりまして、年齢構成が今以上にアンバランスになる。若い世代で高齢者を支えることが困難となり、十分な行政サービスの提供が維持できないと、こんな時代が到来するとされています。

美濃市の人口の見通しにつきましても、国立社会保障・人口問題研究所の推計によりますと、2015年の2万760人から2040年には1万3,694人で34%の減少が予測されております。年齢構成の割合では、65歳以上の老年人口が31.9%から43.5%に大幅増、15歳から64歳の生産年齢人口は56.8%から46.5%に大幅減、15歳未満の年少人口は11.3%から10%に微減というふうになっております。

こうした将来を見据え、本市では高齢者がいつまでも元気で自立し活躍できるまち、そし

て若い世代が家族を持ち安心して子供を産み育てられるまちとしていくため、健康、子育て、教育をキーワードに、来年度もこの分野に重点的に予算を配分したところでございます。

特に、市民の健康福祉の向上、保育、子育て支援の充実を図る民生費につきましては、私が市長に就任して以降、段階的に配分額をふやしておりました、平成31年度の予算では平成26年度に比べ予算ベースで11%増、金額にしまして約3億円の増額をしております。超高齢化社会に対応できるまちづくりの一助としているところでございます。

また、小・中学校の教育費も同様に、きめ細やかな教育を行うための少人数指導の充実や快適な学習環境を確保するための施設の改修、備品整備などを積極的に行うため、配分額を段階的にふやし、未来を担う子供たちの健全育成に努めておるところでございます。

一方、人口減少、少子・高齢化に対応し、公共施設の維持管理、運営も無駄なく適正に行っていかなければなりません。来年度着工予定の（仮称）市民わくわくふれあいセンターについては、御承知のとおり老朽化した5施設を統合集約した施設として建設を進めているところでございます。小・中学校の統廃合を含め、他の公共施設につきましても総合的な運用を考えつつ、施設の長寿命化と改修費用の平準化を図り、またその財源は市の積立基金や国・県の補助制度の活用、あるいはできるだけ有利な交付税措置のある起債の選択など、知恵を絞ってやっていきたいと考えております。

また、上水道、下水道につきましては、人口が減少しても施設の規模が変わらないため、必要な維持管理費も余り変動がございません。このため、将来の使用料の増額も視野に入れながら、さらなる経営努力を今から重ね、施設の長寿命化や経費の節減に努めていくことが必要と考えております。

病院につきましては、一番の課題は医師不足であります。現在の美濃病院が開院した平成15年当時は、常勤医師が14人体制で医療に当たっておりましたが、現在は9人にまで減ってきています。このため、入院患者の受け入れや救急対応などに大変苦慮している状況でございます。医師不足が解消されれば、当面は安定した経営ができるものと考えております。そのため、現在、岐阜大学などに対する医師派遣の働きかけなどの取り組みに加えまして、県が新たに創設した岐阜大学医学部地域枠への入学者に対する奨学金制度に美濃市も加入し、学生の修学支援を通じて医師の確保に努めているところでございます。

なお、議員の御指摘にございました観光事業につきましては、市の人口減少が進展する中、市外から来られた方に買い物や飲食などの消費をしていただくことで地域の活力を生み出すためのものでございます。このため、美濃市の魅力である歴史、文化、伝統を体感したり清流長良川でのアウトドアを体験するなど、多くの方にお越しいただきたいと考えています。

予算で見ますと、商店街活性化や観光振興などに係る商工費は、医療・福祉、保育に係る民生費が全体の約30%、（仮称）市民わくわくふれあいセンター建設費などを含む土木費が約25%、小・中学校の運営等に係る教育費が約10%を占めるのに対しまして、約3%の割合で推移しており、観光予算だけを捉えれば、なお少ない予算の中で市民の協力を得ながらのイベント事業などを展開し、誘客とまちの活性化のために努力をしているところでございま

す。

今後、民間事業者と連携して整備する宿泊施設の開業が続きますけれども、市としましては、観光客等の増加を図るとともに、宿泊による滞在時間をふやすことでそれに伴う市内での観光消費を促してまいります。

最後に、来年度から着手する予定の第6次美濃市総合計画についてでございますが、審議会を設置し、御意見をいただきながら検討を進めていくこととしておりますけれども、検討に当たっては、別に作業部会として、子育てを考える会、あるいは教育を考える会、福祉を考える会、農林業を考える会、歴史・文化を考える会、観光を考える会など重点分野ごとに考える会を設置し、この委員には市民の皆さんに積極的に参加をいただきたいというふうに思っております。

議員の御質問の趣旨であります人口減少、少子・高齢化社会に対応していくための多様な意見やアイデアを次期計画に反映できるよう努めてまいりたいと思っておりますので、御支援いただきますようお願いを申し上げます。

[9番議員挙手]

○議長（森 福子君） 9番 古田豊君。

○9番（古田 豊君） 要望をしておきたいと思っております。

課題は山積していると思っておりますが、第6次美濃市総合計画についてはしっかりと審議をしていただいて、小さくてもこんなすばらしい美濃市の生きる道があるんだよという方策を示していただきたいと思っております。

上下水道料金の値上げ問題や医師不足の問題、少子・高齢化による小学校の統廃合の問題などは避けて通れない課題だと思っております。新年度予算を見ましても、美濃市独自の補助金に頼らない予算が少なく、どうしても国や県の補助金や交付金頼みの予算になってしまうから全国一律の政策になってしまいます。同じ政策なら、生活に便利で働き場所も多い都会へ人口が集中してしまうのは当然のことです。美濃市の独自性のある政策を知恵を絞って立案していくことが美濃市が生き残れる唯一の方法だと思っておりますので、頑張ってくださいを要望しておきたいと思っております。

次に、2つ目の質問です。

昨年11月からことしの1月に共同通信社が調査された、人口減少が進む地域の住民サービスを維持するため、新たな広域連携として、複数でつくる圏域という幾つかの自治体で構成する圏域という単位をまちづくりの主体とする新たな自治体行政の基本的方向性が提言されていますが、この自治体行政を運営する構想に美濃市はどのように答えられたのかをお聞きしたいと思います。

この構想には全国自治体の34%が反対し、賛成は30%にとどまったということが共同通信社のアンケート結果からわかりました。「反対」の市町村では、市町村の独自性が維持できない懸念のほか、国主導で議論が進むことへの警戒感が強いようですし、また小さい市町村を次々と合併に追い込もうとしているのではないかと、自治が失われるおそれがあるから

とか、自治体の裁量が狭められる可能性があり、地域の実情に沿った対応が難しくなるという意見があります。

一方で、「賛成」の市町村では、人材不足を補うため連携強化による行政の効率化を期待するという意見や、法定根拠や財源を持つことで実効性が高まるとか、圏域内で同一水準のサービスが提供できるとか、観光やサービス面で期待できるとか、都市計画や公共交通が圏域で構築しやすくなるという意見があるそうです。

さて、美濃市の将来を市長や美濃市の幹部職員はどのように考えておられるのか、市長にお聞きをしたいと思います。

○議長（森 福子君） 市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 美濃市総合計画条例の制定に当たり、2点目でございます。

新たな広域連携、複数の市町村で構成する圏域についての市長の考えということで御質問いただきました。

政府は、先ほども申しあげましたけれども、2040年問題を最重要課題と捉え、対応策を今現在模索しておるところでございます。これは20年後には年金、医療、介護といった社会保障制度を初めとする生活に直結した行政サービスの維持が困難になることが懸念されているものであります。地方自治体にとりましても同様に大変憂慮される問題でございます。

総務省は、2040年ころの自治体が抱える行政課題を整理した上で、今後の自治体行政のあり方を展望し、早急に取り組むべき対応策を検討することを目的に有識者から成る自治体戦略2040構想研究会を設置し、平成30年4月に第1次、7月に第2次の報告書がまとめられたところでございます。この報告書では、特に地方での将来深刻となる人口減少や高齢化に対応するため、複数の自治体で構成する圏域という単位をまちづくりの主体とする新たな自治体行政の基本的方向性が提言されております。

現状では、基本的にはどの自治体も単独で、それぞれの住民に対し身近で質の高いあらゆる行政サービスを提供するよう予算を組み、人を配置し、施設を整備保有して住民福祉の向上に努めているところでございます。

この提言は、こうした各自治体が全ての分野の施策を手がける行政のフルセット主義という発想を転換し、自治体間の連携を図って圏域単位で都市機能を維持・確保しようというものでございます。

先般、この圏域を行政主体として法制化し、法的権限や財源を付与することの賛否を問うアンケートを共同通信社が実施しましたが、これに対して私は、「どちらかと言えば反対」というふうに回答いたしました。その理由は、将来の地方自治のあり方については、地方の声を踏まえて慎重に議論していくべきであると考えからでございます。

確かに、圏域で取り組むことによって経済的に行政サービスを提供することができる分野もあると思います。例えば何千人も収容可能なコンサートホールや国際大会が開催されるような総合体育館、グラウンドなどの維持管理・運営などは広域的な視点と連携により人的にも財政的にも効率化を図ることが可能となります。

しかしながら、私は、市町村は、地域に密着した基礎自治体として住民のために地域の実情に応じた持続可能な、そして自立したまちづくりを進めていくことが第一と考えております。また、複数の市町村で圏域を構築するためには、市町村合併のときと同様に、協議を進めていく中で恐らく多くの課題が発生すると思っています。その調整に相当の時間と労力を要すると予想されます。さらに、経済性や効率性を追求すれば利便性を犠牲にすることになります。規模の小さな市町村の住民ほど、身近で十分な行政サービスが受けられなくなる、こういった可能性が高いのではないかと考えられます。そういった考え方の中で、基本的には反対という立場をとったところでございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（森 福子君） 9番 古田豊君。

○9番（古田 豊君） 要望しておきたいと思います。

2040年問題と言われる課題は、確実に人口は減少し高齢化は進んでいきます。そんな中で、国は市町村合併のときと同じように、今度は圏域単位で都市機能を維持しようという政策でコンパクトシティー構想が基本だと思います。そうすると、中心市街地は発展していくかもしれませんが、それ以外の地区はますます過疎化が進むと思われまますので、小さな市でも工夫を凝らして価値観を変えて、お金が最優先する社会を変えて、豊かな自然の中でゆったりと暮らしたいという人がふえてきますので、そういう人たちと一緒にのんびり暮らすことができる美濃市にすればよいと思います。そのためには、今から美濃市の借金を早く減らして負荷のない美濃市にしていく必要があると思います。この圏域構想に反対の立場をとられたことは評価したいと思ひまして、次の質問に移ります。

3番目の質問、次に、NHKの「日本人の意識」調査では、16歳以上の人の調査では必ずしも結婚する必要がないという人が過去最高になり、68%もお見えになり、人は結婚するのが当たり前だという人の27%を大きく上回ってしまっています。昨今は、一人で好きなことをしていきたいというシングルが目立ち、どうも男女の引き合う力が弱い気がしております。

最近の美濃市の予算には、余り若者に対する結婚を奨励したり助成したりする施策が少ないような気がします。さらに高齢化社会が進みます。若者が元気に、夢が持てて、結婚てすばらしいんだ、ぜひ自分たちも結婚したいと思われるような予算や政策はありますか、あったら示してください。民生部長にお尋ねをいたします。

○議長（森 福子君） 民生部長 篠田博史君。

○民生部長（福祉事務所長）（篠田博史君） 結婚を促すための政策について、お答えいたします。

国勢調査の調査項目に、50歳まで未婚の人を生涯未婚として集計した生涯未婚率というものがあり、2015年では男性23.4%、女性が14.1%となっています。2000年では男性12.6%、女性5.8%、1990年ではそれぞれ5.6%、4.3%となっており、結婚しない人の割合が顕著にふえています。

一方、国立社会保障・人口問題研究所の2015年社会保障・人口問題基本調査によりますと、

いずれは結婚しようとする未婚者の割合は、18歳から34歳の男性では85.7%、女性では89.3%となっており、未婚者の実に9割近くの方が結婚を望んでいることがわかります。

未婚者の結婚をしない理由としては、金銭的な問題、職業や仕事上の問題、適当な相手にまだめぐり合わないなど、結婚の条件が整わないことや、自由さや気楽さを失いたくない、まだ必要性を感じないといった自分自身の考え方によるものが上げられています。

本人を支える周りの人々のかかわり方も変化しており、平成の初めごろまでは家族の中、地域の中、職場の中それぞれに結婚を支援する人たちがいたように思いますが、現在はそうした人たちも少なくなり、一層結婚のきっかけが減っているようです。

こうした状況の中、市内の若者たちに結婚したいと思える、また結婚しようと思う人がよきパートナーにめぐり会うことができるよう結婚支援事業として結婚相談員が行う相談業務と婚活イベント開催に取り組んできたところです。相談業務は毎月2回、中央公民館の相談室で予約制で行っておりますが、相談件数は昨年度は1件、今年度は2件と極めて少ない状況であり、また婚活イベントは平成23年度から毎年実施しておりますが、これまでの成婚数は5件と、なかなか結果が伴っていないのが現状です。

しかしながら、結婚を支援していくため、今後も結婚相談や出会いの機会となる事業を地道に続けていきたいと考えております。

[9番議員挙手]

○議長（森 福子君） 9番 古田豊君。

○9番（古田 豊君） 要望をしておきたいと思えます。

NHKの調査では、必ずしも結婚する必要がないという人が68%も見える反面、いずれは結婚しようとする方が9割近くも見えるということですので、美濃市が行っている結婚相談員や婚活イベントは余り効果を発揮していないということになります。

ですから、結婚ですばらしいことですよとか、子供ができたらかわいさや、将来の夢が持てることなども伝えられるような相談員さんを育成したり、金銭的な問題とか苦勞がふえるからとかいって結婚に踏み切れない人たちに対する精神的にも物質的にも後押しできるような対策も知恵を絞って考えていただきたいと思えます。

続きまして、次の質問に入りたいと思えます。

公園の充実はできないかという質問であります。親子連れや若者や高齢者がもっと公園で遊べるように、公園の施設を充実できないかについて質問します。

現代の社会はコンピューター社会で大変忙しく、給料も思うようにいただけず、仕事がふえ、経済的にもゆとりがなく、肉体的にも精神的にも追い詰められていく人がふえる中で、ゆつたりのんびり田舎へ帰って暮らしたいという人がふえてきています。

他市から美濃市へ移り住んだ人たちや、結婚をして新しく美濃市に住むことになった人たちは、小さいお子さんを連れて公園デビューされます。また、室内で遊ぶ子供が増加してスマートフォンで動画などを子供に見せる「スマホ育児」が昨今は一般的で、そういう子育て家庭も多いそうです。また、若者もパソコンやスマートフォンでSNSをチェックして必要

以上の情報量処理するのに頭も体も疲れ果てている人は案外多いし、必要な情報は親しい人に話しておけばしかるべきタイミングで自分に届けられるような気がしますので、困ったときに直接相談できる相手がいるという人間関係こそが大切だと思います。

そのためにも、子供も若者も高齢者もかつてのようにもっと外へ出て、いろんな人たちと接触をして外で遊べるような環境をつくってやる必要があるのではないかと思います。そのために、社会全体で親子連れやお孫さん連れを外遊びに誘うような仕組みが必要だと思います。それにつられて若者や高齢者も外へ出てくるようになると思いますので、もっと公園の役割を見直す必要があると思います。

ある親さんは、公園へ行っても遊ぶ遊具が余りないので、もっと充実できないかと言われます。そこで公園遊具を調べてみますと、実にいろんな楽しい遊具があります。健康遊具から子供向け大型遊具やらボルダリング、ネット登り、ゆらゆら丸太渡りからアスレチック、パンダの椅子で記念撮影とか恐竜やゴジラがいたり、丸一日飽きさせない公園があります。子供喜ぶ、パパ、ママ楽しい、ベンチもたくさん設置していただいて、高齢者の公園コミュニティの場もつくっていただければ、ひきこもりの青年も出かけてくるようになるかもしれません。

ぜひ公園の充実をしていただきたい。そんな高価な遊具でもありませんので、お願いしたいと思いますが、建設部長に答弁を求めます。

○議長（森 福子君） 建設部長 古川雄太君。

○建設部長（古川雄太君） 皆さん、こんにちは。

公園の施設を充実できないかとの御質問をいただきましたので、お答えいたします。

本市には、各地区に市が設置管理している公園と、自治会等が設置管理している公園等があります。近年では、公園の遊具によるけがの問題がクローズアップされ、適切に管理できない遊具や、けがの多いブランコ、ジャングルジムなどは撤去する方向にあります。そのような中、市の公園は小規模なものが多く、スペース的にも管理上も新たな大型遊具の設置は困難と考えます。

公園の機能としては、多くの方が集まり遊べるのが大切ですので、例えば芝生を張って子供が自由に走り回れるようにするか、あるいはベンチを置いてくつろげる場所を確保するか、こういったものについては今後検討していくことも必要かと考えております。

なお、子供を持つ保護者に聞いたところでは、子供が安全で安心して遊べる芝生広場のような公園が欲しいという御要望が大変多くありましたので、横越に計画されている遊水地の中をふだんは芝生広場の公園として利用できるよう国と調整しているところであり、こういった方法で充実していきたいと考えております。

〔9番議員挙手〕

○議長（森 福子君） 9番 古田豊君。

○9番（古田 豊君） これも要望をしておきたいと思います。

確かに美濃市には大きな公園はないので、大きな遊具の設置は困難だと思いますが、子供

が喜ぶような小さな遊具もいろいろありますし、高齢者が健康づくりのために遊びながら運動できる遊具もたくさんあります。ボルダリングネットとネット登り、滑り台、丸太渡りなどを組み合わせたわくわくランドとか、高齢者向けの背伸ばしベンチとか、手すりつき平均台とか、あるいは芝生広場とか砂場遊びができる砂場など、いっぱい遊具の種類はありますので、危険な遊具は避けて設置をしてほしいと思います。

子供の多い自治会では、子ども会主催で近くの公園で6年生を送る会や新1年生を迎える会なども行われます。また、高齢者がグラウンドゴルフもされます。公園にいろいろな人たちが集まって一日を過ごすことができるような場所にさせていただくことを要望しておきたいと思います。

続きまして最後の問題、公営住宅への入居者の保証人制度について質問をしたいと思いません。

近年、都道府県庁所在地などでは、保証人がいないために公営住宅に入居できない人がふえているとも報じられました。この美濃市でも、市営住宅へ入居しようと思ったら、2人の保証人をつけて印鑑証明と所得証明をつけて申請しないと入居できません。

日本では核家族化が進み、親戚づき合いも少なくなってきており、保証人になってくれる身内も少なくなっています。だからといって、つき合いの薄い他人から、公営住宅に入るから保証人になってくれと頼まれて、はい、いいですよと簡単に判を押す人は余りいません。

美濃市でも、移住を進めている中で、他市から美濃市へ移住をしてきたり、結婚をして美濃市に住もうと決心したり、離婚をして美濃市へ戻ってきたりして市営住宅に入りたいと思っても、親族や知り合いが2人以上いないと美濃市に住めないこととなります。そもそも保証人制度というのは、銀行を優遇するためにつくられたものですし、自治体は保証人に依拠して、公営住宅を管理する制度に頼り切っているということは少し問題があるのではないのでしょうか。

移住・定住政策を進めている美濃市ですから、せめて保証人は1人でよいという制度にして、もっと簡単に市営住宅へ入居できるようにしてほしいと思いますが、建設部長の答弁を求めます。

○議長（森 福子君） 建設部長 古川雄太君。

○建設部長（古川雄太君） 連帯保証人を2名から1名に減らせないかとの御質問をいただきましたので、お答えいたします。

市営住宅は、住宅に困窮している主に世帯所得が月々15万8,000円以下の方を対象に供給しているものです。市営住宅に入居するための手続として、美濃市営住宅管理条例第11条第1項において、連帯保証人の連署する書類の提出を求めています。連帯保証人には、家賃の滞納があった場合に入居者にかわって市に納めていただくこととなります。

では、なぜ2名必要かという、例えば入居者が家賃を払えなかったり建物や設備を破損させた場合に、連帯保証人が1名の場合と比較し、債権を回収しやすいという貸し主のメリットがあります。もし債権を回収できなかった場合には、市の税金で補填しなければならない

いため、これを回避する必要があります。なお、今までに連帯保証人が亡くなられる場合もごさいますが、新たにかわりの連帯保証人をお願いしているところでごさいます。

したがって、できるだけ多くの連帯保証人をお願いしたいところではあります。現実には困難と思われまますので、今後も2名の連帯保証人をお願いしていきたいと考えております。

[9番議員挙手]

○議長（森 福子君） 9番 古田豊君。

○9番（古田 豊君） 大変残念ですが、これで質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（森 福子君） 次に、13番 佐藤好夫君。

○13番（佐藤好夫君） 皆さん、こんにちは。

議長より発言のお許しをいただきましたので、私は発言通告に従い、一問一答形式で一般質問、長良川遊水地の計画について、建設部長にお尋ねをいたします。

近年、各地で地震や風水害による大規模災害が相次いで発生しております。平成27年9月関東・東北豪雨においては鬼怒川の氾濫、平成29年7月の九州北部豪雨災害においては中小河川の氾濫、特に平成30年7月豪雨では、隣の関市を流れる津保川周辺において多くの家屋などの浸水被害が発生しました。想定を超える雨が降ったことにより水位が急激に上昇し、上之保地区など多くの浸水被害が発生したと聞いております。

美濃市内においても、長良川の水位が何度も上昇し、避難勧告が連日のように発令されたことは記憶に新しいところでごさいます。そのような中、国土交通省では長良川の治水安全度を向上させるために美濃市内で遊水地計画を進めていると聞いております。

そこで1点目、長良川遊水地計画とはどのようなものか、建設部長に答弁を求めます。

○議長（森 福子君） 建設部長 古川雄太君。

○建設部長（古川雄太君） 長良川遊水地の計画とはどのようなものかとの御質問をいただきましたので、お答えいたします。

議員御指摘のとおり、平成30年7月豪雨では県内で多くの被害が発生しました。特に、長良川の上流である郡上市のひるがの、長滝、関市の板取では総雨量が1,000ミリを超え、長良川の水位上昇により立花地内の県道御手洗・立花線、保木脇地内の県道白山・美濃線が冠水、一時通行どめとなったほか、横越地区でも地区内から長良川への排水ができず、市道が冠水し通行どめとなりました。

幸いにも、美濃市内では長良川の越水による床上浸水等は発生しませんでした。これは平成16年10月に長良川で大洪水が発生して以降、国や県が、長良川において水の流れを阻害する立木の伐採や堆積した土砂の除去を実施してきた効果が発揮されたものと思われまます。

しかし、今後もこのような豪雨の発生が懸念されるため、地域住民の安全・安心の確保をどのように進めるのかが課題となっています。このため、県では郡上市に内ヶ谷ダムを建設中であり、国では長良川遊水地の計画を進めているところでもあります。

遊水地とは、大雨などで川の水がふえたときに、その一部をためて下流に流れる水の量を

減らすためのものです。大洪水の際に一時的に水をためる施設ですので、毎年発生するような中小規模の洪水では中に水が入ることはないため、平時は中の土地を公園として有効に活用できる施設でもあります。

現在、国では長良川遊水地の候補地として6カ所を示しており、そのうちの1カ所が美濃市の横越地区となっております。

[13番議員挙手]

○議長（森 福子君） 13番 佐藤好夫君。

○13番（佐藤好夫君） ありがとうございます。

続いて、2点目の質問を行います。

この横越地区での遊水地計画について、地元に対して説明を続けていると聞いておりますが、現在、状況はどのようになっているのか、建設部長に答弁を求めます。

○議長（森 福子君） 建設部長 古川雄太君。

○建設部長（古川雄太君） 進捗状況はどうなっているのかとの御質問をいただきましたので、お答えいたします。

議員御指摘のとおり、事業主体である木曾川上流河川事務所と美濃市では、地元自治会に対し平成27年度より説明に入っております。その後も平成28、29年度と自治会長等の地元代表の方などに対する御説明を通じて、自治会内でも御議論をいただいていたと伺っております。平成30年度には5回にわたり市長みずから地元住民に説明した上で、地元自治会内の意見集約をお願いしたところです。

その結果、地元自治会として受け入れるという判断をしていただきましたので、木曾川上流河川事務所に対し事業を早期に進めるよう要望しているところです。

[13番議員挙手]

○議長（森 福子君） 13番 佐藤好夫君。

○13番（佐藤好夫君） 地元の住民の方のそうした賛同が得られないということで大変心配しておりましたが、市長がみずから地元住民に必要性を説明され、自治会も受け入れるという判断をいただきましたことは、市長に対して敬意を表するものでございます。

続きまして、3点目の質問を行います。

地元自治会が受け入れを表明されたということですが、今後、市としてはどのような対応していくのかを建設部長に答弁をお願いします。

○議長（森 福子君） 建設部長 古川雄太君。

○建設部長（古川雄太君） 市としては今後どのように対応していくのかとの御質問をいただきましたので、お答えいたします。

市としても、遊水地の整備は、地域の治水安全度の向上に大きく貢献するものと捉えています。国は今後、6カ所の候補地の中から木曾川水系流域委員会という河川工学などさまざまな分野の有識者から成る外部会議の審議を経て、木曾川水系河川整備計画の変更を行うことで正式に事業箇所を決定する予定であると聞いております。まだ詳細なことをお聞きして

おりませんが、国の説明では、この遊水地の整備により遊水地の周辺でも長良川の水位が下がると聞いております。また、遊水地整備による影響を考慮し、必要に応じて左岸側の堤防の強化も進めると聞いております。

このように、長良川遊水地は美濃市にとっても地域住民の安全・安心の確保につながる大変重要な事業であると考えておりますので、市としては美濃市にとって、地元にとってよりよい計画となるよう、地域住民と木曾川上流河川事務所との間の調整を図りながら、早期に整備されるよう積極的に国に働きかけてまいります。

[13番議員挙手]

○議長（森 福子君） 13番 佐藤好夫君。

○13番（佐藤好夫君） ありがとうございます。

長良川遊水地が早期に整備されるよう、今後もさらに国に働きかけていただきたいと思います。長良川の遊水地は、地元自治会はもとより周辺の自治会においても美濃市においても必要不可欠なものとなります。そのためにも木曾川上流河川事務所と十分な調整を図り、地元自治会に納得いただける計画となることを望むものであります。

以上を持って、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（森 福子君） これより昼食のため休憩いたします。午後1時から会議を開きます。

休憩 午後0時02分

再開 午後1時00分

○議長（森 福子君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番 辻文男君。

○7番（辻 文男君） 皆さん、こんにちは。

私は発言通告に従いまして、一般質問3点について一問一答にて行います。

まず1点目は、今議会初日に市長が述べられました平成31年度施政方針について、その中から4点について市長に答弁を求めます。

最初に、主要施策の最初「健康日本一を目指した元気なまちづくり」の中で、老朽化が著しい5施設を集約し、健康づくり、地域福祉、子育て支援の拠点となる（仮称）市民わくわくふれあいセンターの建設工事に着手することを明言されました。平成25年9月、美濃地区の市政懇談会において構想を公表してから丸5年余が経過して、ようやく着工に至ったということになります。

東京オリンピックに向けて、建設事業が佳境に入るこの時期に着工するという事は、資材の高騰や労働者の確保など多くの難問を抱える可能性がありますので、施工管理はもちろんですが、工程管理、定例打ち合わせなどをしっかり行って計画以上の出費を抑え、こういう努力をしていただきたいと思います。

2年後には供用開始になると思われませんが、そうなれば集約化の対象になった5つの施設は使用しなくなるものと考えられます。そこには、当然のこととして、使わなくなったらど

うするんやろうという疑問が湧いてきます。この事業については、今議会の始まると同時に記者発表されましたので、市民の皆さんの中にもこうした疑問を持たれた方も多いようで、私も数人の方からこういった質問を受けています。

そこで最初の質問になりますが、老朽化が著しく集約される児童センター、老人福祉センター、保健センター、勤労青少年ホーム、グリーンプラザ小倉山、この5つの施設について、その後の処理をどうするのか、また跡地の利用をどのように考えているのか、答弁を求めます。

○議長（森 福子君） 市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） それでは、辻議員からの御質問にお答えさせていただきます。

（仮称）市民わくわくふれあいセンターの建設工事に伴い、集約する施設についてはどのようなこととありますが、御承知のとおり、仮称でございますが、市民わくわくふれあいセンターは老朽化した5つの施設の機能を集約し、平成31年度から2カ年をかけまして建設することとしています。

集約する施設のその後の管理につきましては、美濃市公共施設等総合管理計画にも方針が示してあるとおり、どの施設も廃止をし、建設の財源に予定している地方債の規定に従いまして集約施設の運用開始後5年以内に取り壊すか売却ということとしております。

跡地につきましては、保健センターは駐車場用地として、勤労青少年ホーム、老人福祉センター、グリーンプラザ小倉山はそれぞれ公園敷地内の用地でございますので、売却ができませんので公園敷地内の用地として管理をしていくこととしています。また、児童センターについては、できれば売却としたいと思っておりますけれども、なければ更地にしての売却と、こんなふうになると考えております。

〔7番議員挙手〕

○議長（森 福子君） 7番 辻文男君。

○7番（辻 文男君） 総合管理計画にのっとり、施設、つまり建物については運用開始後5年以内に取り壊すか売却し、跡地については公園敷地として管理、児童センターは売却を考えているということですので、今から実施に向けた検討を財源調達も含めて取り組んでいただいて、特に売却を考えている児童センターについては早急に買い手を見つけるべく行動を開始して、今後の全員協議会等でその進捗状況を報告していただくことを要望して、次の質問に移りたいと思っております。

2番目、主要施策の4番目の「地域の特性を生かした稼げるまちづくり」の中で、魅力あるまちづくりを進めるには魅力ある働き場所の確保が欠かせない。当市の中心産業である金属産業、プラスチック産業、製紙業等々の産業振興については、商工会議所、県、関係団体と連携し販路拡大や人材の育成などで地場産業の振興に努めると述べられています。

予算書の7款 商工費、1項 商工費、1目 商工振興費の説明欄には、関連づけのできるものとして小口融資貸付経費、小規模企業設備資金利子補給経費、商工会議所補助経費が散見されますが、予算書関連の資料、一般会計予算における主な事業の抜粋と財源内訳、こ

の事業名等には産業振興にかかわるような事業名を見ることはできません。

そこで2番目の質問になりますが、中心産業である金属産業、プラスチック産業、製紙業等々の産業振興については、商工会議所、県、関係団体と連携し、販路拡大や人材の育成などで地場産業の振興に努めるということについての具体的な施策をどのように考えているのか、答弁を求めます。

○議長（森 福子君） 市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 2点目の質問であります地場産業の振興についての具体的な施策はどのようなことについて、お答えをさせていただきます。

現在、本市における具体的な施策としましては、企業の設備投資や雇用を支援する工場誘致奨励制度、特産品開発や販路開拓を支援する特産品開発補助制度、また起業家を支援する民間活力創生基金活用事業、商工会議所が実施する事業への支援などがございます。

なお、年1回研修を兼ねて職員の企業訪問を行っておりますけれども、その折に企業の課題や要望を把握し、その対応にも努めているところでございます。

また、商工会議所では企業の販路開拓を促進するため、異業種交流展示会メッセ名古屋やビジネス商談会などへの出店支援、新入社員、中堅社員、管理職向けに基本実践セミナーやリーダー育成セミナー、ものづくり技術習得講座、また経営改善セミナーの開催などの人材育成支援、名古屋圏などにおいて開催される就職説明会への参加や大学や高等学校訪問による求人企業紹介の実施などの人材確保支援を行っています。

また、生産性向上や集客向上を図るため、IT、IoT活用の取り組みの促進やホームページの作成支援などを行い、企業の現状における課題やニーズに対応できる支援に努めております。さらには、岐阜県産業経済振興センターが行う各種補助制度や融資制度、セミナーなどへの情報提供を行っているところでございます。

来年度はこのような事業に加えて、UIJターンの促進を図るため、東京圏からの移住就業支援事業を行ってまいります。いずれにしましても美濃市の経済を支える金属製品製造業やプラスチック製品製造業などの中小企業の活性化なくしては市全体の活性化が図れないと思いますので、商工会議所や県などと連携し企業のニーズに即した支援を実施してまいりたいと考えております。

〔7番議員挙手〕

○議長（森 福子君） 7番 辻文男君。

○7番（辻 文男君） 事業に対するさまざまな支援施策について答弁をいただきましたが、商工会議所への依存する割合が多いように感じています。

そこで、少数精鋭の職員の皆さんには、仕事量がふえることになるかも知れませんが、企業へ出向いて現場の声から企業ニーズを把握する、そういうことが支援の第一歩になるということを実践していただきたいと思います。現場へ出向いての支援を、ぜひとも施策に加えていただきたいということを要望して、3番目の質問に移ってまいります。

同じく地域の特性を生かしたまちづくりにおいて、森林所有者に適切な管理を促し、管理

できない森林については林業経営者や市が管理を担い、森林の適正管理を行うと述べられました。

森林の管理は、災害発生を未然に防ぐためにも必要ですし、有害鳥獣への対応としても効果が期待できるものと考えます。市内には林業経営者がどの程度お見えになるのかということとは把握しておりませんが、現状では森林組合への依存度が非常に高いと思います。

予算書には間伐実施確保対策事業補助経費の計上があり、実際、私の山も間伐を行っていただいております。しかし、現状を現場へ行って見ますと、伐採された木は切り倒してそのまま放置された状態であって、作業道も災害防止を配慮した線形を優先するという観点からはほど遠く、売却する材木を選び、それを運び出しやすいような道路線形を優先しているような、そんな線形の現状が見受けられます。

かつては、植林による造成森林は財産として価値がありましたが、現在は全くといっていいほど資産価値を持たない状況になっておりまして、必然的に地主も、維持管理に費用投資しないで放置をされているように思っております。森林組合から伐採作業への協力を依頼される、そういった説明を受けるときでも、御自由にどうぞという感じでお任せ対応をされるのが現状だと思います。

こういった中で、市が管理を担い適正な森林を守っていただけるということは大変ありがたいことですが、具体的な施策をどのように考えているのか、答弁を求めます。

○議長（森 福子君） 市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 3点目の森林所有者に適切な管理を促し、管理できない森林については林業経営者や市が管理を担い森林の適正管理を行うこととあるが、具体的な施策ということでの質問でございました。

森林を取り巻く現状は、森林所有者の経営意欲の低下や所有者不明の森林の増加、境界未確定の森林の存在や担い手不足など大きな課題を抱えている中でありますが、平成30年6月に森林経営管理法が公布されました。この法の趣旨としましては、森林所有者に適切な森林の経営管理を促すため所有者の責務を明確化するとともに、経営管理が行われていない森林を意欲のある林業経営者や市町村に委ね、森林の適正な管理を確保することで林業経営の効率化及び森林管理の適正化の一体的な促進を図っていくというものでございます。

また、平成31年度の税制改正におきまして、この森林経営管理法に基づく森林整備に対し、仮称ではありますが、森林環境譲与税を活用することとなったところでございます。本譲与税は平成36年度から国民に賦課されるものでありますが、国は平成31年度から先行して地方に配分することとしました。配分額は、私有林人工林面積、林業就業者数、人口により決められ、本市にはまず3年間で2,002万5,000円の譲与税の割り当てが予定されております。また、譲与税の用途は現状調査を含めた森林整備、人材育成、木材利用の促進、普及啓発などで、本市としましては、今後長期にわたる本事業の1年目として、具体的には近年多発している集中豪雨や強風がもたらす倒木被害や山林の土砂崩壊などへの減災対策を図るため、過去の被災状況や放置状況による生活圏への影響度などから対象地域を優先順位づけし、適切な森

林管理のための長期計画の立案、森林の現況把握の精度を高める森林情報のデジタル化を実施し、森林の現状調査や所有者の意向調査を進め、経営管理権集積計画の作成及び森林経営管理に向けた基礎づくりを行ってまいります。

議員が申されました市が管理を担うということにつきましては、法の趣旨にもありますが、まずは森林所有者のその責務を明確化することが重要であると考えており、次に林業経営者による管理をお願いすることになり、どうしても維持ができない、こういった森林につきましては市として森林整備を進めていくこととなります。

〔7番議員挙手〕

○議長（森 福子君） 7番 辻文男君。

○7番（辻 文男君） 限られた予算の中での対応策ですから、十分とは言えない状況は理解できます。しかし、管理したつもりが災害の引き金になるような事態は避けねばなりません。森林管理を森林組合や林業経営者に丸投げするということではなく、間伐した樹木の取り扱いや作業道の造成工事などには職員による徹底した現場での技術指導と、また施行管理を実施していただくことを要望します。

市長への質問の最後、4番目の質問になります。

主要施策の5番目「誰もが安全・安心・快適に暮らせるまちづくり」では、共助の大切さ、地域防災力の強化、ごみの減量化、きずなで結ばれた地域づくりの推進を述べられていますが、推進の原動力は自治会に依存するところが大きいと考えています。

私も平成30年度には地元の自治会長、地域の連合自治会長を拝命して、いろいろ地元が抱えている問題について肌で感じ、自治会の存在の大きさとともに活動の大切さを改めて学ばせていただいたところです。

しかし、高齢化が進み、なおかつ人口減少が確実に進み、自治会の組長や隣保班長を引き受けることができない世帯がふえ、地域の班編制の見直しを余儀なくされるばかりでなく、自治会同士の合併も考え始めている自治会もある現状をこのまま手をこまねいて傍観しているわけにはいきません。

昨年の自治会長が一堂に会する年度初めの総会では、美濃市連合自治会長を専任とする提案もありましたが、時間をかけて最善の方法を考えていくことになり、連合自治会長会議でも検討をいたしてきました。強いリーダーシップをとる連合自治会長のもとで、各自治会長は決められたことを市役所業務の手伝いとして粛々と進めていくということでは、自治会本来の共助による地域づくりにも陰りが出てくる懸念がある、そういう意見もあります。

こうした状況を踏まえて、自治会のあり方についてどのように考えるのか、答弁を求めます。

○議長（森 福子君） 市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 4点目の、自治会のあり方についてどのように考えるかということについて、お答えをさせていただきます。

自治会とは、本来それぞれ地域の方々が自主的に組織され、地域のいろいろな問題につい

てお互い助け合い、協力し合って運営されるものと考えております。行政ではさまざまな業務を行っておりますけれども、事業の効率化、経費の削減などを行う中、一定の行政サービスを維持していくためには自治会の協力なくしては成り立たないと、これも事実でございます。

例えばごみ収集業務は市が行うものとして決められておりますけれども、自治会には収集場所の設置をお願いすることによって回収コストが削減でき、また市からの情報提供も重要な業務であります。毎月広報紙などの配付も郵送や新聞折り込みなどで行うと大きな費用がかかってしまいます。このため自治会に御協力をいただくことで費用が抑えられ、またそれらの費用を他の市民サービスに回すことができいております。

今後は、少子化、超高齢社会がさらに進行し、税収も大幅な増が期待できないことから、自助、互助、共助、公助がバランスよく連携しなければ安全・安心な暮らしが十分担保されないことも考えられます。

昔から向こう三軒両隣、遠くの親戚より近くの他人ということわざがございますが、まずは地域による互助、共助の連携がますます重要な役割となり、そのため自治会組織が今以上にきずなを深め地域住民が連携し合うことが重要になってくると思います。こうした自治会の活動に対しては、行政は十二分に支援をし各地域の安全・安心、住み続けられる美濃市を守っていききたいというふう考えております。

〔7番議員挙手〕

○議長（森 福子君） 7番 辻文男君。

○7番（辻 文男君） 自助、互助、共助、公助、これをバランスよく連携するためには、自治会活動の基本事項をより丁寧に示す必要を感じています。毎年交代で輪番によって自治会長を選出する自治会も多く存在しておりますので、こうした自治会長間の連携を円滑にしていくためには、各自治会活動の情報交換の場となる連自治会長会なんかの役割は大変重要だと考えております。

それぞれの自治会が主体性を持って考え、話し合い、計画、実践、こういったことができる自治会組織の構築に向けての支援を要望したいと思います。

最初の質問、市長に対しての施政方針の中から4点をお伺いしましたが、それぞれ要望という形で述べてきました。これらについては、今後の議会活動の中でまた注目しながら提案を続けたりして見守っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。これで施政方針に対しての質問を終わります。

それでは質問の2番目、都市計画道路の見直しについて、建設部長に答弁を求めます。

まず最初に、都市計画総務事務経費として、県の都市計画区域マスタープラン改定に伴う用途地域の見直し等を実施とありますが、どのようなものなのか答弁を求めます。

○議長（森 福子君） 建設部長 古川雄太君。

○建設部長（古川雄太君） 用途地域の見直しはどのようなものかとの御質問をいただきましたので、お答えいたします。

初めに、都市計画に関するマスタープランは2つございまして、都市計画マスタープランと都市計画区域マスタープランがありますので御説明いたします。

まず都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2に定める都市計画に関する基本的な方針であり、市が都市づくりの方針を総合的、体系的に示すものです。一方、都市計画区域マスタープランは、平成12年の都市計画法の改正により創設されたもので、都道府県がそれぞれの区域を一体の都市と考え総合的に整備、開発、保全するためにその区域の都市計画の目標や土地利用の方針などをあらかじめ明示するもので、その区域内にある市町の都市計画マスタープランが反映されます。

岐阜県においては、岐阜、西濃、中濃、東濃、飛騨の各圏域で都市計画区域を定め、県がそれぞれの区域の都市計画区域マスタープランを定めております。そのうち、本市が含まれる美濃都市計画区域マスタープランは、直近で平成22年9月に決定され、10年後の2020年に変更されることになっており、これに本市の方針を盛り込むため、今回、用途地域の見直しを行うものです。

〔7番議員挙手〕

○議長（森 福子君） 7番 辻文男君。

○7番（辻 文男君） ありがとうございます。よくわかりました。今回の用途地域の見直しとは、美濃市を含む美濃都市計画区域マスタープランを見直すということになるわけですね。

それでは、今回の実施業務に美濃市における都市計画道路の見直しはあるのですか。

○議長（森 福子君） 建設部長 古川雄太君。

○建設部長（古川雄太君） 都市計画道路の見直しはあるのかとの御質問をいただきましたので、お答えいたします。

本市の都市計画道路は平成18年に見直しましたが、市内の状況も変化しておりますので、用途地域の見直しにあわせ都市計画道路の見直しも行っております。

〔7番議員挙手〕

○議長（森 福子君） 7番 辻文男君。

○7番（辻 文男君） 再質問します。

見直しを行っていくという答弁ですけれども、今、平成18年度に見直ししましたという答弁をいただきましたけれども、平成19年度以降の見直しはされていないということになるんですか。

○議長（森 福子君） 建設部長 古川雄太君。

○建設部長（古川雄太君） 平成19年以降、見直しはされていないのかとの再質問をいただきましたので、お答えいたします。

平成18年に都市計画道路の見直しを行った際に、毛鹿洞線の国道156号から曾代トンネル東側交差点までの区間の廃止と、中野・坂田線の段・西洞線との交差点以北の廃止を行っており、平成19年以降は見直しを行っておりません。

[7 番議員挙手]

○議長（森 福子君） 7 番 辻文男君。

○7 番（辻 文男君） 10年以上も見直しが行われてないということには、ちょっと驚きました。

美濃市の行政組織規則第7条、これは職員さんがどんな仕事をするかというようなことが定めてあるんですけども、その中の担当課の業務分掌事務というところには、1. 都市計画の企画及び調査に関すること、2. 都市計画の決定に関すること、3. 都市計画事業の実施に関することという規定があります。毎年の業務振り返りに、こうした分掌事務についての経過確認をしておいたら何らかの動きがあったように思いますが、これを契機に今後はしっかり取り組んでいただきたいものと思います。

それでは、3番目の質問に移ります。

今期の予算には総合計画策定関係経費が計上され、また美濃市総合計画条例の策定も上程されており、いよいよ第6次総合計画の策定に向けて本格的な動きが始まってまいりました。総合計画をこれからの美濃市の行く末を考え実現可能な計画とするためには、将来の都市像を明確にしておく必要があります。

人口減少、集落の縮小傾向を踏まえ統廃合も視野に入ってきますが、市民の生活に欠かせない大動脈の働きをするのは交通網だと考えます。特に、幹線としての機能を要求される都市計画道路の計画と整備は費用も時間もかかりますので、常に取り組んでおく仕事の一つだと考えます。

現状を見てみますと、都市計画道路段・西洞線は美濃病院横までの整備はされていますが、それ以外は手がつけられていないと思います。路線の計画区域では道路用地として網かけされていますので、他の用途に利用することはできません。したがって、計画が停滞しておりますと全てが進まず、取り残された区域となった周辺の開発も取り残されていきます。これでは将来設計に支障を来してしまいますので、道路計画を見直しながら整備を進めるべきですが、現在はなかなか進んでいません。

そこで、第6次総合計画の策定に当たっては都市計画の見直しは必須であると考えますが、現状対応はできるのですか、答弁を求めます。

○議長（森 福子君） 建設部長 古川雄太君。

○建設部長（古川雄太君） 第6次総合計画の策定に都市計画は必須と考えるが対応できるかとの御質問をいただきましたので、お答えいたします。

来年度より、美濃市第6次総合計画の策定作業に着手する予定となっております。現時点では具体的なことは予測できませんが、総合計画と今回行う都市計画の用途や道路の見直しの方向性にそごがないよう調整することが重要であると考えております。

[7 番議員挙手]

○議長（森 福子君） 7 番 辻文男君。

○7 番（辻 文男君） 再質問をお願いします。

総合計画と都市計画の用途や道路の見直しにそごがない、これは当たり前のことだと考えます。今年度から2年間で総合計画を策定するんですから、同時並行でも都市計画も見直しをすると、そういうことになるんですか。

○議長（森 福子君） 建設部長 古川雄太君。

○建設部長（古川雄太君） 総合計画の策定と同時並行で都市計画も見直すのかとの再質問をいただきましたので、お答えいたします。

都市計画の見直しにつきましては、来年度の1年間で調査・検討を実施し、総合計画に反映できるようにしていきます。

〔7番議員挙手〕

○議長（森 福子君） 7番 辻文男君。

○7番（辻 文男君） 来年度1年間で調査・検討を実施して、総合計画に反映するというところで、そういう決意を聞かせていただきました。市民わくわくふれあいセンターの着工もあり、また吉川、生櫛の土地区画整理事業、そういったものを抱える中での都市計画の見直しはかなりの作業量と思いますが、総合計画へ反映するためには何が何でもやり遂げねばならないという事業ですから、頑張ってくださいと思います。

それでは、この質問の最後の4番目に移ります。

活性化が進む中央地区の市道松森・上条線は交通量も多く、自転車や歩行者の通行も結構多く見られます。サピーやコメリに隣接する路側帯には歩道が設けてありますが、反対側のガソリンスタンドやジップドラッグに面した道路には歩道の設置がありません。また、ここより北側には白線による路肩表示のみで歩道はありません。

今度、農協の移転が予定されるコメリの前の区画には恐らく歩道が設置されるものと思いますが、こうした幹線道路でありながら歩道の設置がない道路は安全管理上極めて危険な路線と言えます。

そこで、都市計画には定められていない道路ではありますが、自転車の通行可能な歩道を持った都市計画で定められた道路として、早急な対応及び整備が必要と考えられるんですがいかがですか、答弁を求めます。

○議長（森 福子君） 建設部長 古川雄太君。

○建設部長（古川雄太君） 市道松森・上条線は、都市計画道路として早急な対応及び整備が必要と考えるがいかがかとの御質問をいただきましたので、お答えいたします。

御指摘のように、美濃インター前周辺の宅地化が進んできており、市道松森・上条線の交通量がふえていることから、既存の道路を改修することは必要と考えます。しかし、本市において周辺土地利用を勘案した場合、当該道路を都市計画道路とする必要性は低いと考えます。

〔7番議員挙手〕

○議長（森 福子君） 7番 辻文男君。

○7番（辻 文男君） 再質問します。

必要性が低いのではないかというのは、必要がないということですか。交通量が非常に多い道路に歩道があったりなかったりということでは安全上に問題があり、しかも農地転用によって農協の支店ができるということで、今後この地域が急速に開発が進む可能性が見えている。そういった状況の中で区域の発展が予見される、そういった区域の道路であり、都市計画道路の幹線街路に相当する道路というふうに考えるんですが、都市計画道路に指定する必要性がないという理由を聞かせてください。

○議長（森 福子君） 建設部長 古川雄太君。

○建設部長（古川雄太君） 都市計画道路に指定する必要性がないという理由について、再質問をいただきましたのでお答えいたします。

必要性がないということではございません。都市計画道路とは、都市の骨格を形成し、安心で安全な市民生活と機能的な都市活動を確保する都市交通における最も基幹的な都市施設として、都市計画法に基づき決定された道路です。

御指摘の市道松森・上条線は、先ほどお答えしましたように、農業上の利用を確保すべき土地として指定されている農業振興地域内の農用地区域を通る道路であり、現在のところ市街化を図る地域内の道路としての方向性は示されておられません。本市においては、当面は既存の道路を改修する道路改良事業や開発行為への指導において歩行者等の安全対策をすべきと考えており、当該道路を都市計画道路とする必要性は低いと考えます。

しかしながら、来年度に実施予定の都市計画の見直しの調査・検討により、都市計画道路についても検討してまいります。

〔7番議員挙手〕

○議長（森 福子君） 7番 辻文男君。

○7番（辻 文男君） この道路は、当初農免道路であったのを市道認定して管理していると、そういう中で使用頻度、交通量ともに一般市道よりも過密であるという状況を認識すれば、都市計画道路の検討には十分値するものと考えますので、来年度実施の都市計画の見直し検討、そういう結果を注目するとともに、自転車通行も可能な歩道の設置を見据えた改良計画を要望して、引き続き関心を持って見守ることを宣言してこの質問を終わりたいと思います。

それでは、最後の質問になります。債権処理について、総務部長に答弁を求めます。

平成29年の12月定例会で質問いたしました債権管理について、再度の質問となりますが、平成30年度の取り組みについて2点伺います。

最初の質問は、平成30年度における未収金、公債権と私債権、それぞれ回収状況はどのようでしたか、答弁を求めます。

○議長（森 福子君） 総務部長 北村道弘君。

○総務部長（北村道弘君） 皆さん、こんにちは。

それでは、辻議員からの質問、債権処理についての御質問の1点目、未収金の回収状況についてはどのようにかについて、お答えします。

さきの一般会計決算で、平成30年度に持ち越された債権は2億3,743万9,247円であります。うち、公債権は1億6,625万9,787円で、市税が1億5,873万2,387円であります。税以外では、保育料、し尿処理手数料などがございます。また、私債権は7,117万9,460円で、市営住宅入居者の家賃、住宅新築資金の貸付金、不動産の貸付金、学校給食費などがございます。

主なもので申し上げますと、公債権のうち市税の過去3年間の収納額とその率は、平成27年度は4,272万8,930円で収納率は22.3%、平成28年度は4,509万938円で収納率24.6%、平成29年度は4,287万1,776円で収納率25.3%、平成30年度は平成31年2月末現在で4,543万3,325円で収納率28.6%となっています。

また、私債権のうち市営住宅使用料の過去3年間の収納額とその率は、平成27年度は87万7,200円で収納率14.9%、平成28年度は76万1,710円で収納率12.2%、平成29年度は136万5,760円で収納率19.2%、平成30年度は平成31年2月末現在で77万2,200円で収納率10.8%となっています。

債権額は前年度の決算で未収金となったもので、翌年度に繰り越されたものの累計額であります。当該年度では、滞納繰越分として表示し現年度分と区別しています。滞納繰越分の市税は、平成27年度には1億9,146万3,898円ありましたが、平成30年度では1億5,873万2,387円となり3,273万1,511円減少しております。

今後も、さまざまな方策で債権回収に努めてまいります。

〔7番議員挙手〕

○議長（森 福子君） 7番 辻文男君。

○7番（辻 文男君） 債権回収ということでは、訪問などによって時を問わず滞納者に交渉するという苦勞が伴います。そうした中で、今年度は30%近く収納率を上げられたことに関しては労をねぎらいたいと思います。

税金やサービスに対する手数料、料金などは100%納付が原則と思います。諸事情によって納付がままならない、そういうこともあると思いますが、完納する義務があるわけですから支払いが滞っている方を特別扱いにせず、これからも根気よく回収に努めていただきたいと思います。

次に、前回質問では、できるだけ早期に債権管理条例の制定を目指してまいりたいというふうな答弁をいただいておりますので、今年度の取り組みについて、債権管理条例制定に向けて進捗状況はどのようかについて、答弁を求めます。

○議長（森 福子君） 総務部長 北村道弘君。

○総務部長（北村道弘君） 御質問の2点目、条例制定に向けての進捗状況はどのようかについて、お答えいたします。

債権は、法的性質から公債権と私債権に大別され、公債権は自力執行権の有無によりさらに分類されます。昨年12月から試行的に、同じ公債権に分類される税務課、市民生活課、健康福祉課の3課が連携し、同じ手法による財産調査、給与や預貯金の差し押さえによる債権回収を実施したところでございます。

今後、債権管理条例の制定に向けて、債権の性質ごとに問題点や内容について検討をしており、主な内容は、統一的な債権管理台帳の作成や督促などの債権回収の手続についての規定、債務者に複数の滞納がある場合、その滞納情報を共有するなどがあります。既に制定している他市の事例では、債権の一元管理を定めているもの、私債権に特化したもの、債務者の生活債権に視点を置くものなどさまざまな特徴があります。

本市としましては、債権の適正な管理とより効率的な収納ができるよう担当課と調整し、内部体制を整えながら条例制定に向けて作業を進めてまいります。いずれにいたしましても、市税に限らず私債権を含めた全ての債権の収入未済額の縮減に努め、負担の公平性の確保を図ってまいりたいと考えております。

〔7番議員挙手〕

○議長（森 福子君） 7番 辻文男君。

○7番（辻 文男君） 昨年の質問を契機に、税務課、市民生活課、健康福祉課の3課連携による債権回収が功を奏しているということは、この前の質問で確認ができました。

実務で成果を上げながら、さまざまな事例を研究し、美濃市に即した債権管理条例の制定に向けて確実に進んでいるという答弁がありましたので、粛々と進めていただき、できるだけ早期にこの議会に条例案が上程されることを期待して私の一般質問を終わりたいと思います。

長時間にわたり御清聴ありがとうございました。

○議長（森 福子君） 次に、4番 永田知子君。

○4番（永田知子君） 皆さん、こんにちは。最後になりましたが、一般質問、永田が行います。

私は発言通告に従いまして、一問一答形式で2点についての一般質問です。

まずその1点目ですが、美濃市の公園についてです。

その1つ目、2018年度の公園施設長寿命化計画に続きまして、2019年度は公園施設長寿命化対策の推進の事業が盛り込まれています。公園施設の長寿命化計画は新たに公園をつくることではなく、あくまでも現在の公園施設の安全性確保と、それぞれ特徴のある公園の機能保全のための調査を行うことだと昨年の6月議会で説明を受けました。

将来負担を考えますと、管理経費、修繕費の予算をできるだけ無駄なく抑えなければならないことは理解できます。しかし、公園の役割は最大限保持されなければなりません。確かに、全ての公園施設はつくられたときから維持管理が始まっております。古いものほど丁寧な調査をし、継続的に整備されていけば後々の経費負担の軽減につながります。今回は、市内にある16の公園のうち、10年以上経過している13の公園を対象にしたということでした。

法の改正から、公園に求められる機能は新たなステージへと変化してきていることも、今回の長寿命化計画と関連づけてみる必要があります。社会の成熟化、市民の価値観の多様化、都市のインフラの一定の整備等を背景とし、緑とオープンスペースが持つ多機能性を引き出す、そんなことが重視されています。市内の新しい公園には、既にそうした機能が備わって

いる公園もできています。

こうしたことを背景に考えながら、公園施設長寿命化計画について、これまでの計画策定の進捗状況はどのようなか、お尋ねいたします。

○議長（森 福子君） 建設部長 古川雄太君。

○建設部長（古川雄太君） 公園施設長寿命化計画について、進捗状況はどのようなかとの御質問をいただきましたので、お答えいたします。

公園施設の長寿命化計画の策定は、国の公園施設長寿命化計画の策定指針に基づき実施しております。これは全国的に都市公園にある施設が老朽化してきて、適切に維持管理ができなくなってきたことが問題となったため、ライフサイクルコストの縮減や維持管理コストの平準化を図る目的で策定を進めているもので、計画に基づいて行われる長寿命化対策は国の財政支援を受けられることになっております。

例えば美濃市においては、運動公園内や小倉公園の遊具やトイレなど、既存施設の修繕や改修に対して国の財政支援を受けることができます。

なお、進捗状況につきましては、既に予備調査として各公園の施設の利用状況、劣化や損傷などの状況を把握し、日常点検や定期点検のもと計画的な補修や更新を行う予防保全型管理を実施する施設と、劣化や損傷、異常や故障などが確認された時点で更新を行う事後保全型管理を実施する施設に分類し、その中で優先順位を検討しております。現在、最終段階に入っており、間もなく完成いたします。

なお、パブリックコメントの実施は5月ごろを予定しており、その際、市民の皆様の声も反映していきたいと考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（森 福子君） 4番 永田知子君。

○4番（永田知子君） 最終段階、5月のパブリックコメント公表というようなことで、大体の進捗状況の先が見えてまいりました。私たち市民は、そのパブリックコメントを出されたときに、しっかり市民の目線でこれからの公園、私たちの願いをその中に組み入れていただける心構えで参加させていただきたいと思っております。

2つ目の質問に入ります。

16ある都市公園中の小倉公園というのは、園内で動物が飼育されている県内でも珍しい公園であります。動物が飼われていた公園というのはほかにもありましたけれども、いろいろな理由がありまして今ではほとんど姿を消してしまい、飼養動物を見ようとすれば県外へ出かけなければなりません。

過去には、鹿をめぐる事件、あるいは猿にいたずらを仕掛けた事件なども起きたことがありました。寿命を全うした動物もいれば、病死した動物もいて、なお今日の状態が維持されております。以前は、もう少し多くの種類の動物がいたと記憶しております。

おりの向こう側で生きている動物、その動物たちを見ると、彼ら話すことができない動物の環境整備は、当然人間がしなければならないことです。おりの外で見る人は、動物たちの

動きや鳴き声、しぐさ、動物同士のコミュニケーションなどからいろいろな思いをめぐらし、動物にその思いを重ねながら見ていると思います。

特に、低年齢の子供たちというのは、動物を家庭で飼うことが減少しているために、大人が見れば大して珍しくもない動物であっても興味を示します。また、動物観察ができて、飼養されている動物の生態について学習することもできます。それだけに身近なところで動物と触れ合える小倉公園の存在感は大きいです。

動物を飼養し管理することは、今後も意義ある大事な仕事です。もし公園内の動物の生命が全て絶えたときは、今の学校のように施設だけが残って、何もなくなったという事態が起ころはしないかなどという心配する声も届いております。長寿命化計画の推進に、この動物も調査対象になっているのか知りたい点ではあります。

市民の多くが注目する特別な小倉公園について、飼養動物数はどれくらいか。また、生命の維持管理の上で考慮、配慮されている事項は何かについて質問いたします。

○議長（森 福子君） 産業振興部長 成瀬孝子君。

○産業振興部長（成瀬孝子君） 2点目の小倉公園について、飼育動物数及び生命の維持管理の上で配慮されている事項は何かについて、お答えいたします。

小倉公園は県内の都市公園で唯一小動物園があり、現在も市内外の親子連れの方々に親しまれているところでございます。現在、公園内ではクジャクやアイガモ、鶏などの鳥類12羽、ムフロン3頭、鹿1頭、猿5頭、ウサギ9羽を飼育しております。飼育管理につきましては、管理人2名が従事し、それぞれの動物に適した清掃、餌やり、動物の体調管理を行っております。また、動物の体調に変化が見られた場合は、市内の動物病院の獣医師に見ていただいております。今後も適正な管理に努めてまいります。

〔4番議員挙手〕

○議長（森 福子君） 4番 永田知子君。

○4番（永田知子君） 今の答弁に関しまして、質問後半の生命維持管理への配慮ということについて、どんな配慮されているのか、もう少し具体的に知りたかった点であります。

体調管理は日常の業務として義務づけてあるとは思いますが、7種類の動物の生態把握というのが前提でなされなければなりません。動物園と違って、専門的なスタッフを置くということは当然無理にしても、体調変化がどんな状態か、動物の生態についての知識は必要であります。美濃市には県の動物愛護センターもありまして、多くの市民は動物への関心も高いと思います。

例えば猿の園舎の場合、昨年冬場のようにいてつく日が続けば、野生で生活している猿ならば野山の自然の中で暖をとる工夫も寝起きをともにして工夫することができますけれども、コンクリートの園舎の中では何もできません。もともと樹上生活もする動物である猿の習性に合った室内環境かどうかということも疑問になります。

1つ目の質問でお伝えしましたように、公園施設長寿命化と関連し、都市公園としての小倉公園内の動物は飼養も含めて大切な公園の一部であり、長寿命化の対象ではないでしょう

か。美濃市の大切な観光スポットでもあり、世代を超えた市民の心に焼きついているスポットでもあります。

続いて、3つ目の質問に移ります。

かつて、命の教育の一環で学校でも飼育活動が行われてきました。現在は、飼育動物の施設はありますが学習活動は見られません。幼児から高齢者まで、人の集まりを膨らませ、歴史と魅力を持つ小倉公園、その長寿命化計画の推進は市民の悲願にもなっております。日ごろの公園利用の様子から、子育て世代の休日の家族のお楽しみ場所、イベントの参加、幼稚園や保育園の活動の一環の場所など、学びや憩いの雰囲気は漂っております。

国土交通省は、公園の役割として次のようなことを上げています。良好な都市環境を提供する、都市の安全性を向上させる、市民の活動の場、憩いの場を形成する。豊かな地域づくり、地域の活性化に不可欠な場所。

小倉公園はこのような役割を果たしている貴重な公園です。その公園内で大きな役割を持つ動物たちについて、動物愛護の心を養う視点から見せ方の工夫が必要と思います。それについての考えについてはどうでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（森 福子君） 産業振興部長 成瀬孝子君。

○産業振興部長（成瀬孝子君） 3点目の小倉公園について、動物愛護の心を養う視点から見せ方の工夫が必要と思うが考えはどうかについて、お答えいたします。

動物園における動物の飼養につきましては、環境省において定められた展示動物の飼養及び保管に関する基準がございます。この基準では、管理者及び飼養保管者は、動物が命あるものであることに鑑み、展示動物の生態、習性及び生理並びに飼養及び保管の環境に配慮しつつ、愛情と責任を持って適正に飼養することなどに努めることとされています。これに基づいて、小倉公園の小動物園においても管理をしております。

また、昨年6月の議会定例会において、永田議員からの一般質問に対して御答弁いたしましたように、ウサギの飼育小屋の区分けをし縄張り争いをしないよう配慮し、子供たちが楽しく鑑賞できるよう環境を改善いたしました。このように、それぞれの動物に対し適正な維持管理を行い、また園舎を清潔に保つことに努めております。

長い歴史のある小倉公園の小動物園を、多くの皆さんが安全で安心して楽しんでいただけるよう、一層努力してまいります。

〔4番議員挙手〕

○議長（森 福子君） 4番 永田知子君。

○4番（永田知子君） 先ほどの2つ目の質問と絡ませて、次の2つの点について提案し、検討をお願いしたいと思います。

1つは、飼養動物の管理者は、やはり動物の生態について専門家による研修を受ける。2つ目、見せ方の工夫については関心の高い高校生ですとか市民の皆さんからアイデアを募り、公園の活性化、観光に役立てる。例えばどんなことかといいますと、カラー板を使って動物の生態、特徴をもう少し、今以上に楽しんで見れるように明示する。あるいは、動物に名前

をつけて示して、訪れた人々が動物の存在感を共有できるような工夫、こんなことに生かしてみてもはどうでしょう。多くの費用は必要とはしません。ほかのイベントに重ねて行えば、市民も楽しく参加できると思っております。ぜひ検討してみてください。

続きまして、2点目の質問に移ります。

2点目の質問、美濃市に居住する外国人についてであります。

1つ目は、在住外国人の国籍構成などの現状についてどうなっているかということです。

最近では、日本中どこに行っても外国人の姿があります。経済のグローバル化、高度な情報発信技術の進歩によって、人の動きも驚くほど活発になってきております。

訪日する人の数もふえ続け、観光客では昨年12月までに3,000万人を突破しております。在留外国人、その人数も増加して、2016年法務省統計では約240万人、そのうち永住者は約30%と出ております。

昨年12月、改正入管法が成立し、多くの問題が指摘されながらも4月から施行されます。新たな在留資格の特定技能による外国人労働者の受け入れが開始されます。人手不足に悩む介護や農業、特に美濃市のような製造業など14分野で、今後5年間で最大34万5,000人という数が見込まれております。

今回の改正の背景には、日本の労働力不足があります。15歳から64歳までの生産年齢の減少、14歳以下の年少人口というのは毎年減少し続けている。この日本の現状から、外国人の労働力の助けなくして日本経済は成り立たないところにまで来ています。これまでの技能実習生の制度から、外国人労働者の門戸が大きく今開かれようとしております。

しかし、政府は日本で暮らす外国人との共生をうたいつつも、技能実習制度ですとか研修制度が開始された1993年以降に起きている労働環境、あるいは人権上の諸問題の解決を図っていません。準備不足のまま4月からスタートします。

関市の某介護施設では、既に介護士としてベトナム女性が働き、岐阜市がベトナムから9人の技能実習生を受け入れ、中津川の介護施設ではミャンマーの女性が勤務予定、こんな情報が広がっております。介護の分野にも受け入れが広がったことから、美濃市でも同様に介護施設での労働が拡大していくと、こんなことが予想されます。

市内でも、ここ数年の間に外国人観光客としてではなく、美濃市に居住している外国人を見かけることがふえてきました。スーパーマーケットでの買い物、そして往来の姿、近くで同じ国の出身者が話をしている姿、ATMの前で操作している姿などさまざまです。時折、子供連れの家族を見かけることもあります。特に、市内の南部地域では多いのではないかと思います。

出身国では、以前に多く見られた中国人の姿は減り、かわって東南アジアの国々の人を見かけます。買い物を済ませ、商品の整理をしている女性の2人連れに声をかけてみますと、出身国はベトナムで市内の極楽寺に住み、工業団地内の某工場で働いているという答えが返ってきました。

そこで1つ目の質問、美濃市内において居住外国人の国籍構成などの現状はどのようなか、

お尋ねいたします。わかっている範囲で結構ですので、御答弁願います。

○議長（森 福子君） 民生部長 篠田博史君。

○民生部長（福祉事務所長）（篠田博史君） 在住外国人の国籍などの現状について、お答えします。

美濃市に在住する外国人は、平成31年2月末現在で男性179人、女性296人、合計475人で5年前に比べ約100人増加しており、年々増加傾向にあります。また、美濃市には18カ国の方々が在住されており、多い順にベトナム216人、中国139人、カンボジア33人とこれら3カ国で80%以上を占めています。また、年齢構成は15歳未満が7人、15歳から64歳が465人、65歳以上が3人となっております。在留資格では、在留期間が1年から2年の技能実習生が363人と大半を占めています。地区別では、多い順に藍見地区160人、中有知地区105人、美濃地区75人、下牧地区58人、大矢田地区46人、上牧地区19人、洲原地区12人となっております。

〔4番議員挙手〕

○議長（森 福子君） 4番 永田知子君。

○4番（永田知子君） 今御答弁いただきました国籍別、年齢別の統計によれば、まずその在住数が5年前との比較で約1.3倍増加している、在留資格によりますと1ないし2年の短期技能実習生が約76%を占めているということがわかります。この美濃市においてでも18カ国の国々から人々が来ているということもわかりました。言語に関するなら、その母国語だけでも18の数に上ります。居住地域が市内南部に多く集まり、東南アジア系の外国人をよく見かけるわけもわかりました。

全国では、昨年10月時点の日本国内の技能実習生、あるいは留学生は146万人、これもやはり10年間で3倍になっているということから、美濃市も比率は低いにしろ国内の傾向と大変よく似ております。

ここで一番知りたかったことというのは、どの国の人々がどこに勤務し、あるいは生活されているのかということが知りたかったのです。ハローワークで確認を得ようとしたのですが、企業の情報管理上、市民生活課の御答弁と同じ程度しか開示できないということでした。彼らは技能実習生として、限られた年数の範囲で市内の事業所で働くために来日しているので、当然、職場以外の一般市民との交流は限定されます。しかし、勤務時間以外の場で市民とのかかわりも少なからずできています。

次の事例は、今後の多文化共生という視点で見た場合の、その創造していくきっかけとして少し紹介させてください。

1つは、大手の企業も入っている工業団地、私たちが住むところの大矢田地内にあるわけですが、製造業の多い地域には多数の外国人が居住しています。この人たち、休日にはスポーツを自分たちだけで楽しんでいる姿も見かけます。近くと同じ職場の市民の方からは、社内で働く外国人の真面目な働きぶり、あるいは母国での生活の様子、またその家族、家庭についてなど、日本人同士と変わらない話題で会話していると言われます。

2つ目ですが、これは私ごとですが、最近、複数のベトナム人が某会社の2階に住んで働いています。近くに住んでいてもこの程度の情報しか知ることがなく、たまたまごみステーションで男性と顔を合わせて、ごみの出し方をきっかけで会話を交わすことができました。その中で、日本語、特に漢字をもっと学びたいんだけど語学の学校はこの近くにはないですかと尋ねられました。勤務日以外の生活の仕方や、本国の暮らしなどの話もいろいろ聞かせてくれました。

もう一つの例なんですが、市内のある自治会では、製造業の会社に雇用された外国人労働者の紹介とあわせて、自治会は準自治会員としてこの方たちを対応する、そうした旨を回覧板で広報された地域の事例もあるのです。

岐阜県では2019年度から、つい最近の新聞情報ですが、外国人活躍・共生課、こういうのを県庁内に新設して外国人の受け入れ環境の整備ですとか就労支援を進めるとしています。これまでも多文化共生推進基本方針というのがありまして、その中の課題としてコミュニケーション、これは生活に必要な情報の提供、相談体制、外国人が参画しやすい地域づくりといったことを上げています。

外国人の在留には、入管法に従って資格を得た後、技能実習生として雇用契約をして、その後、雇用主は雇用状況届をハローワークに提出するなど、幾つかの手续や準備を経て働いています。雇用管理改善等に関する事業主の対処指針には、事業主の責任など雇用対策法がありますが、労働をめぐっての問題が後を絶ちません。

ますます進む日本の少子・高齢社会を外国人労働者の力をよりどころにしながら、共生社会へとつないでいくための変革が行政にも市民にも求められております。中小・小口企業が多い美濃市の現状から、行政、あるいは関係諸機関、事業所に十分対応できるよう早い時期の準備を検討されることを望みます。

続いて、2つ目の質問に入ります。

医療や居住地の防災の周知はどのように行われているのかについてです。

外国人の病気や事故の発生への対応は、生命にかかわることですから、保険制度など事業主との契約済みと思います。けれども、2017年までの7年間で全国で何と174人の方が死亡しています。こうした事実から、国は問題点を洗い出し、国としての対応を強固なものにしていかねばなりません。仮に、休日に事故や病気が発生した場合の対応は緊急を要するだけに、どのようにしていくのか、ぜひ考えねばならないことです。

岐阜県では、2012年からの基本方針中、これに関連してコミュニケーション、防災、医療、外国人が参画しやすい地域づくりなどについて述べています。どの項目でも共通して出されているのは、言語の問題です。多言語によって理解を広げ、防災につなげていく。そのために、通訳や災害時の語学ボランティアの人数をふやすなどの対策を強化しておるのであります。

美濃市内では、会社所有の集合住宅ですとか寮に多くの人が住んでおり、あとは一戸建ての持ち家に住んでいる方もいます。会社に雇用されている通訳者が日本語の不十分な部分を

補い、意思の疎通を図っているとハローワークは説明しています。

災害の中でも直下型地震はいつでも起きてもおかしくない。そうした中で、もし通訳がすぐ動けなかったらどうなるのか。そこで、美濃市では医療や居住地域の防災の周知についてどのように行われているのか質問します。

○議長（森 福子君） 民生部長 篠田博史君。

○民生部長（福祉事務所長）（篠田博史君） 医療や居住地域の防災の周知はどのように行われているのかについて、お答えします。

医療や防災など外国人の方の生活に必要な情報は、事業主の方から周知していただいているのが現状です。

市民生活課の窓口では、外国人の方の転入手続にあわせ、ごみの出し方の説明や必要に応じて国民健康保険の手続、健康福祉課や教育委員会など関係部署へ御案内をしているところです。

ごみに関しましては、以前、一部のごみステーションでマナーの悪いところも見受けられましたが、自治会によるごみ出しルールの周知徹底やごみステーションパトロールなどにより現在は改善しております。

また、国民健康保険に加入される外国人の方の中には保険制度を理解されていない方も多いため、事業主の方からも保険制度の意義について御説明をお願いしているところでもあります。

4月から改正入管法が施行されることから、今後、外国人居住者が増加することが推測されます。つきましては、外国人の方々に生活に必要な情報をスムーズに周知できるよう、パンフレット等の多言語化を進めるとともに、県の国際交流センターと連携を図り、市民の皆さんと外国人の皆さんが安全で安心に暮らせるよう努めてまいります。

[4番議員挙手]

○議長（森 福子君） 4番 永田知子君。

○4番（永田知子君） 医療、防災、この2つの周知ということは、在留する外国人にとって一番心配されることです。習慣、文化の違いがあっても、生活する上の約束事は守らなければなりません。安心して働くためには、在住外国人に十分な事前知識と理解が求められています。情報は事業主からという説明を今受けましたが、一定の理解がなされていることがわかりました。ごみに限らず、問題が起きればその場面ごとに直接言葉かけをしながら理解を求める以外にはないと思います。

中濃消防組合のデータによれば、労働作業中ではなく居住場所で一刻を争う急病ですとか緊急事態が発生したときには、美濃市からの搬送件数はほぼこれまで横ばいで、過去3年間の中濃地域在住の外国人救急件数の13%でした。あとは関市内が多いということです。こんな場合も、やはり最終的には会社を通して通訳を要請し、十分な情報を得た上で病院での処置につなぐそうです。

外国人労働者は、一定の日本語の習得はしているとはいうものの、18カ国から来日してい

る現状から、災害に関しては、市民も同じ地域に住む人として外国人と日ごろから交流し、相互理解に努める中で共助の体制をつくることが求められます。そのためには、居住地域の自治会は少なくともそこに住んでいる外国人についての情報を知り、自治会として機能していかなければならないと思うんです。

特に、全ての鍵になるのは外国人の日本語の理解です。今後、多文化の共生を目指し、雇用主と在住外国人だけの関係から、市民も巻き込んだ地域づくりを目指す方向で、次の2点を検討事項として提案いたします。

1つ、市民と行政が一体になって、外国人が日本語を学ぶことができる場づくりの推進、もし市民の中からはぜひそうした動きを考えて声を上げる方たちがいた場合には、行政もその後押しに一役かっただけたらという意味で、1つ目の検討事項。

2つ目、今度は自治会を通じた地域交流のための外国人の情報提供、プライバシーにかかわるところまでは難しいんですけども、せめて住んでいる場所ですとかどこの国の人、どんな暮らし方ぐらいはやっぱり情報として欲しいわけでありまして。つまり、多文化共生に一役かうこれからの先を見越しながら、こうしたことも検討の中に入れていただきたいということです。

この2点を検討事項として提案することによって、私の一般質問を終わります。

○議長（森 福子君） 以上をもちまして市政に対する一般質問を終わります。

これより議案付託表を配付いたさせます。

〔議案付託表配付〕

○議長（森 福子君） ただいま議題となっている議第1号から議第24号までの24案件につきましては、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ各常任委員会に審査を付託いたします。

なお、各常任委員会は、総務産業建設常任委員会は、3月14日及び15日の午前9時から、民生教育常任委員会は、3月18日及び19日の午前9時からそれぞれ開催する旨、各常任委員長にかわって告知いたします。

お諮りいたします。議事の都合により、あすから3月21日までの9日間休会いたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 福子君） 御異議がないものと認めます。よって、あすから3月21日までの9日間休会することに決定いたしました。

散会の宣告

○議長（森 福子君） 本日はこれをもって散会いたします。

3月22日は、午前10時から会議を開きます。当日の議事日程は追って配付いたします。本日は御苦労さまでした。

散会 午後2時20分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成31年 3月12日

美濃市議会議長 森 福 子

署 名 議 員 古 田 豊

署 名 議 員 太 田 照 彦

平成31年 3 月 22日

平成31年第 1 回美濃市議会定例会会議録（第 3 号）

議 事 日 程 (第 3 号)

平成31年 3 月 22 日 (金曜日) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議第 1 号 平成31年度美濃市一般会計予算
- 第 3 議第 2 号 平成31年度美濃市国民健康保険特別会計予算
- 第 4 議第 3 号 平成31年度美濃市農業集落排水事業特別会計予算
- 第 5 議第 4 号 平成31年度美濃市下水道特別会計予算
- 第 6 議第 5 号 平成31年度美濃市介護保険特別会計予算
- 第 7 議第 6 号 平成31年度美濃市後期高齢者医療特別会計予算
- 第 8 議第 7 号 平成31年度美濃市病院事業会計予算
- 第 9 議第 8 号 平成31年度美濃市上水道事業会計予算
- 第10 議第 9 号 平成30年度美濃市一般会計補正予算 (第 7 号)
- 第11 議第10号 平成30年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第12 議第11号 平成30年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第13 議第12号 平成30年度美濃市下水道特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第14 議第13号 平成30年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)
- 第15 議第14号 平成30年度美濃市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第16 議第15号 平成30年度美濃市病院事業会計補正予算 (第 2 号)
- 第17 議第16号 平成30年度美濃市上水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 第18 議第17号 美濃市総合計画条例について
- 第19 議第18号 消費税及び地方消費税の税率改正に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 第20 議第19号 美濃市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第21 議第20号 美濃市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第22 議第21号 美濃市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第23 議第22号 美濃市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 第24 議第23号 美濃市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 第25 議第24号 市道路線の認定について

本日の会議に付した事件

第 1 から第25までの各事件

出席議員（13名）

1 番	豊澤正信君	2 番	梅村辰郎君
3 番	梅村栄一君	4 番	永田知子君
5 番	古田秀文君	6 番	岡部忠敏君
7 番	辻文男君	8 番	庄司義廣君
9 番	古田豊君	10 番	太田照彦君
11 番	森福子君	12 番	山口育男君
13 番	佐藤好夫君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	武藤鉄弘君	副市長	柴田徳美君
教育長	樋口宜直君	総務部長	北村道弘君
民生部長 (福祉事務所長)	篠田博史君	産業振興部長	成瀬孝子君
建設部長	古川雄太君	会計管理者	古田和彦君
教育次長	澤村浩君	美濃病院事務局長	林信一君
民生部参事	辻幸子君	総務課長・ 選挙管理委員会 事務局長	瀬瀬敬久君
秘書課長	西部睦人君	監査委員事務局長	小川秀一君
教育委員会 人づくり文化課主幹	高木宏和君		

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	市原義則	議会事務局次長 兼議事調査係長	石原まさる
議会事務局書記	平田純也		

開議の宣告

○議長（森 福子君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午前10時00分

○議長（森 福子君） 本日の日程は、お手元に配付したとおり定めました。

第1 会議録署名議員の指名

○議長（森 福子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、12番 山口育男君、13番 佐藤好夫君の両君を指名いたします。

第2 議第1号から第25 議第24号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（森 福子君） 日程第2、議第1号から日程第25、議第24号までの24案件を一括して議題といたします。

これら24案件について、各常任委員会における審査の結果を求めます。

最初に、総務産業建設常任委員会委員長 梅村辰郎君。

○総務産業建設常任委員会委員長（梅村辰郎君） 皆さん、おはようございます。

今期定例会において総務産業建設常任委員会に審査を付託されました各案件につきまして、去る3月14日午前9時からと15日午前9時からの2日間にわたり、委員全員の出席を得まして委員会を開催いたしました。慎重に審査を行いましたその経過と結果につきまして、御報告を申し上げます。

最初に、議第1号 平成31年度美濃市一般会計予算中、総務産業建設常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第3号 平成31年度美濃市農業集落排水事業特別会計予算を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第4号 平成31年度美濃市下水道特別会計予算を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第8号 平成31年度美濃市上水道事業会計予算を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第9号 平成30年度美濃市一般会計補正予算（第7号）中、総務産業建設常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第11号 平成30年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第12号 平成30年度美濃市下水道特別会計補正予算（第3号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第16号 平成30年度美濃市上水道事業会計補正予算（第2号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第17号 美濃市総合計画条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第18号 消費税及び地方消費税の税率改正に伴う関係条例の整備に関する条例について中、総務産業建設常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第19号 美濃市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第20号 美濃市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第21号 美濃市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第23号 美濃市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第24号 市道路線の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、議第1号中、本委員会に付託されました観光費の観光事務経費の予算のうち、花みこしの展示に伴う経費に対して、委員会の意見として以下のように申し添えます。

花みこしの展示事業については、関連する自治会に事業の内容等を詳細に説明した上で、半分以上の賛同を得ると同時に複数の自治会がみこしの展示に参加するよう努力すること。

あわせて本事業の詳細な検証結果を委員会に報告し、協議すること。また、関連する自治会の抱える問題点に耳を傾け、今後の対応を検討すること。

以上をもちまして報告を終わります。

○議長（森 福子君） 次に、民生教育常任委員会委員長 梅村栄一君。

○民生教育常任委員会委員長（梅村栄一君） 皆さん、おはようございます。

今期定例会において民生教育常任委員会に審査を付託されました各案件につきまして、去る3月18日午前9時からと19日午前9時からの2日間にわたり、委員全員の出席を得まして委員会を開催いたしました。慎重に審査を行いましたその経過と結果につきまして、御報告を申し上げます。

最初に、議第1号 平成31年度美濃市一般会計予算中、民生教育常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第2号 平成31年度美濃市国民健康保険特別会計予算を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第5号 平成31年度美濃市介護保険特別会計予算を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第6号 平成31年度美濃市後期高齢者医療特別会計予算を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第7号 平成31年度美濃市病院事業会計予算を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第9号 平成30年度美濃市一般会計補正予算（第7号）中、民生教育常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第10号 平成30年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第13号 平成30年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第14号 平成30年度美濃市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第15号 平成30年度美濃市病院事業会計補正予算（第2号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第18号 消費税及び地方消費税の税率改正に伴う関係条例の整備に関する条例について中、民生教育常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答・討論の後、採決の結果、挙手多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第22号 美濃市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

○議長（森 福子君） 以上で、各常任委員会委員長の報告は終わりました。

ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 福子君） 特に質疑はないものと認めます。よって、委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論の通告がありますので、これを許します。

4番 永田知子君。

○4番（永田知子君） 皆さん、おはようございます。

今回、第1回定例会に上程されました議第18号 消費税及び地方消費税の税率改正に伴う関係条例の整備に関する条例について、反対を表明いたします。

反対の理由は次の2点であります。

1つ目、消費増税については、まだ確定しておりません。流動的な段階にあります。政府は、これまでも増税による景気の冷え込みを懸念して、引き上げ時期を2度延期してきました。内閣府による政府の公式見解によれば、3月7日に1月の景気動向指数で基調判断を引き下げました。そして、景気の後退が始まった可能性が高いということをこれによって示しております。

また3月20日、つい最近のことですが、月例経済報告では景気判断を3年ぶりに引き下げて、輸出や生産の一部に弱さもということで指摘をしております。

また、中国経済の減速に直面する企業は設備投資について、世界経済への懸念から様子見という感が一層強まり、先行きの不透明なことが上げられております。日米株価の動向、米中の貿易摩擦、イギリスのEU離脱など、日本経済に影響を及ぼす海外景気の不安材料はますますふえてきております。個人消費では、賃金の上昇も十分とは言えないことから不透明感が広がっています。

こうしたことを背景に、共同通信が行った最近の世論調査結果では「景気回復を実感していない」、こうした結果が84.5%を占めておる。そしてまた、消費増税については54.4%が反対という報告を報じております。経済は厳しい状況にあり、延期される可能性も現段階では高いのです。

したがって、6月議会、9月議会の上程でも間に合います。国において確定していない段階で条例を制定するのは時期尚早と考えます。

2つ目ですが、市民生活に大きな影響を及ぼすこの税制であります。増税への不安感が高まるばかりです。幾つかの軽減対策は複雑でわかりにくい内容になっております。対策として出ている複数税率やキャッシュレス決済のポイント還元など、消費者も業者も、これが実施されれば大混乱を招くと、こんな予想も出されております。8%据え置き食料品は原材料や経費が増税の対象であるために、4月、5月と値上げが予定されております。結局、軽減対策とはいえ増税と同じ結果です。国民、中小業者、消費者、企業経営者、知識人などから強い反対の声が上がっております。こうして不安が広がる消費増税に対して、市政においては特に慎重に対応すべきであります。

これで、議第18号議案の反対討論を終わります。

○議長（森 福子君） 通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 福子君） これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

最初に議第1号について、各委員長報告は原案を可決であります。本案を各委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森 福子君） 挙手全員であります。よって、議第1号は各委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第2号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森 福子君） 挙手全員であります。よって、議第2号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第3号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森 福子君） 挙手全員であります。よって、議第3号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第4号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり

決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森 福子君） 挙手全員であります。よって、議第4号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第5号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森 福子君） 挙手全員であります。よって、議第5号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第6号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森 福子君） 挙手全員であります。よって、議第6号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第7号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森 福子君） 挙手全員であります。よって、議第7号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第8号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森 福子君） 挙手全員であります。よって、議第8号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第9号について、各委員長報告は原案を可決であります。本案を各委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森 福子君） 挙手全員であります。よって、議第9号は各委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第10号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森 福子君） 挙手全員であります。よって、議第10号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第11号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森 福子君） 挙手全員であります。よって、議第11号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第12号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森 福子君） 挙手全員であります。よって、議第12号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第13号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森 福子君） 挙手全員であります。よって、議第13号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第14号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森 福子君） 挙手全員であります。よって、議第14号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第15号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森 福子君） 挙手全員であります。よって、議第15号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第16号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森 福子君） 挙手全員であります。よって、議第16号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第17号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森 福子君） 挙手全員であります。よって、議第17号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第18号について、各委員長報告は原案を可決であります。本案を各委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森 福子君） 挙手多数であります。よって、議第18号は各委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第19号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森 福子君） 挙手全員であります。よって、議第19号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第20号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森 福子君） 挙手全員であります。よって、議第20号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第21号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森 福子君） 挙手全員であります。よって、議第21号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第22号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森 福子君） 挙手全員であります。よって、議第22号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第23号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森 福子君） 挙手全員であります。よって、議第23号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第24号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森 福子君） 挙手全員であります。よって、議第24号は委員長報告のとおり可決いたしました。

閉会の宣告

○議長（森 福子君） 以上をもちまして、この定例会の会議に付議されました案件は全て議了いたしましたので、これをもって本日の会議を閉じ、平成31年第1回美濃市議会定例会を

閉会いたします。

閉会 午前10時30分

市長挨拶

○議長（森 福子君） 閉会に当たり、市長の挨拶があります。

市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 皆さん、おはようございます。

平成31年第1回美濃市議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

このたびの定例会におきましては、平成31年度一般会計予算を初めとする26件の議案につきまして慎重に御審議を賜り、いずれも原案のとおり議決いただき、まことにありがとうございました。会期中に議員各位から賜りました御意見、御要望につきましては、これを十分尊重し、検討の上、市民福祉の向上に反映するよう努めてまいりたいと思っています。

今定例会に提案いたしました平成31年度の当初予算におきましては、「住みたい 住み続けられる 美濃市づくり予算」として5つの政策の柱を積極的に取り組むとしたところがあります。市民の皆様の期待に応えられるよう、職員とともに常に新しい発想で取り組んでまいります。

さて、新年度は4月に県議会議員選挙、市議会議員選挙が行われ、5月1日には皇太子殿下が天皇に御即位されるなど、新しい時代の幕あけの年で節目の年でもあります。また、将来にわたって持続可能な地域社会を維持していくため、今後10年間を見据えた行政運営の指針となる美濃市第6次総合計画の策定を始める年でもございます。市民の皆様には積極的にかかわっていただきたいと考えております。

最後になりましたが、今期をもって退任される議員の皆様には、市政発展と市民の福祉向上のために格別の御尽力、御協力を賜り、まことにありがとうございました。今後は、大所高所から市政を見守りいただくとともに、健康には十分留意され過ごされますことを心よりお祈り申し上げます。

また、4月の統一地方選挙に立候補を予定されている皆様には、当選の栄を勝ち取られ、再びこの議場でお会いできることを御祈念申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森 福子君） 本定例会には、平成31年度予算を初め数多くの重要案件が提出されましたが、議員各位の熱心な審議により、ここに全ての案件を議了することができました。議事運営に対する御協力に対し、厚く御礼申し上げます。

執行部におかれましては、成立した案件の執行に当たり、議会の意向を十分に尊重されまして市政進展に尽くされますようお願い申し上げます。本日は御苦労さまでした。

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成31年 3月22日

美濃市議会議長 森 福 子

署 名 議 員 山 口 育 男

署 名 議 員 佐 藤 好 夫

総務産業建設常任委員会審査報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第101条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	結 果
議 第 1 号	平成31年度美濃市一般会計予算中、所管に関する事項	原案可決
議 第 3 号	平成31年度美濃市農業集落排水事業特別会計予算	原案可決
議 第 4 号	平成31年度美濃市下水道特別会計予算	原案可決
議 第 8 号	平成31年度美濃市上水道事業会計予算	原案可決
議 第 9 号	平成30年度美濃市一般会計補正予算（第7号）中、所管に関する事項	原案可決
議 第 11 号	平成30年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決
議 第 12 号	平成30年度美濃市下水道特別会計補正予算（第3号）	原案可決
議 第 16 号	平成30年度美濃市上水道事業会計補正予算（第2号）	原案可決
議 第 17 号	美濃市総合計画条例について	原案可決
議 第 18 号	消費税及び地方消費税の税率改正に伴う関係条例の整備に関する条例について中、所管に関する事項	原案可決
議 第 19 号	美濃市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議 第 20 号	美濃市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議 第 21 号	美濃市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議 第 23 号	美濃市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議 第 24 号	市道路線の認定について	原案可決

平成31年3月15日

総務産業建設常任委員会委員長 梅 村 辰 郎

美濃市議会議長 森 福 子 様

民生教育常任委員会審査報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第101条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	結 果
議 第 1 号	平成31年度美濃市一般会計予算中、所管に関する事項	原案可決
議 第 2 号	平成31年度美濃市国民健康保険特別会計予算	原案可決
議 第 5 号	平成31年度美濃市介護保険特別会計予算	原案可決
議 第 6 号	平成31年度美濃市後期高齢者医療特別会計予算	原案可決
議 第 7 号	平成31年度美濃市病院事業会計予算	原案可決
議 第 9 号	平成30年度美濃市一般会計補正予算（第7号）中、所管に関する事項	原案可決
議 第 10号	平成30年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	原案可決
議 第 13号	平成30年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第4号）	原案可決
議 第 14号	平成30年度美濃市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議 第 15号	平成30年度美濃市病院事業会計補正予算（第2号）	原案可決
議 第 18号	消費税及び地方消費税の税率改正に伴う関係条例の整備に関する条例について	原案可決
議 第 22号	美濃市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決

平成31年3月19日

民生教育常任委員会委員長 梅 村 栄 一

美濃市議会議長 森 福 子 様